明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十九年十二月九日

○第二十回国会 参議院会議録附録

○質問主意書及び答弁書

輸出振興関係予算の使途明細についての質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十九年十二月一日　東　隆

参議院議長河井彌八殿

輸出振興関係予算の使途明細についての質問主意書

一、輸出振興関係予算中農林水産物資に対する額の使途明細はどのようであるか。

二、輸出振興関係予算中農林水産物資に対する額の比率並びに大分類品目別の比率はどのようであるか。

三、海外貿易振興会等に対する助成金交付額は何程か。

四、前項の助成交付額の農林水産物資に対する割当額の比率並びにその明細はどのようになつているか。

五、特にバナナ輸入を見返りとしての貿易振興助成金の交付はどのような内容でなされているか。

六、第一項より第五項までの質問に対しいずれも昭和二十八年度の使途実績並びに二十九年度の使途予算について明細を回答せられたい。

内閣参質第一号

昭和二十九年十二月七日　内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長河井彌八殿

参議院議員東隆君提出輸出振興関係予算の使途明細についての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員東隆君提出の「輸出振興関係予算の使途明細」についての質問に対する答弁書

一、(1)　農林省所管経費については次の通りである。

(イ)　二十八年度使途実績は、下記の通りである。

事項名	予算額	決算額
生糸海外需要調査費	七五一、〇〇〇円	七四八、七八三円
ジャパン・シルク・アソシエイション委託	五四九、〇〇〇円	五四六、七八三円
うち 郡是産業株式会社ニューヨーク出張所委託	三〇二、〇〇〇円	三〇二、〇〇〇円
海外生糸宣伝費補助金	一九、〇〇〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇、〇〇〇円
(全額ジャパン・シルク・アソシエイション委託)	一九、七五一、〇〇〇円	一九、七四八、七八三円
合計		

(ロ)　二十九年度予算については、下記の通りである。

事項名	予算額
海外生糸市場調査宣伝委託費(全額中央蚕糸協会委託)	五〇、〇〇〇、〇〇〇円
輸出農林水産物海外宣伝費	二、〇〇〇、〇〇〇円
合計	五三、〇〇〇、〇〇〇円

(2)　通商産業省所管経費については次の通りである。

(イ)　二十八年度については、下記の通りである。

総額	一七三、九一〇、〇〇〇円
海外貿易振興会補助金	一〇七、四六七、〇〇〇円
重機械類技術相談室補助金	四九、二五〇、〇〇〇円
その他	一七、一九三、〇〇〇円

(ロ)　二十九年度予算については、下記の通りである。

総額	三三九、六〇六、〇〇〇円
海外貿易振興会補助金	一八六、三〇九、〇〇〇円
重機械類技術相談室補助金	一〇七、〇一四、〇〇〇円
その他	三六、二八三、〇〇〇円

二、(1)　農林省所管経費については、次の通りである。

(イ)　二十八年度予算総額一九、七五一、〇〇〇円は、全額生糸関係であり、これを全額の海外市場調査及び海外宣伝のための経費に充当している。

(ロ)　二十九年度予算額は、五二、〇〇〇、〇〇〇円であつて、うち生糸関係は、九六%の五〇、〇〇〇、〇〇〇円であり、その他の四%の二、〇〇〇、〇〇〇円は生糸を除く他の農林水産物の海外宣伝費である。

なお、生糸関係五〇、〇〇〇、〇〇〇円は、ニューヨーク事務所設置に要する経費及び生糸の海外市場調査宣伝費等である。

又輸出農林水産物海外宣伝費は、二十九年度においては差当り茶、薄荷、除虫菊、合板、椎茸、花莚、野草莚、肝油等に重点をおいて現在海外宣伝用パンフレットを作成中である。

(2)　通商産業省所管経費については、昭和二十八年度および同二十九年度を通じ輸出振興関係予算は、物資別予算を編成していないので、通商産業省経費のうち農林水産物資に対する支出を特掲されていないからその比率等、は算出し得ない。

三、政府は、昭和二十五年度より、財団法人海外貿易振興会に対して、国庫補助金を交付しており、昭和二十八年度補助金交付額(決算額)および昭和二十九年度予算における国庫補助金額(成立予算額)は下記の通りである。

	二十八年度 実行予算額	二十九年度 予算額
総額	一〇七、四六七千円	一八六、三〇九千円
国際見本市参加事業	三八、〇〇〇千円	六七、五〇〇千円
貿易斡旋事業	三五、九六三千円	八三、八〇九千円
市場調査事業	三三、五〇四千円	

補助金使途内容

(1)　第六回カナダ国際見本市参加

(2)　インドネシヤ日本商品見本市

(3)　タイ国憲法記念大博覧会参加

(4)　パキスタン日本小規模工業機械展

(5)　ワシントン州第三回国際見本市参加

(1)　ニューヨーク貿易斡旋所を設置し日本商品の展示、紹介、宣伝、取引の斡旋を行うための運営費

(2)　海外に三十六名を設置して、海外市況の調査を委託する経費

(3)　海外派遣員を中南米、東南アジア、欧米に派遣し、新市場の開拓、調査等に充る経費

(4)　海外資料等を購入して、海外市場の経済の動向、商品市況等の各種情報の把握のための資料等の経費

(5)　その他ダン社の加盟費

日本国際見本市補助金四、七五〇千円を含む。

補助金使途内容

(1)　タイ国憲法記念博覧会参加

(2)　第四回シヤトル国際見本市参加

(3)　第七回カナダ国際見本市参加

(4)　サンパウロ四百年祭国際見本市参加

(5)　テヘラン日本商品見本市参加

二十八年度開設のニューヨークのほかサンフランシスコおよびカイロに新設し、その運営費に充当する。

市場調査事項　三三、〇〇〇千円　(1)　二十八年度の海外市場調査事業のほか、新に、バンコック、カラチに専従調査員を派遣した海外市場調査事業費

(2)　日本国際見本市補助金四、五〇〇千円を含む。

四、前項の国庫補助金は、同会の各貿易振興事業別に計上してあるもので、従つて、特定の産業あるいは個々の品目別には予算使用枠を設けておらず同会の事業の中農林水産物資についても他の品目と同様にその輸出振興に寄与することを期している。なお同会の昭和二十八年度事業中農林水産物資に関するものは、実績として尠なからざるものがあるが、その内容を明らかにするためには、各種の資料よりこれを抽出しなければならないので、そのためには若干の日時を与えられたい。

五、特にバナナ輸入を見返りとして、財政上補助金予算は、計上されていないが、バナナ輸入については過去において先着順輸入方式等がとられていたのを、昭和二十八年度上期より改正し、台湾に対する特定の雑貨、農林水産物等の輸出額の一定比率の金額のバナナ輸入を認めるリング制とした。その結果本制度が日華両国間の通商の拡大に寄与する意義はあつたものと認められる。

西日本大水害に関する政府の四月九日附答弁書に対する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十九年十二月三日　木村禧八郎

参議院議長河井彌八殿

西日本大水害に関する政府の四月九日附答弁書に対する質問主意書

西日本大水害の原因に関する政府の四月九日附答弁書に対し、左記の質問主意書を提出する。よつて政府は正確な図面と根拠ある数字をあげて具体的かつ科学的に答えられたい。

記

一、決潰した遠賀川左岸植木町中ノ江附近の堤防の沈下は遠く昭和十年頃から始まつているが、戦争前後の乱掘によつて更に激しさを加え、昭和二十八年の決潰当時このあたりで沈下の最大は二米以上にも及んだ。これより先政府は昭和二十三年に特別鉱害認定工事に着手し、同二十四年度に完了したが、その設計及び工事内容は植木町中ノ江から剣町今村に至る延長約二キロの堤防天端の一隅に高さ平均一米五〇の小堤を築き前腹づけを行つた程度にすぎない。従つて該工事は決して地盤の不均等沈下に伴う堤防とその基礎内部の亀裂、空洞などの禍根を除去したものでは無い。現に堤防決潰当時の洪水位は昭和十年、同十六年などのものより低かつたことは勿論、計画洪水位にも達せず、堤防上端から一米五〇〇も低く、洪水が政府の築造した小堤に触れないのに、在来堤防の基礎が欠潰して破堤に至つたもので、明らかに特別鉱害認定工事は破堤の防止に役立たなかつた。しかるに政府は右工事の完了を理由にして破堤は不可抗力であつたと弁解しているが、もし然りとすればその科学的な説明を求めたい。

又政府の答弁書に添えて提出された採掘図は、参議院建設委員会における小員の資料要求に基いて八月十三日に通産省から提出された図面と破堤箇所附近の採掘範囲に重要な喰違がある。政府はこの喰違の生じた理由を明らかにし、改めて鉱業法の規定に基く正確な坑内採掘実測平面図（縮尺千分ノ一）を、昭和十年、同十五年、同二十年、同二十五年、同二十八年について提出されたい。

二、昭和二十五年四月完了した特別鉱害認定工事に於ては、それまでの沈下に応じて下流今村附近に於て高さ二米、上流中ノ江附近に於て高さ一米の小堤（平均高一・五米）を築造した。しかるに工事完了後はそれ以前と反対に今村附近ではそれほど大きな沈下を生じなかつたが、中ノ江附近では一米以上に及ぶ沈下を生じたのである。すなわち地盤の沈下は工事完了後も引続いて起つたのみならず、その量は中ノ江の破堤附近に於て最大を示している。従つてもし工事完了によつて従来発生した鉱害が除去されたと仮定したならば、その同じ論拠に基いて、工事完了後に新しく発生した鉱害は除去されなかつたことは明瞭ではないか。政府の答弁書はこの重大な点にふれておらぬから改めて回答を求める。よつて政府は中ノ江附近における該工事完了以前の総沈下量と、工事完了後から破堤に至るまでの期間に生じた総沈下量を示し、後者の鉱害は何によつて除去されたかを説明されたい。

又通産省が八月十三日に小員に提出した資料にあがつている沈下量は、建設省九州地方建設局で施行している調査と如何なる関係を有するものか、将来の調査は両者において統一して行われるか、これらの点を明らかにされたい。

三、政府の答弁書によれば、破堤箇所の地下四、五米の砂層を通つて堤防法尻に漏水して不可抗力によつて破堤したとあるが、明治末期から改修に着手された本川堤防は、この砂層の上に築造されたものであり、従つて砂層の存在する範囲も広く上下流にまたがつているから、政府がどうしてこの地点に漏水が生じ、どうしてその漏水地点が突破されて破堤に至つたかを論証しなければ果して不可抗力であつたかどうかは明らかではない。この地点における漏水現象は、昭和二十五年六月の田植時に地元農民が発見し、直ちに建設省遠賀川改修事務所に通報し、同事務所によつて写真撮影が行われ、当時の加藤植木町長がこの写真を携えて関係方面に陳情し、応急復旧を要請した。しかるに政府はこの陳情をとりあげず、漏水を放置したため年々激化し、ついに昭和二十八年六月に至つて破堤に至つたものである。よつて政府は特に中ノ江附近の透水砂層の漏水孔が如何なる内部応力によつて生じ、何故にその漏水孔が計画洪水位にも達しない出水の圧力によつて突破されるに至つたかを科学的に説明されたい。

明らかに漏水は、三菱新入炭鉱が堤防の下を掘つたため基礎地盤が不均等沈下したことによつて生じたものである。破堤は、河沿いの農地が沈下したのに対し、河床は炭鉱のボタなどの流入によつて上床したため、出水量は同一でも水圧による漏水速度は年々増大し、ついに漏水孔を突破するに至つたものである。もし政府がこの原理を否定するならば次の三点について答弁されたい。

(イ)　昭和二十七年夏、砂堤箇所の約二百米上流の堤内法尻において生じた漏水は翌々二十九年の梅雨期になつて遂に捨ておき難い水勢を示すに至つたが、建設省の昼夜兼行の応急復旧工事によつて本年の破堤をまぬかれた。この事実は昨年の破堤も漏水に対する応急復旧工事によつて防止し得たことを実証したものであり、政府自身の手によつて「不可抗力説」を打破したものと考えるが、これに対する所見如何。

(ロ)　本年七月十九日の降雨によつて破堤復旧箇所の下流に接続する堤防法尻およびそれから四、五米はなれた農地において新に漏水が生じたが、これに対してはその夜から翌朝にかけて応急復旧工事が行われて事無きを得たが、その翌七月二十日午後二時に参議院建設委員会の調査派遣議員石井桂氏、田中一氏が現地においてこの事実を視察され、かつ両氏は帰院後破堤が鉱害に関係あることを八月十三日の建設委員会において報告しておられたるが、これらに対する政府の所見如何。

(ハ)　破堤箇所から約二百六十米上流の堤防法尻に有田一美外三戸の農家があり、これらはいずれも特別鉱害認定工事の完了翌年に約三尺の土盛をした。ところがその後二ケ年にして宅地はいずれも四尺以上沈下し、二十七年の夏に至るや、これらの農家の井戸、庭、床下など、随所に漏水を生じ、河川増水の水位に応じて或は高く或は低く水を吹上げている。政府はこの現象を捨てておけば遠からず破堤に至るものと考えないかどうか。このような災禍を農家および堤防に与えても、依然としてそれは「不可抗力」のしからしめるところであり、炭鉱には何の制限もしないで採炭をつづけさせるべきものと考えているかどうか、明確に答弁されたい。

内閣参質第二号

昭和二十九年十二月九日　内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長河井彌八殿

参議院議員木村禧八郎君提出西日本大水害に関する政府の四月九日附答弁書に対する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木村禧八郎君提出西日本大水害に関する政府の四月九日附答弁書に対する質問に対する答弁書

本件については、現地機関と打合せる必要があるが、現地との連絡の関係上、直ちに答弁はいたし兼ねます。

○審査報告書

〔継続審査〕

審査報告書

水道法案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十一月三十日

厚生委員長　上條　愛一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

河野　謙三　有馬　英二
高良　とみ　常岡　一郎
高野　一夫　榊原　亨
北村　一男　中川　幸平
谷口弥三郎　中山　壽彦
山下　義信　竹中　勝男
湯山　勇　藤原　道子

本法案は、第十九回国会において本委員会に付託されたのであるが、慎重審議を期するため六月十五日継続審査の議決を経て閉会中も審査を続行したが、その間議員派遣の承認を得て大阪、奈良、山形、栃木、静岡、三重の各県に委員を派遣し、水道行政の実地調査を行い併せて各種資料の収集に努めたのであるが、本法案が国民の保健衛生上重大影響を及ぼす点に鑑み、かつ別途予備審査中の水道法案（衆第三五号）と関連あり、なお検討の余地があるものとして、閉会中審査を結了するに至らなかつた。

審査報告書

水道法案（予備審査）（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十一月三十日

厚生委員長　上條　愛一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

河野　謙三　高良　とみ
有馬　英二　常岡　一郎
榊原　亨　北村　一男
高野　一夫　中川　幸平
谷口弥三郎　中山　壽彦
山下　義信　竹中　勝男
湯山　勇　藤原　道子

本法案は、第十九回国会において本委員会に予備審査として付託されたのであるが、慎重審議を期するため、六月十五日継続審査の議決を経て閉会中も審査を続行したが、その間議員派遣の承認を得て大阪、奈良、山形、栃木、静岡、三重の各県に委員を派遣し、水道行政の実地調査を行い併せて各種資料の収集に努めたのであるが、本法案が国民の保健衛生上に重大影響を及ぼす点に鑑み、かつ別途審査中の水道法案（閣法第一八〇号）と関連あり、なお検討の余地があるものとして、閉会中審査を結了するに至らなかつた。

審査報告書

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十二月一日

人事委員長　松浦　清一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

宮田　重文　後藤　文夫
白井　勇　平林　太一

経過の概要

本法律案は、第十九回国会において、五月二十八日提出され、同三十一日提案理由の説明が行われたが、本委員会は、会期中に結論を得ることが困難なので、閉会後も引き続き審査を行つてきた。

駐留軍等の労務者は、身分が不安定で、駐留軍等の配備の変更又は撤退その他、国の内外の客観情勢に基き、大幅の人員整理を余儀なくされる運命にあるが、給与その他の勤務条件については国家公務員等のそれを考慮して定められる方式がとられているので、これらの労務者が人員整理等によりその意に反して退職する場合は、国家公務員等の整理退職の場合との均衡上、少くとも現行支給率の八割増の退職手当を保障しようとするのが本法律案の趣旨であるが、本委員会は閉会中、次のとおりの日程により審査を行つた。

八月十四日（土）　委員会

調達庁長官から、人員整理等の場合の退職手当の増額要求についての労働組合案と、これに対する軍側の見解及び調達庁案並びに米軍の予算削減に伴う労務者の大量整理の現況につき説明を聴き、質疑を行い、また組合代表から組合の要求の趣旨につき参考意見を聴いた。

九月二十一日（火）　委員会

退職手当増額問題の、その後の経過並びに将来の見通しにつき、調達庁次長から説明、組合代表から参考意見を聴き、質疑を行つた。

十月二十五日（月）　委員会

退職手当増額問題、特に調達庁と軍との二者会談及び組合を含む三者会談の見通しにつき、調達庁労務部次長から説明を聴き、質疑を行い、また労働並びに外務政務次官に対し、この問題解決のため、担当国務大臣の政治折衝あるいは外交交渉、並びに整理を余儀なくされる労務者に対する失業救済その他の総合対策を要望した。

退職手当の増額については、当事者間の事実上の折衝に俟つ部分が多く残されているので、本法律案の審査は、閉会中にとどまらず、なお引き続き行う必要がある。

審査報告書

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十二月一日

農林委員長　森　八三一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

重政　庸徳　大矢半次郎
菊田　七平　宮本　邦彦
清澤　俊英　松永　義雄
松浦　定義　溝口　三郎
岸　良一　江田　三郎

本法律案については、閉会中は、主として本法律案の前提をなす、わが国養糸業の現況、繭糸価格安定の一環をなす玉糸価格の安定及び本年春まゆの掛目協定等の問題について審議が行われたが結論を得るに至らなかつた。

審査報告書

自給肥料増産特別措置法案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十二月一日

農林委員長　森　八三一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

重政　庸徳　大矢半次郎
菊田　七平　宮本　邦彦
清澤　俊英　松永　義雄
松浦　定義　溝口　三郎
岸　良一　江田　三郎

本法律案については、他の重要案件の審査に時日を費したため結論を得るに至らなかつた。

審査報告書

農民組合法案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十二月一日

農林委員長　森　八三一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

重政　庸徳　大矢半次郎
菊田　七平　宮本　邦彦
清澤　俊英　松永　義雄
松浦　定義　溝口　三郎
岸　良一　江田　三郎

本法律案については、他の重要案件の審査に時日を費したため結論を得るに至らなかつた。

審査報告書

協同組合による保険事業に関する法律案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十二月二日

大蔵委員長　西郷吉之助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　藤野　繁雄
井上　清一　入交　太蔵
平林　剛　東　隆
木村禧八郎　安井　謙
豊田　雅孝　小酒井義男
土田国太郎

本法案は、中小企業等協同組合法の一部改正により火災保険協同組合が設けられることとなるに伴い、その健全な経営を確保し、もつて保険契

約者等の利益を保護するとともに、その事業の発達に資するため、これを認可制度とする外、所要の規定を設けようとするものであり、最近における所謂類似保険事業の実情等との関連において慎重なる審査を要し、且つ第十九回国会の会期末に付託されたので継続審査の議決を得、閉会中、本案について大蔵省及び通商産業省当局の意見を聴取する等審査を行つてきたが、なお保険金額等について問題ありその審査を終了しなかつた。

審査報告書

接収貴金属等の処理に関する法律案（予備審査）（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十二月二日

大蔵委員長　西郷吉之助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

東　隆　平林　剛
木内　四郎　藤野　繁雄
井上　清一　入交　太蔵
木村禧八郎　安井　謙
豊田　雅孝　小酒井義男
土田国太郎

本法案は、連合国占領軍に接収され、その後連合国占領軍から政府に引き渡された貴金属及びダイヤモンド並びに接収貴金属等に代るべきものとして連合国占領軍から政府に引き渡された金の地金等について返還その他の処理をしようとするものであつて同時に提案された衆議院議員提出の「接収解除ダイヤモンドの処理等に関する法律案」との相異点の調整その他問題点多く慎重なる審査を必要とするので第十九回国会末継続審査の議決を得、閉会中資料の収集等に努めたが予備審査の関係もあり、審査を終了しなかつた。

審査報告書

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案（予備審査）（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十二月二日

大蔵委員長　西郷吉之助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

東　隆　平林　剛
木内　四郎　藤野　繁雄
井上　清一　入交　太蔵
木村禧八郎　安井　謙
豊田　雅孝　小酒井義男
土田国太郎

本法案は、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため、補助金等の交付の申請、決定に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めようとするものであつて最近における補助金等に係る予算の執行の実情にかんがみ慎重なる審査を必要とするので第十九回国会末継続審査の議決を得、資料の収集等に努めたのであるが、予備審査の関係もあり、審査を終了しなかつた。

審査報告書

接収解除ダイヤモンドの処理等に関する法律案（予備審査）（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十二月二日

大蔵委員長　西郷吉之助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　藤野　繁雄
井上　清一　入交　太蔵
平林　剛　東　隆
木村禧八郎　安井　謙
豊田　雅孝　小酒井義男
土田国太郎

本法案は、「接収貴金属等の処理に関する法律案」（内閣提出）との関連において慎重なる審査を要するので第十九回国会末継続審査の議決を得、資料の収集等に努めてきたが、予備審査の関係上審査を終了しなかつた。

審査報告書

銀行法の一部を改正する法律案（予備審査）（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十二月二日

大蔵委員長　西郷吉之助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　藤野　繁雄
井上　清一　入交　太蔵
平林　剛　東　隆
木村禧八郎　安井　謙
豊田　雅孝　小酒井義男
土田国太郎

本法案は、銀行業務の公共性にかんがみ、融資の偏向を是正し、金融の円滑を図るとともに、銀行経営の健全性を保持するため、銀行の一人に対する融資を制限する措置を講じようとするものであり、金融政策上慎重なる審査を必要とするので第十九回国会末継続審査の議決を得、租税金融制度及び専売事業等に関する調査と関連し審査を行つたが予備審査の関係上審査を終了しなかつた。

審査報告書

国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案（予備審査）（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十二月二日

大蔵委員長　西郷吉之助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

東　隆　平林　剛
木内　四郎　藤野　繁雄
井上　清一　入交　太蔵
木村禧八郎　安井　謙
豊田　雅孝　小酒井義男
土田国太郎

本法案は、産業復興公団が炭鉱労働者の医療施設の用に供させるため建設した施設等で国有のものについては、その設置の経緯及び経営の実情にかんがみ、地方公共団体等に対し新たに減額譲渡及び減額貸付をする措置を講ずるとともに、地方公共団体等が産業復興公団との契約により支払うべき売払代金又は貸付料に係る債務のうち一定部分を免除する等の措置を講じようとするものであるが第十九回国会の会期末に付託されたため継続審査の議決を得たが予備審査の関係上審査を終了しなかつた。

審査報告書

接収不動産に関する借地借家臨時処理法案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十二月二日

法務委員長　高橋進太郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

宮城タマヨ　吉田　法晴
梶原　茂嘉　中山　福蔵
一松　定吉　小林　亦治
北村　一男

本法案は、その内容として各種の実体的な権利関係の調整等を規定しており、従つて、その立法化は現在の法律秩序に相当な変動をもたらすことが予想されたので、当委員会としては、閉会中調達庁、その他関係者より関係資料を収集し、あるいは、専門員及び調査員を大阪、名古屋、横浜及び神戸の各市に派し、関係当局及び関係者から意見を聴取し及び具体的な記録の提出を求める等慎重に接収不動産の実態、これに関する権利関係の態様、法案に対する関係者の意見の把握に努めたのであるが、未だ関係資料の収集等において欠くるものがあり、調査は完了するに至らなかつた次第である。

審査報告書

勤労青年教育振興法案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十二月二日

文部委員長　堀　末治

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

竹下　豐次　小林　英三
木村　守江　吉田　萬次
相馬　助治　小笠原二三男
安部キミ子　松原　一彦
鈴木　一　野本　品吉

本法案については勤労青年教育の実情並びに関係予算の明年度要求額等につき文部省に質すと共に関係資料の収集を行つた。

審査報告書

学校給食法案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十二月二日

文部委員長　堀　末治

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

竹下　豐次　小林　英三
木村　守江　吉田　萬次
相馬　助治　小笠原二三男
安部キミ子　松原　一彦
鈴木　一　野本　品吉

本法案については学校給食法案に関する小委員を設置し、数回にわたり小委員会を開いて文部、厚生、農林の各関係機関より説明を聴取するとともに、小委員相互の意見を交換の結果、一応の結論をみ、本委員会に対して左の報告を行つた。

報告書

本小委員会は、去る八月十九日より二十四日に至る間において、五日間に亘つて会議を開き、先ず文部、農林、厚生等の関係政府機関を招致して、継続審議中の学校給食法案に対しそれぞれ意見を聴取

すると共に広く学校給食に関する諸問題について質疑応答を行つた。この審議の結果学校給食が我が国現下の重大問題たる食糧政策及び食生活の改善に対し極めて重要な関連を持つ点に鑑み、政府は次年度予算の編成にあたつては、学校給食の拡大強化に対し、関係各機関における大幅の予算増額措置を講ずべきであるとの結論に到達した。なお、その過程において、僻地の学校給食・酪農振興・製パン能力の増進・栄養士の養成・準要保護児童の扶助と地方財政との関係及び脱脂粉乳の生乳への切換え等の諸問題について、各委員から極めて熱心な意見の開陳が行われた。

而して本小委員会は、これら各委員の意見を総括して玆に審議報告書を作製した次第である。

一、学校給食の対象

学校給食の対象については、本法案は全面的に実施せらるべきものであり、殊に食生活の改善・米の統制撤廃・黄変米等が問題となつている今日、学校給食は正に拡大強化の好機であるという認識において、全員の意見は一致した。

ただ現実の実施に当つては年次計画を樹立し、まず、小学校・盲学校・ろう学校及び養護学校については直ちに全面的に実施し、更に近き将来において中学校及び定時制高校に及ぼす旨を、本法案の附則に規定すること。

二、学校給食と国庫負担

学校給食普及の最大障害は、給食による父兄負担の増大である。従つて前項によつて給食を実施する学校について、小麦粉及び脱脂粉乳の全額国庫負担をなすべき点については、本法案の規定する通り、全員意見の一致を見た。

三、学校給食と財政問題

本法案の全面実施に要する経費は、凡そ三七五億円程度と算定されるがそのうち小麦粉の価格は約二一〇億円を占める。しかし学校給食の拡大強化によつて粉食が普及し、その結果小麦粉の使用量が増大すれば、外米輸入の必要も減少し、これに伴い、両者の価格差及び外米販売の場合に必要な補給金も節約できることとなり、この節約額は当然給食費に充当しうるわけである。従つて、事務当局として、まずその節約しうる額を詳細に試算させることとする。

四、学校給食と所轄官庁間の協力

学校給食は各省所轄に広く関連しており、パンその他給食材料の品質向上、給食衛生改善及び特に給食予算の拡大等については、各省間の緊密な連繋と協力を俟たずしてはその実現を期し難い。よつて関係各省に対し、この点について格別の善処を要望すること。

五、本法案の修正

脱脂粉乳に比し、生乳の栄養価が遙かに優越する点に鑑み、生乳生産地帯においては、脱脂粉乳に代えて生乳給与をもなしうるよう、法案の関係条文を修正すること。

本委員会は右報告を採択すると同時に本案実施のために文部大臣の善処方を要望した。

審査報告書

技術士法案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十二月二日

通商産業委員長　石原幹市郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

加藤　正人　小松　正雄
森田　義衛　河野　謙三
深水　六郎　青木　一男
小野　義夫　西川弥平治
石川　清一　三輪　貞治

酒井　利雄　團　伊能
武藤　常介

「技術士法案」は、去る第十九回国会において、海野三郎君外十四名より提案せられたるものであるが、本法案について多くの問題点があるため、第十九回国会中、小委員会を設置し、問題点の調整と内容整備につき検討したのであるが、結論の出ぬまま継続審査となつた。当委員会としては、小委員会の結論をもつて、審議対象にすることになつていたが、資料の蒐集、整理を進めたに止り閉会中には結論を得られなかつた。

審査報告書

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案（継続審査事件）

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律の施行に関する法律案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十二月二日

通商産業委員長　石原幹市郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

小野　義夫　青木　一男
深水　六郎　河野　謙三
森田　義衛　小松　正雄
加藤　正人　西川弥平治
石川　清一　三輪　貞治
酒井　利雄　團　伊能
武藤　常介

「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案」及び「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律の施行に関する法律案」は、去る第十九回国会末、本院議員小林政夫君の提案になるもので、同期国会においては提案理由の説明を聴取したのみで、閉会となつたのであるが、当委員会はこれを継続審査案件として十月十三日、小林議員より、本法案について内容説明を聴取し然る後、政府側も交え、質疑を行つた。また十一月十日には府県共済協同組合、中小企業団体連盟、日本損害保険協会及び全国食糧事業協同組合連合会の幹部をそれぞれ参考人として招致し、その意見を聴取したる後、提案者政府も交え質疑を行つた。更に全国の二十六組合につき意見を求める等、慎重に審議を行つたのであるが、未だ検討の余地があり閉会中には両法案について結論を得るに至らなかつた。

審査報告書

砂利採取法案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十二月二日

通商産業委員長　石原幹市郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

小野　義夫　青木　一男
深水　六郎　河野　謙三
森田　義衛　小松　正雄
加藤　正人　西川弥平治
石川　清一　三輪　貞治
酒井　利雄　團　伊能
武藤　常介

「砂利採取法案」は衆議院議員大西禎夫君外十四名の提案になるもので、衆議院においては委員会で附帯決議を附し全会一致をもつて修正議決し、本会議においても、同じく、全会一致をもつて修正議決し、参議院に送付せられたものである。

本法案に関しては、十月十三日に川又日本砂利協会会長及び門屋土木工事協会理事を参考人として招致し、その意見を聴取するとともに、提案者代表及び政府側も交えて質疑を行い審議を行つた。本法案については二、三の問題点があり、その決定には慎重に考慮を要しなければならないので閉会中には結論を得るに至らなかつた。

審査報告書

けい肺法案（継続審査事件）

労働基準法の一部を改正する法律案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十二月二日

労働委員長　藤原　道子

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

阿具根　登　田畑　金光
菊川　孝夫　加藤　武徳
早川　慎一　田村　文吉
長谷部ひろ

本委員会は、表記の両法案について、第十九回国会閉会中両法案の審査に資する為、議員派遣の承認を得て、けい肺病の実情調査を行い、併せて、各種の資料の収集に努めると共に、政府当局の両法案に対する意見を聴取して来たが、その及ぼす影響が重大であるので、更に慎重に審査すべきものと認め、閉会中審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

建設業法の一部を改正する法律案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十二月二日

建設委員長　堀木　鎌三

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石坂　豊一　石井　桂
田中　一　近藤　信一
鹿島守之助　石川　榮一
小澤久太郎　三浦　辰雄
木下　源吾　小笠原三九郎

本案に関しては、慎重に検討を要すべき諸問題が多く、今回は資料の収集にとどめ審査を行うに至らなかつた。

審査報告書

人権委員会設置法案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十二月三日

内閣委員長　荒木正三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
堀　眞琴　堂森　芳夫
植竹　春彦　高瀬荘太郎
長島　銀藏　井上　知治

内閣委員会は前期国会閉会後も、人権委員会設置法案の審査を行い、即ち八月十日の委員会には法務省人権擁護局長から最近の人権侵犯問題について、特に近江絹糸の争議並びに熊本市恵楓園の児童教育に関連して発生した人権侵犯事件について詳細なる説明を聴取し、これに関連して各委員との間に質疑応答が行われた。

然しながら、人権委員会設置法案の審査は、以上の審査では、未だ尽されていないので、今後も継続して審査を行う必要があると認める。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十二月三日
地方行政委員長　中田　吉雄
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
伊能　芳雄　古池　信三
須藤　五郎　加瀬　完
若木　勝藏　館　哲二
小林　武治

本法案は、学生等の住所要件の認定に関し、推定規定を設けるものであるが、本委員会においては、第十九回国会閉会中も数回にわたり協議を行い、これを審査したが、未だ結論を得るに至らず、今後なお慎重な審査を行う必要があると認める。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十二月三日
地方行政委員長　中田　吉雄
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
伊能　芳雄　古池　信三
須藤　五郎　加瀬　完
若木　勝藏　館　哲二
小林　武治

本法案は、いわゆる連座制を強化しようとする法案であるが、本委員会は、第十九回国会閉会中も数回にわたり協議を行い、これを審査してきたが、未だ結論を得るに至らず、今後なお慎重な審査を行う必要があると認める。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案（継続審査事件）

右の件に関し、まだ審査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過の概要を報告する。

昭和二十九年十二月三日
地方行政委員長　中田　吉雄
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
伊能　芳雄　古池　信三
須藤　五郎　加瀬　完
若木　勝藏　館　哲二
小林　武治

本法案は、衆議院議員の選挙についての小選挙区制の採用、高級公務員の立候補制限、知事の三選禁止、連座制の強化等を規定したものであるが、本委員会においては、第十九回国会閉会中も数回にわたり協議を行い、これを審査してきたが、未だ結論を得るに至らず、今後なお慎重な審査を行う必要があると認める。

〔第一号参照〕

昭和二十七年度一般会計歳入歳出決算
昭和二十七年度特別会計歳入歳出決算
昭和二十九年度政府関係機関決算報告書

右国会に提出する。

昭和二十九年二月十一日
内閣総理大臣　吉田　茂

決算委員会審査報告書

昭和二十七年度一般会計歳入歳出決算（継続審査事件）
昭和二十七年度特別会計歳入歳出決算（継続審査事件）
昭和二十七年度政府関係機関決算報告書（継続審査事件）

第一　本件の内容及び審査の経過

昭和二十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十七年度特別会計歳入歳出決算及び昭和二十七年度政府関係機関決算報告書は、日本国憲法第九十条及び財政法第四十条その他関係諸法律の規定により昭和二十九年二月十一日国会に提出され、直ちに当委員会に付託されたものであつて、その概要は左の通りである。

一　一般会計

(1)　昭和二十七年度一般会計決算総額は

歳入決算額　一兆七百八十八億四百余万円
歳出決算額　八千七百三十九億四千二百余万円

であつて

差　引　二千四十八億六千二百余万円

の剰余を生じたが、この剰余金は財政法第四十一条の規定によつて昭和二十八年度の歳入に繰入れた。

(2)　右の剰余金額には翌年度に繰越した歳出予算額及び前年度から繰越された剰余金の使用残額が含まれているので、これらを差引くと、財政法第六条にいうところの剰余金は四百二億九千五百余万円である。同条の規定によつて、この剰余金の二分の一を下らない金額を公債又は借入金の償還財源に充てることになつている。

(3)　前記決算総額を

歳入予算額　九千三百二十五億三千五百余万円
歳出予算額　九千三百二十五億三千五百余万円

に比較すると

歳入においては　千四百六十二億六千八百余万円を増加し
歳出においては　五百八十五億九千三百余万円を減少した

(4)　歳出予算額については、予算決定後において、前年度歳出予算残額を本年度に繰越したものがあつたため

歳出予算額　九千三百二十五億三千五百余万円
前年度繰越額　七百三十一億九千八百余万円
合　計　一兆五十七億三千四百余万円

となつた。これに対し

本年度の支出済歳出額　八千七百三十九億四千二百余万円

のほか本年度内に支出を終らないで翌年度に繰越した額　千百八十九億九千四百余万円

があるので

差引不用額　百二十七億九千七百余万円

となつた。

(5)　予備費は予算額三十億円に対し、本年度に使用した金額は　二十七億八千七百余万円

である。

(6)　国庫債務負担行為は

財政法第十五条第一項に基くもの

限度額　三十六億五千二百余万円
実際に負担した債務額　三十五億五千八百余万円
既往年度よりの繰越額　四十七億五千百余万円
本年度中の債務消滅額　三十五億五千四百余万円
差引翌年度へ繰越債務額　四十七億五千五百余万円

財政法第十五条第二項に基くもの

限度額　三十億円
実際に負担した債務額　四百余万円
既往年度よりの繰越額　千九百余万円

本年度中の債務消滅額　千九百余万円
差引翌年度へ繰越債務額　四百余万円

である。

(7) 公債は

内国債

本年度発行額　千四百七十四億七千百余万円
既往年度よりの繰越額　二千百七十九億九千八百余万円
合計　三千六百五十四億七千万余円
本年度償還その他　三百三十九億九千七百余万円
差引翌年度へ繰越額　三千三百十四億七千二百余万円

外国債（邦貨換算額）

本年度発行額　十一億二千七百余万円
既往年度よりの繰越額　八百六十九億八千百余万円
合計　八百八十一億九百余万円
本年度償還その他　一億三千九百余万円
差引翌年度へ繰越額　八百七十九億六千九百余万円

である。

(8) 借入金は

本年度借入額　五百四十七億二千四百余万円
既往年度よりの繰越額　七百二億千四百余万円
合計　千二百四十九億三千九百余万円
本年度償還その他　三百八十一億四千三百余万円
差引翌年度へ繰越額　八百六十七億九千六百余万円

である。

(9) 大蔵省証券及び一時借入金の最高限度額は四百億円であるが実際に債務負担したものはない。

特別会計

昭和二十七年度における特別会計の数は三十五であつて、各特別会計の決算額の総計は

歳入決算額　一兆三千四百九十九億八千余万円
歳出決算額　一兆二千百三十六億二千八百余万円

である。

政府関係機関

昭和二十七年度における政府関係機関の数は九であつて、各機関の決算額の総計は

収入決算額　五千六百九十四億八千余万円
支出決算額　四千百五十一億八千六百余万円

である。

本件については第十九国会において大蔵省及び会計検査院から説明を聴いた後慎重審議を重ね、もつて今日に至つたものである。

第二　審査の結果

当委員会は本件を審査した結果

一、会計検査院が検査報告で批判している点については、その批判と見解を同じくする。本件決算のその他については別段の異議がない。

二、よつて左の諸項について、特に内閣に対し警告を与え、反省を求めると共に将来の改善を要望する。

（一）　会計検査院の決算検査報告

会計検査院が二十七年度の決算検査報告において不当事項及び是正事項として指摘したものは合計一、八一三件の多きに上り、国民の租税をおもな財源とする国及び政府関係機関においてこのように不当な経理の多いことはなはだしく遺憾に堪えないところであり、これら不当経理を概説した租税、収納未済、予算の効率的使用、補助金、契約の締結、物品の管理、予算の不当経理、職員の不正行為、の各項目に関する会計検査院の意見は、当委員会においても全く同感である。内閣はこの会計検査院の意見を関係当局者に周知徹底させ、十分な調査と、周到な注意をもつて財政の処理に当り、形式主義を排して必要な監督監査を励行させ、経理面における行政機能の向上と不当事態の発生防止に一層の努力を払うとともに制度及び行政の改善すべき点は旧慣に捉われることなく速かに改善の処置を取られんことを切望する。

また検査報告第二章第四節に掲げられた所管別の各個の不当事項及び是正事項に対する会計検査院の批難も当委員会においては総て同意見である。但し郵政省所管中（検査報告批難番号第一五八八号）「給与の支給額が予算総則の限度をこえたもの」については支給超過の事態は会計検査院指摘の通りであるが、次のような事情を考慮し、その責任を強く追及するには及ばないものと認める。

すなわち、会計検査院指摘の要旨は、「二十七年度特別会計予算補正総則第十一条による二十八年一月から三月までの間における郵政事業特別会計所属職員に対する給与の許容額は百三億二千六百余万円であり、これに同年度特別会計予算総則第十条による業務量の増加に伴い認められる予算増額五億四千万円の全額を加算しても、支給限度額は百八億六千六百余万円に止るのに同期間の実際支給総額は百十一億四千六百余万円で、右限度額に対し二億七千九百余万円を超過した」としている。これに対し郵政省の説明は「このような結果を来したのは、主として二十七年の年末手当増額支給に関する指令が、年末までに到着しなかつたため、末端において、これを翌年に入つてから支給したなどのためである」と言い、必ずしも予算総則の限度額を無視したものとは認められない。

勿論このような検査院の指摘を受けたのは、郵政省において右限度額の算定にあたり慎重な考慮を欠いた結果であると認められるので、この点は将来十分な注意が望ましい。

（二）　補助金

補助金及び国庫負担金に関する不当経理については、第十九国会において特に検討を重ね、その結果二十六年度決算審査報告において内閣に特段の善処方を求めておいた。これら不当経理で二十七年度決算検査報告に指摘された事項は二十六年度に比し六六六件の増加を示し、一六六件の多きを数え補助金の返納又は減額を要する金額は十三億五千六百余万円の巨額に上つている。これが防止対策については前記審査報告で強調した通りであるが、これを要約すれば、補助金を受ける地方公共団体等に対する自粛自戒の督励、所管各省の側における実地検査の励行、及び関係法令の整備の三点に帰着する。

既に一部改善の方向に進んでいるものも認められるが、全体としては憂慮に堪えないところである。

国の補助金総額は二十七年度において、地方財政平衡交付金を除き二千二百四十八億円の巨額に達しておりこれが交付の適正化は財政処理上極めて重大な問題である。内閣は今後一段の努力によつて禍根の一掃を計られんことを要望する。

（三）　予算の効率的使用

法令又は予算の違反或は事務手続の不備等に基く不当事項例えば架空経理、年度区分の紊乱、検収不良、物品管理上の粗漏、不正行為、等については、会計検査院連年の指摘もあり、関係当局側にも反省努力の跡が見られ、一般社会情勢の安定化と相俟つてあるものは既にその事例が減少し、あるものは漸次改善の緒についたようであるが、法令、予算、事務手続等の面のみでは規正し得ない経済性と合理性の問題に関してはその改善について政府当局の反省と努力とに未だ十分でないものがあると認められる。

国民の税負担が殆んど限界に達しているのに対し、実施を要する恒久及び緊急の施策が山積し、国の財政も、地方財政も益々窮迫の度を深くしつつあつて、これら施策の遂行も困難を伴う現状においては、国費の有効な使用が急務であり、そのためには行政目的の遂行に当つて

常に限りある予算の経済的使用、効率的活用に意を注がねばならぬのに会計検査院が予算の非効率的使用を批難している不当事項は五十件に達して居り、その所管別は左の通りである。

裁判所	一件
総理府	
北海道開発局	二件
保安庁	八件
調達庁	七件
法務省	一件
外務省	一件
大蔵省	
印刷局	一件
厚生省	一件
農林省	
食糧庁	九件
林野庁	一件
通輸省	
海上保安庁	一件
郵政省	三件
建設省	四件
日本国有鉄道	五件
日本電信電話公社	

これらは何れも法令又は予算に違反したという訳ではなく行政目的達成に急な余り経費の面の考慮を忘れたこと、部内の連絡が緊密を欠いたこと、実情の調査が不十分であつたこと、などに起因するものであり、中には事態軽微として看過されているものもあると推測されるが、前述のように国費の節約、予算の効率的使用によつて、より多くの財政効果を挙げることが当面の急務であるのに鑑み、一方これらが法令をもつては規正し得ない事項である点を考慮し、内閣は前記趣旨を十分に徹底させ、関係当局の督励に努めるは勿論、工事の施行、物件及び役務の調達並びに物件の活用について合理的な施策と計画を樹立されんことを切望する。

（四）　農林省所管食糧管理特別会計

前項予算の非効率的使用事項のうち食糧管理特別会計に属するものは九件であつて、批難金額も巨額に上つており、その主なるものは左の通りであつて、特に内閣の注意を喚起する。

検査報告批難番号第一、四九七号「ビルマ米の購入および売渡にあたり処置当を得ないもの」

食糧庁において、二十七年度にビルマ米八二、七〇八トンを六十一億千八百余万円で購入したが、そのうち一三、一六〇トンは有毒な黄変粒混入率が多いため、配給用とすることができず、原材料用として購入価格から六億三千二百余万円値引して売渡している。ビルマ米については二十六年度にも同様黄変粒のため一億九千八百余万円の直接損失を被つていたのであるから、二十七年度の購入にあたつては、黄変粒の混入防止に、もつと有効適切な措置を講ずべきであつた。

検査報告批難番号第一、四九八号「イラク大麦の購入にあたり処置当を得ないもの」

食糧庁において、二十七年度にイラク大麦八五、四六六トンを三十四億八千余万円で購入したが、品質粗悪のため、主食用として不適当であり、うち一四、九八四トンを購入価格から二億二千四百余万円値引して売渡したほか、二十八年三月末までに保管料八千三百余万円を支払い、なお六六、一八一トンが在庫のままとなつている。イラク大麦は二十六年度においても二九、七〇〇トンを購入したが品質粗悪のため大部分を飼料用として売渡しているのに重ねてこのような食糧不適品を購入したものである。

検査報告批難番号第一、五〇一号「不急の麻袋を購入したもの」

食糧庁において、二十七年度に輸入食糧受入れ上必要があるとして包装用麻袋五百万枚を四億六千五百万円で購入したが、二十八年十月末まで全く使用せず在庫のままとなつて居り、営業倉庫に支払つた保管料は千四百余万円に達している。

右は古麻袋回収量の見込違い、手持新麻袋容量の計算違い、食糧の輸入時期のズレ、等に基くものであるが、食糧庁としては二十六年度においても輸入米確保のため麻袋三百万枚を購入したが見込違いのため一年間以上未使用のまま保管していた事実があるのに重ねてこれを購入したものである。

以上三件を通観して、主要食糧の計画数量確保を目的とする農林省当局の努力は窺い得るが、右外国食糧について見るように購入処置が不完全なため品質不良のものを購入し、実質的に数量確保の目的を達成しなかつたこと、主食として配給することができないため値引して売渡したり、長期間保管料を支払つたりしたため巨額の国損を招いたこと、前年の不経済な事態を再び繰返していること、などはひいて食糧行政全般に対する国民の不信を招く結果を来すものと認められる。

本特別会計の尨大な内容は、国民全般の注目するところであるから、農林省当局としては、常に経費の効率的使用に十分意を用い、会計検査院の批難を単なる事後批判と考えることなく、指摘事態の根本原因を除き、その再発を防止することが食糧需給の円滑化と同様な重要性を持つことを銘記し、苟くも国民の不信を買うが如きことのないよう今後一段の努力を望む。

（五）　日本国有鉄道

日本国有鉄道における収入金の徴収、物件及び役務の調達及び鉄道会館、民衆駅の問題など固定財産の管理運用に関する批難事項を通観すると国鉄首脳者がこの巨大な経営体の財務全般を十分に把握統制する上に欠くるところがあると思われる。また外廓団体の関係について見ればもともと外廓団体なるものは、国鉄の経営及びその発展に寄与するためのものであるのに却つて国鉄に寄生し、その利潤を蚕食しているような世上の疑惑を招いている事実は、国鉄にその全経営を掌握する統制力が欠如していることに基因すると言わねばならない。

国鉄がわが国輸送事業の動脈として、質・量ともに極めて厖大な企業体であつて、業務の内容も複雑多岐であり、地域的にも広大である関係上財務処理の困難な事情はあるとしても、なお一段の自粛を切望する。

六、懲戒処分の適正励行

公務員による不当行為に対する懲戒処分の適正励行に関しては、去る四月二十三日の本院本会議において決議をもつて今後は懲戒処分を厳正に励行し一罰百戒の実を挙げ、もつて吏道の刷新に努めるよう政府当局に対し強い要望がなされたが、二十七年度決算の審査の結果を顧みるのに、まだ自粛の跡は認められない。

二十七年度の不当事項に対する関係者の処分が殆んど全部本院決議以前に既に決定されている状況に鑑み一応その事情は諒とするが、本院決議以降に決定される処分については当該上司に至るまで厳正なる懲戒処分を励行すべきことを玆に更めて強く要望する。

右の通り全会一致をもつて議決した。よつて多数意見者の署名を附して報告する。

昭和二十九年十一月二十九日

決算委員長　小林　亦治

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

青柳　秀夫　　島村　軍次
飯島連次郎　　岡　三郎
八木　幸吉　　三浦　辰雄
雨森　常夫　　亀田　得治
石川　榮一　　木下　源吾
久保　等　　小澤久太郎
永岡　光治　　木村　守江
東　隆　　山田　節男
田中　啓一　　谷口弥三郎
平林　太一

〔第四号参照〕

審査報告書

労働組合法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年十二月三日

労働委員長　藤原　道子

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

加藤　武徳　　早川　愼一
田村　文吉　　苫米地義三
長谷部ひろ　　菊川　孝夫
田畑　金光

要領書

一、委員会の決定の理由

地方労働委員会の委員の定数が少ないため、事案の処理の円滑を欠き、争議の早期解決を困難ならしめる等、労資双方に多大の不便を与えている実情であるから、定数を増加することは妥当な措置であると認めた。

二、事件の利害得失

委員の定数増加により調整事案の処理が円滑となり、地方労働委員会の機能を十分に発揮出来る利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

〔第五号参照〕

審査報告書

水稲健苗育成施設普及促進法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年十二月四日

農林委員長　森　八三一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

清澤　俊英　宮本　邦彦
大矢半次郎　菊田　七平
戸叶　武　松永　義雄
河合　義一　三橋八次郎
松浦　定義　江田　三郎
佐藤清一郎　岸　良一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、寒高冷地域に対して保温折衷苗代及び温床苗代等の水稲健苗育成施設を重点的且つ計画的に普及せしめ、かかる地域における水稲作の安定と増強を図る目的をもつて農林大臣による寒高冷地域及び都道府県知事による寒高冷地区の指定、市町村、都道府県及び国における水稲健苗育成施設の普及計画の策定、普及計画を実施するために必要な国の予算的措置及び国の助成等について規定し、昭和三十五年三月三十一日までの限時法であつて、妥当な措置と認め別紙の附帯決議を附して可決した。

二、事件の利害得失

国内における米穀の増産に資し、農家経済の安定に寄与する。

三、費用

本法施行に要する経費については今後の問題として残されている。

附帯決議

本法の施行に当つて、政府は、衆議院農林委員会における附帯決議を確実に実行すること。

審査報告書

北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年十二月四日

農林委員長　森　八三一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

清澤　俊英　宮本　邦彦
大矢半次郎　佐藤清一郎
菊田　七平　河合　義一
三橋八次郎　松浦　定義
江田　三郎　岸　良一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、北海道において本年五月及び九月の暴風雨によつて生じた国有林野の風害木等を緊急に処理し、あわせて災害を受けた北海道の市町村の急速な復旧に資するため、これら風害木の売払に関して、所定の場合においては、代金の納付等について無担保、無利息で三年までの延納を認める特例を設けようとするものであつて、妥当な措置と認め別紙の附帯決議を附して可決した。

二、事件の利害得失

国有林野の風害木の迅速な処理及び被害市町村の復旧のため寄与する。

三、費用

本法施行には特に費用を要しない。

附帯決議

本法律案に関連して、政府は速かに次の事項を検討し、その結果に基いて適切な措置を講ずべきである。

一、本法の適用対象となる市町村を独り北海道と市町村にのみ限定することなくその他の地帯の市町村にも及ぼすこととすること。

二、本法第一項第二号の適用対象施設として農林漁業施設にのみ限定することなく有要適切な中小企業施設にも及ぼすこととすること。

審査報告書

昭和二十九年の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関するに特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年十二月六日

水産委員長　小林　孝平

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

千田　正　秋山俊一郎
野田　俊作　森崎　隆
有馬　英二　青山　正一

要領書

一、委員会の決定の理由

本年八月以降発生した第五号、第十二号、第十三号、第十四号及び第十五号の台風により漁船、漁具その他の施設につき損失を受けた漁業者及び水産業協同組合に対し農林中央金庫その他の金融機関が復旧資金を融通するに当つて地方公共団体が、これ等の金融機関に対し利子補給並びに損失補償を行い、又国はこの経費を地方公共団体に補助せんとするものであつて適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

右の台風によつて損失を受けた漁業者又は水産業協同組合に対し低利の復旧資金を融通することにより、その復旧を促進し、漁業者の生活安定に資する利益がある。

三、費用

利子補給に対する補助金本年度約百五十万円、来年度以降三十五年度まで約一億一千万円、その他損失補償に要する補助金をその都度予算に計上する必要がある。

審査報告書

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年十二月六日

運輸委員長　高木　正夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

村上　義一　三木與吉郎
三木　治朗　川村　松助
松平　勇雄　一松　政二
三浦　義男　大和　與一
黒川　武雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国有鉄道法により町村の議会の議員は国鉄職員であることができるが、市（特別区を含む。）の議会の議員は国鉄職員であることができないことは民主政治の本旨に沿わないので、総裁の承認を得たものは市（特別区を含む。）の議会の議員も国鉄職員であることができるように改正しようとするもので、委員会は妥当なる措置と認める。

二、事件の利害得失

民主政治の本旨に沿い得る利益がある。

三、費用

本法律の施行には、別に費用を要しない。

審査報告書

昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年十二月六日

通商産業委員長　石原幹市郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

青木　一男　栗山　良夫
小野　義夫　西川弥平治
加藤　正人　山川　良一
深水　六郎　石川　清一
酒井　利雄　小松　正雄

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者の復旧と経営安定を助成する必要があるので、その復旧事業資金の貸出利率の引下げを措置することは、適当な方策であると認めるが、別紙の附帯決議を附した。

二、事件の利害得失

被害小企業者の借入金の利息を減少することに依り、当該事業者の復旧再建に資する利益がある。

三、費用

差し当り昭和二十九年度の補正予算に二百万円を計上している。

附帯決議

政府は昨年度の中小企業関係の災害法律の実施状況に鑑み本年度の法律の実施に当つては、左記の点に特に注意すること。

記

一、災害法律の趣旨及び内容については、末端迄充分に徹底するよう万般の措置を講ずること。

二、災害法律の適用地域については、昨年度の基準にかかわることなく、商工業関係の被害額を基準として決定すること。

審査報告書

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年十二月六日

大蔵委員長　西郷吉之助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

土田国太郎　平林　剛
小酒井義男　杉山　昌作
東　隆　森下　政一
天田　勝正　三輪　貞治
中川　幸平　高橋　衛

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者の復旧と経営安定を助成する必要があるので、その復旧事業資金の貸出利率の引下げを措置することは、適当な方策であると認めるが、別紙の附帯決議を附した。

二、事件の利害得失

被害小企業者の借入金の利息を減少することに依り、当該事業者の復旧再建に資する利益がある。

三、費用

差し当り昭和二十九年度の補正予算に二百万円を計上している。

青柳　秀夫　豊田　雅孝
石坂　豊一　藤野　繁雄
野溝　勝

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、漁船損害補償法の規定に基く特殊保険の再保険に係る事故の昭和二十八年度における異常な発生並びに、漁船乗組員給与保険法の規定に基く給与保険の再保険に係る事故の昭和二十八年度及び同二十九年度における異常な発生により漁船再保険特別会計に生じた損失をうめるため、昭和二十九年度において一般会計から繰入金をしようとするものであつて適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
漁船再保険特別会計の運用を円滑ならしめ得る利益があ。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十九年度特別会計予算補正（特第二号）中漁船再保険特別会計特殊保険勘定に九千四百万円、同給与保険勘定に一千五百万円が、それぞれ一般会計よりの受入として計上されている。

審査報告書

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からの繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年十二月六日
大蔵委員長　西郷吉之助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
土田国太郎　前田　久吉
小酒井義男　野溝　勝
杉山　昌作　東　隆
森下　政一　青柳　秀夫
豊田　雅孝　石坂　豊一
藤野　繁雄

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、昭和二十八年度における風水害、冷害等の異常な発生により生じた農業共済再保険特別会計の農業勘定における支払財源の不足をうめるために、昭和二十九年度において更に一般会計から農業共済再保険特別会計へ繰入金ができることとしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
農業共済再保険特別会計の運用を円滑ならしめ得る利益がある。

三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和二十九年度特別会計予算補正（特第二号）中農業共済再保険特別会計農業勘定に、一般会計より受入の増加として十二億円が計上されている。

審査報告書

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年十二月六日
大蔵委員長　西郷吉之助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
土田国太郎　前田　久吉
平林　剛　小酒井義男
安井　謙　杉山　昌作
東　隆　森下　政一
青柳　秀夫　豊田　雅孝
石坂　豊一　藤野　繁雄

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、交付税及び譲与税配付金特別会計法第四条の規定を整備するとともに、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる金額について昭和二十九年度限りの特例を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失
交付税及び譲与税配付金特別会計の経理の区分を明確ならしめ得る等の利益がある。

三、費用
この法律施行に伴い、昭和二十九年度において一般会計から、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる金額の追加を要することとなるが、この金額十億五千百万円は、昭和二十九年度特別会計予算補正（特第二号）に計上されている。

審査報告書

町村合併促進法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年十二月六日
地方行政委員長　中田　吉雄

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
伊能　芳雄　長谷山行毅
伊能繁次郎　古池　信三
松岡　平市　村尾　重雄
寺本　廣作　加瀬　完
若木　勝蔵　片柳　眞吉
館　哲二　小林　武治

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、県会議員の選挙区の特例、境界変更の特例、合併関係町村の事務運営に関する事項、農地法の特例に関する事項その他町村合併の促進上緊要な事項に関する規定の整備を行い、町村合併が更に円滑に行われるようにするものであつて、その内容は大体妥当なものと認める。

二、事件の利害得失
町村合併が更に円滑に行われるようにすることができる。

三、費用
本法の施行には、別段の費用を要しない。

審査報告書

昭和二十九年度一般会計予算補正（第1号）
昭和二十九年度特別会計予算補正（特第2号）
昭和二十九年度政府関係機関予算補正（機第1号）

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年十二月六日
予算委員長　小林　英三

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
池田宇右衛門　加藤　武徳
河野　謙三　植竹　春彦
左藤　義詮　雨森　常夫
笹森　順造　武藤　常介
深川タマヱ　木村　守江
泉山　三六　鶴見　祐輔
大矢半次郎　西田　隆男
大谷　贊雄　白井　勇
田村　文吉　前田　穣
竹下　豐次　梶原　茂嘉
小野　義夫　安井　謙
西岡　ハル　古池　信三
佐藤清一郎　吉田　萬次
館　哲二　早川　愼一

要領書

一、委員会の決定の理由
昭和二十九年度一般会計予算補正（第1号）昭和二十九年度特別会計予算補正（特第2号）及び昭和二十九年度政府関係機関予算補正（機第1号）は、本年度発生災害の復旧を促進し、経済健全化の推進に伴う社会保障関係費の充実を図るとともに、第十九回国会における予算の修正等に伴う所要の補正を行つたものであり、その財源については、経済健全化方針にもとずき、主に既定経費の節減等によりまかない、財政規模の膨張を最少限度にとどめたものであつて、概ね妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失
この補正により予算成立後の事態に即応することができる。

三、費用
一般会計予算は、歳入歳出共に当初予算九千九百九十五億八千八百二十七万四千円に、二億九千百三十八万一千円が補正増額されて、九千九百九十八億七千九百六十五万五千円となる。
特別会計予算は、歳入一兆六千九百七十九億八千三百八十八万一千円に、百三億二千三百三万六千円が増額されて、一兆七千八十三億六百九十一万七千円、歳出一兆六千百四十四億二千七百六十八万二千円に、百三億二千三百三万六千円が増額されて、一兆六千二百四十七億五千七十一万八千円となる。
政府関係機関予算は、収入八千七百五十四億一千五百二十二万一千円より、百八十三億四千二百八十一万八千円が減額されて、八千五百七十億七千二百四十三万三千円、支出七千三百五十四億二千三百七万七千円より、百三十五億七千六百十五万二千円が減額されて、七千二百十八億四千六百九十二万五千円となる。

審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年十二月七日
議院運営委員長　寺尾　豊

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
川村　松助　剱木　亨弘
榊原　亨　横川　信夫
高橋　道男　上林　忠次
加賀山之雄　矢嶋　三義
菊川　孝夫　阿具根　登
天田　勝正　三浦　義男
鈴木　一

一、　要領書
　委員会の決定の理由
　期末手当及び勤勉手当を受けるべき期日の直前に衆議院が解散された場合においても、衆議院の議員等の秘書に対してこれを支給しようとするものであつて、適切な措置と認める。
二、事件の利害得失
　期末手当等の受給に関し衆議院の議員等の秘書が蒙る不利益を救済することができる。
三、費用
　この法律施行のため、特に費用を要しない。

審査報告書
自衛隊法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年十二月六日
内閣委員長　荒木正三郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
植竹　春彦　榊原　亨
大達　茂雄　西田　隆男
野本　品吉　鶴見　祐輔
長島　銀藏

要領書
一、委員会の決定の理由
　さきの国会において陸上自衛官二万人の増員が認められたのでこれを基礎として、その後二管区隊を増置したが、当時国会は閉会中のため政令で措置しておいたので、今回、法律を改正したのは適当の措置であると認める。
二、事件の利害得失
　この措置により、自衛隊の機構を整備することができる。
三、費用
　本法施行のため別に費用は要しない。

審査報告書
昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年十二月六日
通商産業委員長　石原幹市郎
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
河野　謙三　西川弥平治
加藤　正人　石川　清一
森田　義衛　高橋　衞
中川　幸平　深水　六郎
栗山　良夫　小松　正雄

要領書
一、委員会の決定の理由
　昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害中小企業者の事業再建に資する必要上、中小企業信用保険法に特例を設けて、当該事業者への融資を円滑にすることは妥当な措置と認められる。
二、事件の利害得失
　中小企業信用保険法の特例措置により、当該被害中小企業者の事業復旧を促進する利益がある。
三、費用
　別段に要しない。

審査報告書
昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年十二月六日
農林委員長　森　八三一
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
宮本　邦彦　佐藤清一郎
重政　庸徳　大矢半次郎
鈴木　强平　菊田　七平
溝口　三郎　松永　義雄
河合　義一　岸　良一　松浦　定義
飯島連次郎
亀田　得治　江田　三郎
戸叶　武

要領書
一、委員会の決定の理由
　本法律案は昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害によつてその生産する食糧農作物の著しい減収をこうむり飯用食糧に著しく不足する被害農家に対して政府所有の米麦を廉価に払下げる特別な措置を講ずることとしようとするものであつて、妥当と認め、別紙の附帯決議を附して可決した。
二、事件の利害得失
　被害農家の救済に資し、生産意欲の昂揚に寄与する。
三、費用
　本法施行に要する経費については今後において措置することになつている。

附帯決議
本法成立の上において、これが実施に当つて、本法による米麦の特別売渡が苟しくも本法の趣旨を逸脱するが如き事態の発生しないよう遺憾なく措置すること。

審査報告書
昭和二十九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年十二月六日
農林委員長　森　八三一
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
亀田　得治　清澤　俊英
鈴木　强平　菊田　七平
戸叶　武　河合　義一
江田　三郎

要領書
一、委員会の決定の理由
　本法律案は昨年の災害に対して採られた措置に倣つて、昭和二十九年の台風第五号、第十二号、第十三号、第十四号若しくは第十五号等の台風又は冷害によつて損失を受けた農林業者の経営資金の融通を低利且つ円滑にするため、農業協同組合若しくは森林組合又は金融機関が一定の基準でこれらの被害農林業者に経営資金を融通した場合、融資総額百億円を限度として国及び地方公共団体が一定の基準で利子補給及び損失補償を行うこととなし、なお昨年の災害によつて同様の融資を受けた被災者で本年も重ねて災害を被り、融資を受けるものの本年の償還分については従来と同一の条件によつて借替を認めようとするものであつて、委員会は妥当な措置と認め、別紙の附帯決議を附して多数をもつて可決した。
二、事件の利害得失
　被害農林業者の救済に資し、農林業生産の回復に寄与する。
三、費用
　本法律案の施行により、利子補給及び損失補償の経費を必要とし、差当つて本年度補正予算に利子補給に要する経費六千二百二十万円が計上せられている。

附帯決議
本法成立の上において、これが実施に当つて、本法による融資が苟しくも本法の趣旨を逸脱するが如き事態の発生しないよう遺憾なく措置すること。

審査報告書
国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年十二月六日
大蔵委員長　西郷吉之助
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
有馬　英二　前田　久吉
平林　剛　小酒井義男
豊田　雅孝　東　隆
森下　政一　青柳　秀夫
井上　清一　安井　謙
石坂　豊一　藤野　繁雄
杉山　昌作

要領書
一、委員会の決定の理由
　本法案は、産業復興公団が炭鉱労働者の医療施設の用に供させるため建設した施設等で国有のものを、地方公共団体等に対し用途を指定して減額譲渡又は減額貸付することとするとともに、地方公共団体等が既に譲渡を受けたものについて、その買受代金に係る債務のうち一定部分を免除する等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
　地方公共団体等の負担の軽減に資する利益がある。
三、費用
　この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年十二月六日
大蔵委員長　西郷吉之助
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
有馬　英二　杉山　昌作
前田　久吉　平林　剛
小酒井義男　土田国太郎
豊田　雅孝　東　隆
森下　政一　青柳　秀夫
井上　清一　入交　太藏
安井　謙　石坂　豊一
藤野　繁雄

要領書
一、委員会の決定の理由
　本法案は、昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対して所得税を課さないこととしようとするものであつて、止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失
米穀の供出等を促進せしめるとともに、食糧需給の緩和を図り得る利益がある。
三、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
公職選挙法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年十二月六日
地方行政委員長　中田　吉雄
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
長谷山行毅　伊能　芳雄
村尾　重雄　寺本　廣作
若木　勝蔵　片柳　眞吉
館　哲二　小林　武治
伊能繁次郎　古池　信三
加瀬　完

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、今次の国会自粛立法の一環として、選挙の浄化を図るため連座制等を強化して選挙の公正を確保し、又選挙運動の適正化、選挙運動費用の合理化、政党等の政治活動の規正等を行うと共に選挙管理事務に関する規定を整備しようとするものであつて、その内容は概ね妥当なものと認められる。
二、事件の利害得失
この措置によつて、公職の選挙を更に適正なものとすることができる。
三、費用
本法の改正に伴う国会議員の選挙等の執行経費の基準の改正によつて、衆議院議員選挙で一億二千余万円、参議院地方選出議員選挙で三千八百余万円、参議院全国選出議員選挙で七千三百六十余万円の選挙執行経費の増加となる。

審査報告書
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年十二月六日
地方行政委員長　中田　吉雄
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
長谷山行毅　伊能　芳雄
村尾　重雄　寺本　廣作
若木　勝蔵　片柳　眞吉
館　哲二　小林　武治
伊能繁次郎　古池　信三
加瀬　完

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、公職選挙法の一部改正に伴い、国会議員の選挙の執行に関し、選挙公報発行費等国が負担する経費で都道府県及び市町村に交付するものの基準を改正するものであつて、その内容は概ね妥当なものと認める。
二、事件の利害得失
この措置によつて、国会議員の選挙の執行経費の基準を適正ならしめることができる。
三、費用
本改正による新しい基準によれば、衆議院議員選挙で一億二千余万円、参議院地方選出議員選挙で三千八百余万円、参議院全国選出議員選挙で七千三百六十余万円の選挙執行経費の増加となる。

審査報告書
昭和二十九年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年十二月六日
地方行政委員長　中田　吉雄
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
古池　信三　伊能繁次郎
伊能　芳雄　寺本　廣作
片柳　眞吉　館　哲二
小林　武治

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、地方交付税の総額に四十億円を追加することとなるに伴い、税率の変更をし、また既に普通交付税の額の決定していること及びこの金額が警察費の過少算定を是正するために追加増額するものであり、この特例によつて、これをすべて特別交付税に繰り入れ、適当の配分を行つて問題の処置に便ずることとしたものであつて、その内容は大体において妥当なものと認める
二、事件の利害得失
この措置によつて、道府県警察費の財政需要の不足額を補てんする等適当の処置を採ることができる。
三、費用
本法を施行する経費は、予算に計上ずみである。

審査報告書
昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案
右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年十二月六日
地方行政委員長　中田　吉雄
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
伊能　芳雄　長谷山行毅
伊能繁次郎　古池　信三
村尾　重雄　加瀬　完
若木　勝蔵　片柳　眞吉
館　哲二　小林　武治
題名中「七月の大雨、同年」を削る。
第一条第一項中「七月の大雨若しくは同年」を削る。

要領書
一、委員会の決定の理由
衆議院提出にかかる本法律案の原案は、昭和二十九年七月の大雨若しくは同年八月及び九月の台風による災害又は同年八月の冷害を受けた地方公共団体に対し、地方税、使用料、手数料その他の減免及び災害救済対策等、風水害に伴う一定の諸対策に伴う財政負担の財源とするため、地方財政法第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とする特例を規定するものであつたところ、本委員会においては、昭和二十九年七月の大雨についてはこれを除くこととし、その他は大体において妥当なものと認め、修正議決した。
二、事件の利害得失
この措置によつて、一定の地方公共団体に起債の特例を認めることができる。
三、費用
本法律案の規定による地方債は、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金をもつてその金額を引き受けることとなるものとする。

〔第六号参照〕
審査報告書
租税特別措置法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十九年十二月六日
大蔵委員長　西郷吉之助
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
有馬　英二　石坂　豊一
平林　剛　小酒井義男
井上　清一　青柳　秀夫
森下　政一　東　隆
入交　太蔵　安井　謙
藤野　茂雄

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、医師又は歯科医師等の社会保険診療等による所得に対する所得税又は法人税について特別措置を講じようとするものであつて、止むを得ない措置と認める。
二、事件の利害得失
医師又は歯科医師等の所得に対する課税上の紛争を防ぎ得る等の利益がある。
三、費用
この法律施行のため別に費用を要しない。

法務委員会請願審査報告書第一号
一議院の会議に付するを要するもの。
第一六三号　秋田県米内沢町に簡易裁判所等設置促進の請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十九年十二月六日
法務委員長　高橋進太郎
参議院議長河井彌八殿

法務委員会請願特別報告第一号
秋田県米内沢町に簡易裁判所等設置促進の請願
第一六三号　秋田県北秋田郡阿仁合町　鈴木鉄之助外一名提出
右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十九年十二月六日
法務委員長　高橋進太郎
参議院議長河井彌八殿

意見書案
秋田県米内沢町に簡易裁判所等設置促進の請願
請願者　秋田県北秋田郡阿仁合町　鈴木鉄之助外一名（第一六三号）
右の請願は、秋田県阿仁部地方を管轄する簡易裁判所並びに検察庁は、現在大館市に所在しているが、同市から米内沢町までは三十キロメート

ルの行程にあり、さらに大阿仁村及び上小阿仁村役場まではそれぞれ六十五キロメートル、五十キロメートルの遠距離にある関係上、住民は、各種事件、訴訟調停関係等によつて裁判所までの出頭にきわめて不便をきわめているばかりでなく、近時人口の急増と出入者のひん繁に伴い各種事件の発生ならびに訴訟問題が漸増しているから、米内沢町に簡易裁判所並びに検察庁を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

農林委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二号　大豆等を農業災害補償法第八十四条第一項第一号の共済目的農作物に指定するの請願

第一〇号　台風第十二号及び第十五号による災害復旧促進の請願

第一七号　桑園の凍霜害対策に関する請願

第一八号　長野営林局移転に伴う措置に関する請願

第二〇号　供米検査規格の合理化に関する請願

第二二号　積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に関する請願

第二七号　凍霜害対策に関する請願

第二八号　黄変米の配給停止に関する請願

第二九号　保温折衷苗代温床紙国庫補助に関する請願

第三五号　菜種共済事業の再保険に関する請願

第七二号　台風による被害農家に飯米配給の請願

第七三号　昭和二十九年産米検査規格の適正化等に関する請願

第七四号　土地改良事業計画実施に関する請願

第八五号　岡山県児島湾干拓事業促進に関する請願

第九四号　昭和二十九年産米の検査等級格下げに関する請願

第一一四号　積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の施行期限延長に関する請願

第一一八号　昭和二十八年産米の追加払に関する請願

第一二三号　耕地災害復旧事業費国庫補助増額等に関する請願

第一二九号　昭和二十九年産米の供出対策に関する請願

第一三〇号　主要食糧集荷委託予算増額に関する請願

第一三七号　桑園の病虫害防除対策に関する請願

第一三八号　冷害凶作対策に関する請願

第一五〇号　秋田県八郎潟干拓事業施行に関する請願

第一五七号　長崎大干拓事業促進に関する請願

第一八〇号　自作農維持資金の拡充に関する請願（十三通）

第一八一号　福島県安積そ水の取入口施設等に関する請願

第一八五号　静岡県山住トンネル開さくに関する請願

第一九五号　新米穀年度の米穀配給日数に関する請願

第二三四号　昭和三十年度治山関係事業予算拡充に関する請願

第二三九号　治山事業並びに保安林整備計画の実施促進等に関する請願

第二四〇号　林野災害復旧資金融資に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年十二月六日

農林委員長　森　八三一

参議院議長河井彌八殿

農林委員会請願特別報告第一号

大豆等を農業災害補償法第八十四条第一項第一号の共済目的農作物に指定するの請願

第二号　岩手県議会議長　中野吉郎提出

台風第十二号及び第十五号による災害復旧促進の請願

第一〇号　岡山県議会議長　友保知提出

桑園の凍霜害対策に関する請願

第一七号　長野県上田市海野町養蚕販売農業協同組合連合会内　山浦喜武太郎提出

長野営林局移転に伴う措置に関する請願

第一八号　長野県議会議長　下平晒四提出

供米検査規格の合理化に関する請願

第二〇号　長野県議会議長　下平晒四提出

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の施行期限延長に関する請願

第二二号　長野県議会議長　下平晒四提出

凍霜害対策に関する請願

第二七号　長野県議会議長　下平晒四提出

黄変米の配給停止に関する請願

第二八号　長野県議会議長　下平晒四提出

保温折衷苗代温床紙国庫補助に関する請願

第二九号　長野県議会議長　下平晒四提出

菜種共済事業の再保険に関する請願

第三五号　福岡県知事　杉本勝次外一名提出

台風による被害農家に飯米配給の請願

第七二号　岡山県議会議長　友保知提出

昭和二十九年産米検査規格の適正化等に関する請願

第七三号　岡山県議会議長　友保知提出

土地改良事業計画実施に関する請願

第七四号　新潟県議会議長　児玉龍太郎提出

岡山県児島湾干拓事業促進に関する請願

第八五号　岡山県児島郡八浜町長　山田俊三提出

昭和二十九年産米の検査等級格下げに関する請願

第九四号　宮崎県議会議長　日高弥一提出

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の施行期限延長に関する請願

第一一四号　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名提出

昭和二十八年産米の追加払に関する請願

第一一八号　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名提出

耕地災害復旧事業費国庫補助増額等に関する請願

第一二三号　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名提出

昭和二十九年産米の供出対策に関する請願

第一二九号　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名提出

主要食糧集荷委託予算増額に関する請願

第一三〇号　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名提出

桑園の病虫害防除対策に関する請願

第一三七号　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名提出

冷害凶作対策に関する請願

第一三八号　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名提出

秋田県八郎潟干拓事業施行に関する請願

第一五〇号　秋田県議会議長　渋谷倉蔵外十四名提出

長崎大干拓事業促進に関する請願

第一五七号　長崎県議会議長　岡本直行提出

自作農維持資金の拡充に関する請願

第一八〇号　岡山県和気郡吉永町農業委員会内　久次太郎外五十三名提出

福島県安積そ水の取入口施設等に関する請願

第一八一号　福島県郡山市南町二一〇　渡辺信任提出

静岡県山住トンネル開さくに関する請願

第一八五号　静岡県磐田郡水窪町長　安藤悦司提出

新米穀年度の米穀配給日数に関する請願

第一九五号　岩手県久慈市議会議長　中野小太郎提出

昭和三十年度治山関係事業予算拡充に関する請願

第二三四号　岡山県英田郡美作町長　水嶋計次郎外一名提出

治山事業並びに保安林整備計画の実施促進等に関する請願

第二三九号　東京都千代田区永田町衆議院事務当局内　周東英雄外二名提出

林野災害復旧資金融資に関する請願

第二四〇号　東京都港区赤坂福吉町一衆議院宿舎内　福田喜東外六名提出

右三十一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年十二月六日

農林委員長　森　八三一

参議院議長河井彌八殿

意見書案

大豆等を農業災害補償法第八十四条第一項第一号の共済目的農作物に指定するの請願

請願者　岩手県議会議長　中野吉郎（第二号）

右の請願は、現行の農業災害補償制度は、米、麦および蚕繭が対象とな

つて共済金が支払われているので、岩手県のように毎年冷害、凍霜害等に襲われている高冷畑単作地帯で、かつ、大豆、小豆、ひえ、あわ等の畑作物が主要食糧となつているところでは本制度の恩恵はきわめて薄く、農家経営に悪影響を及ぼしているから、すみやかに大豆、小豆、ひえ、あわ等を農業災害補償法第八十四条第一項第一号の共済目的の食糧農産物として指定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

台風第十二号及び第十五号による災害復旧促進の請願

請願者　岡山県議会議長　友保知（第一〇号）

右の請願は、台風第十二号及び第十五号による岡山県下の被害は前例をみないほど激じんをきわめその総被害額は八十億円の巨額に達し、住民の生活は重大な脅威を受け、社会人心の動揺はきわめて深刻であり、すみやかに救済の施策を講じ、民生の安定を図ることは刻下の急務であるが、窮迫した地方財政によつて早急な救済及び復旧の万全を期することはできない状況であるから、昭和二十九年産米の供出割当は災害の実情を充分調査の上適正を期し、水稲共済金の仮払措置を即時実施するとともに、土木、耕地、山林関係の復旧費の国庫補助、地方公共団体財政に対し緊急つなぎ融資を行う等の抜本的対策を早急に実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑園の凍霜害対策に関する請願

請願者　長野県上田市海野町養蚕販売農業協同組合連合会内山浦喜太郎（第一七号）

右の請願は、去る五月二十七日朝、長野県下を襲つた冷温による大凍霜害は、被害面積八千五百町歩、損害見積金額三億二千万円に達し、とくに桑園は全滅にひんしているため、全県養蚕農民はぼう然自失、立ち上る勇気もなく実に悲惨な状態におちいつているから、これが救済対策として、（一）被害農家に対し長期低利資金の融通を図ること、（二）農家の借入金に対する延納並びに利子補給を図ること、（三）農業災害保険金の早期支払いを実施すること、（四）掃立不能となつた蚕種代金を全額助成すること、（五）樹勢回復用速効肥料を無償交付すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長野営林局移転に伴う措置に関する請願

請願者　長野県議会議長　下平晒四（第一八号）

右の請願は、長野営林局移転問題は、昭和二十五年国策として取り上げられて以来種々複雑な経緯をたどり、遂に去る四月二十二日国会において移転決定を見るに至つたものであるが、木曽福島町から営林局を取り除くことは、さながら往年の長野県庁の移転問題若しくは分県論当時に匹敵するものであつて、一万人足らずの町において約一割強の人口を失い、さらに年間一億円に達する経済的打撃を受けることは町政今後の運営において堪えられないところであるから、地元木曽福島町及び西筑摩郡の将来に経済的に生き得る途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

供米検査規格の合理化に関する請願

請願者　長野県議会議長　下平晒四（第二〇号）

右の請願は、供米政府買入価格は、三等米を標準に設定されているにもかかわらず、出廻りの実績は三等級以下に集中しているのが現行等級規格下における実情であるが、これは検査によつて間接的に生産者の実質米価を引き下げる役割を果し、生産者に多大の不満を与える原因となつているから、かかる実情にそわない不合理な検査等級を改善し、標準とされている三等級に出廻りの集中するよう検査規格を合理的に改訂せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の施行期限延長に関する請願

請願者　長野県議会議長　下平晒四（第二一号）

右の請願は、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の実施によつて、食糧増産はもち論、農家経済も安定をみつつあり農村振興上大なる成果を挙げているのであるが、同法の施行期限は昭和三十年度までであつて、あまりにも僅かに一箇年でありかくては同法制定の目的を達成することは到底不可能であるから、すくなくとも五箇年以上、同法の施行期限を延長せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

凍霜害対策に関する請願

請願者　長野県議会議長　下平晒四（第二七号）

右の請願は、去る四月二十一日及び二十八日の再度にわたり長野県下を襲つた低温は実に零下三度ない至四度、はなはだしい所は零下六度にも達し、ために当時開葉初期の桑園をはじめ、開花中の果樹並びに幼穂初期の麦類、苗代などの被害はじん大であつて、県下農村の窮状まことに目をおおわせるものがあるから、これが救済対策として、（一）被害農家の再生産に必要な長期かつ低利の資金を融通すること、（二）農家の借入資金に対する延納並びに利子の補給を図ること、（三）農業災害保険金の早期支払いを実施すること、（四）病害虫防除に必要な農薬を無償交付すること、（五）税の減免に対する措置を講ずること、（六）掃立不能となつた蚕種代金を全額助成すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

黄変米の配給停止に関する請願

請願者　長野県議会議長　下平晒四（第二八号）

右の請願は、政府は、さきに有害の疑いある黄変米を配給する方針を決定した由であるが、無害であるという実験例が極めて少い現在、配給を実施することはいたずらに国民に不安と混乱を起させるから、その毒性について充分慎重な実験研究を重ね無害であるというい結果が一般に確認されるまでは配給を停止せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

保温折衷苗代温床紙国庫補助に関する請願

請願者　長野県議会議長　下平晒四（第二九号）

右の請願は、保温折衷苗代は、高冷地水稲栽培の危険防止を主目的とし、併せて水稲の冷害対策、水田の二毛作化促進、労力調整等に寄与するところが大きいことは、過去におけるその実績に証明されているところであるから、昭和二十九年度以降も引き続いて助成方策を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

菜種共済事業の再保険に関する請願

請願者　福岡県知事　杉本勝次外一名（第三五号）

右の請願は、菜種の作付面積の農家経済において占める比重は大きいものがあるが、農業災害補償法に基く任意共済事業として取り扱われ、しかも再保険措置がないため、共済制度としてはなはだ不完全なものであるから、菜種共済事業の再保険措置

を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

台風による被害農家に飯米配給の請願

請願者　岡山県議会議長　友保知（第七二号）

右の請願は、昭和二十九年八月および九月における風水害による被害農家救済の一端として、政府は近く「昭和二十九年における風水害等による被害農家に対する米麦の売渡要綱」を制定するよしであるが、その際岡山県を指定地域に編入するとともに、本県における被害農家に対しては十一月十一日から実需者価格による飯米配給の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

昭和二十九年産米検査規格の適正化等に関する請願

請願者　岡山県議会議長　友保知（第七三号）

右の請願は、昭和二十九年産米に対する収穫の進ちよくとともに、台風害による稲作の減収ならびに米質の低下は予想外にその度を加えている現状であり、これが救済対策を放置するときは、農家経営は一層困窮を加え農民の生産意欲の減退はもとより、ついには農家再生産を不能にする虞があるから、すみやかに本年産米の検査規格を被害地域の実情に即するよう適正に改訂するとともに、等外米の全量を義務供出分として買上げられる措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土地改良事業計画実施に関する請願

請願者　新潟県議会議長　児玉龍太郎（第七四号）

右の請願は、わが国の食糧自給対策として土地改良事業の重要性は論をまたないところであるが、政府は緊縮財政のもとに本年度の既決予算をさらに節減する方針を立て、このため土地改良事業費もまた一割の削減を見るように伝えられており、その影響は割当事業量の完全実施に精進を重ねている農家の増産意欲を阻害するばかりでなく、増産の機会をも失い、食糧政策上まことに大きな損失をまねくおそれがあるから、本年度土地改良事業費の削減を行うことなく、すみやかに既定計画の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県児島湾干拓事業促進に関する請願

請願者　岡山県児島郡八浜町長山田俊三（第八五号）

右の請願は、児島湾干拓第七区事業は、年間予算僅少のため事業効果があがらず、漁場を失つた漁民の生活苦は日とともにはなはだしく、入植者の中にも工事の遅々とした進行と負担過重のため脱落の一歩手前の者も生じている現状であるから、本事業の早期完成を図るため昭和二十九年度建設工事予算として三億一千五百万円を計上するとともに、干拓地公共施設事業費二千万円に対する半額の国庫補助金を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

昭和二十九年産米の検査等級格下げに関する請願

請願者　宮崎県議会議長　日高弥一（第九四号）

右の請願は、宮崎県における昭和二十九年度産米の作況は、七月の天候不順と台風五号、十三号及び十二号の相次ぐ来襲の影響により異状な不作となり収量検査等級においては、四等以下のものが殆んどをしめるものと予想されるのであるが、政府買入価格は三等を基準に設定されているのではなはだしい不合理を生ずるから、供出促進の意味からも本年度の産米買上検査等級の格下げを講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の施行期限延長に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名（第一一四号）

右の請願は、東北、北陸、山陰等一道一府二十四県積雪寒冷単作地帯農民のひたすらな要望の下に制定された積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法は、昭和三十一年三月三十一日にその有効期限が満了するのであるが、同法施行以来三箇年余を経過した今日、その根幹事業である土地改良、その他各種事業の進ちよく状況は、農業振興五箇年計画の一、二割程度を実施しただけで期限内に所期の目的を達成することは至難であるから、本法の有効期限を延長されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

昭和二十八年産米の追加払に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名（第一一八号）

右の請願は、政府は、これまで米価決定以後のパリティ指数上昇に基いて、前年産米の代金に対して追加払をしてきたのである。しかるに二十八年産米の分については、石当り二百三十二円の追加払を要する勘定となるにかかわらず、今回二百五円の追加払を決定したと新聞は報じているが、これは農家にとつて石当り二十七円の収入減となり、ひいては農家の生産意欲を減退せしめることとなるから、二十八年産米の追加払については、先きに閣議で決定した通りバックペイの約束を厳守し、差額二十七円の再追加をなすよう善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

耕地災害復旧事業費国庫補助増額等に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名（第一二三号）

右の請願は、耕地災害復旧費は、毎年多額に上つているが、昭和二十五年度災害に対する補助金の一部は未交付であり、また、昭和二十六年度以降の災害に対する割当交付も僅少なため、被災農家は、値入金の利子支払等により大きな負担となつている実情であるから、補助金の増額を図るとともに、(一)昭和二十五年度災害分は昭和二十九年度中に交付すること、(二)昭和二十六年度災害分は昭和三十年度中に交付すること、(三)昭和二十七・八年度災害分は被災後三年間に交付すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

昭和二十九年産米の供出対策に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名（第一二九号）

右の請願は、早場米について、さきに農林省から期待数字の要請があつたが、本年産米の作柄は冷害および生育遅延のため早場米供出に相当困難を予想せられるから、これが促進を計るために、奨励金を増額すること、期間についても昨年の期限を短縮しないこと等とともに、本年産米の米価については、すみやかに適正なる価格を決定し昨年の農家手取り価格を下回らないよう、供出促進対策を措置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

主要食糧集荷委託予算増額に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名（第一三〇号）

右の請願は、主要食糧の集荷事務については、国の委託事務であるにもかかわらず、この円滑な運営を期するためには各県とも例年窮迫する地方財政の中から数百万円以上の県費を繰り入れ、促進にあたつてきたのであるが、極度に困窮した福島県財政は、本年度において数億円以上の赤字を生じている現状であるから昭和二十九年産米集荷目標を、昭和二十八年産米集荷目標二千百万石より増の二千六、七百万石とする場合は、これに要する主要食糧集荷委託費国庫予算を、最低、昭和二十八年度予算の四億五千万円以上に増額されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

冷害凶作対策に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名（第一三八号）

右の請願は、五月の暴風雪害につぐ今年の異常気象は、農作物の成育登熟に重大なる障害を及ぼし、東北、北海道の冷害凶作は決定的で、殊に稲作については農林省発表の八月十五日現在収穫予想をはるかに下廻る公算が大きく、昨年の凶作に続く本年の凶作で農家経済に致命的な打撃を与え、これにつながる一般経済界にも深刻なる影響を及ぼしているから、政府は、当面応急ならびに総合的な恒久対策をすみやかに実施せられるとともに、農業団体等の救済についても適切なる措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

桑園の病虫害防除対策に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名（第一三七号）

右の請願は、桑の赤渋病、細菌病、シントメタマバイ等の病菌は、発生時において枝条の内部に侵入して越年するため、薬剤消毒による徹底防除を必要とするが、その経費が相当の額に達し、過去三箇年にわたる凍霜害ならびに昨年の冷害等に打ち続く災害による被災農家のひん迫した経済をもつてしては、負担に堪え難い実情にあるから、病虫害防除経費ならびに試験研究費に対して特段の助成を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎大干拓事業促進に関する請願

請願者　長崎県議会議長　岡本直行（第一五七号）

右の請願は、政府は長崎大干拓事業実施の第一段階として農林省長崎干拓調査事務所を設置したが、本干拓事業が六千人の入植者と五十万石の米生産が予定される大事業であることを深く認識せられ本事業の早期実現方を促進するとともに、本事業の所要労力については地元および県内労力を大幅に使用せられるよう特段の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

秋田県八郎潟干拓事業施行に関する請願

請願者　秋田県議会議長　渋谷倉蔵外十四名（第一五〇号）

右の請願は、目下調査中の秋田県八郎潟の干拓事業は、昭和三十一年度から事業に着手するよしであるが、本事業の完成によつて干拓面積水田一万三千町歩、毎年三十三万石の増産が見込まれ、逼迫したわが国の食糧問題解決のためその着手は刻下の急務であるから、明三十年度から着工せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自作農維持資金の拡充に関する請願（十三通）

請願者　岡山県和気郡吉永町農業委員会内　久次太郎外五十三名（第一八〇号）

右の請願は、農家経済の窮乏は、民法の均分相続による農地の分散によつて、ますますはなはだしいものがあり、ために自作農家の没落の傾向が顕著となりつつある現状は、まことに憂慮にたえないものがあるから、これが緊急対策として、自作農維持資金の拡充を図ると共に、その制度を完備し、自作農家維持育成の完べきを期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福島県安積そ水の取入口施設等に関する請願

請願者　福島県郡山市南町二一〇　渡辺信任（第一八一号）

右の請願は、福島県安積そ水取入口地点の標高は、かんがい地との落差がいちじるしく、自然流下水の取入れが不可能なため揚水機を設置したが、その保全対策に苦心している現状である。しかして、湖面底下の地点からトンネルによる自然流下可能の取入口を施設することによつて、ばく大な電力の消費と落雷等による揚水機の故障を避け得るばかりでなく、目下施行中の新安積開拓地への分水の確保も可能であるから、これが実現を図られるとともに、熱海地内の安積平野へ導入する五百川を横断する水路橋の腐朽がはなはだしいから、サイホンによる導水を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

静岡県山住トンネル開さくに関する請願

請願者　静岡県磐田郡水窪町長安藤悦司（第一八五号）

右の請願は、静岡県水窪営林署管内の戸中、白倉及び気田営林署管内の門桁国有林は、九千六百余町歩約八百万石の天然林を蓄材しながら輸送上の悪条件に阻まれて現在僅かに年三万石程度の搬出に止まつているが、幸い天龍川総合開発事業の一環として飯田線が水窪町に付け替えられることとなつたが、水窪、河内浦間に林道山住線として五キロを開さくし、同地から、門桁部落までの二キロのトンネル開さくによつて伐出量の増大と輸送量の大幅な圧縮、補修費の軽減等が図られるから、この山住トンネルの開さくをすみやかに実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新米穀年度の米穀配給日数に関する請願

請願者　岩手県久慈市議会議長中野小太郎（第一九五号）

右の請願は、伝えられるところによると、食糧庁においては、新米穀年度から米の配給日数をいままでの月二十日分から十五日分に切り下げるよしであるが、二十日分の配給でさえ食生活に不安を与えていたものが、さらに十五日分に切り下げられることは、民生安定上由々しい問題であり、ひいてはおそるべき社会問題さえ引き起す虞があるから、米穀配給日数は前年度通り二十日分とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

昭和三十年度治山関係事業予算拡充に関する請願

請願者　岡山県英田郡美作町長水嶋計次郎外一名（第二三四号）

右の請願は、岡山県は大戦の影響により、山林乱伐の禍根はあまりにも

深く、加えて森林害虫の被害は一層山林の荒廃に拍車を加え大部分の林野は荒廃地と化したため、年々こう水、かん害等の災害の原因となり、県民の生活に大きな支障をきたしているから、昭和三十年度における治山事業及び保安林の整備事業に関する予算を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

治山事業並びに保安林整備計画の実施促進等に関する請願

請願者　東京都千代田区永田町
衆議院事務局内　周東英雄外二名（第二三三九号）

右の請願は、わが国における現下の最大の課題である経済自立態勢確立の基本的施策は、国土の大半を占める山林を復興して国土を保全し、森林資源ならびに水資源を培養し、もつて産業の振興を期することにあるから、治山事業並びに保安林整備計画の実施促進、林道網の拡充強化及び森林組合の育成強化等を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

林野災害復旧資金融資に関する請願

請願者　東京都港区赤坂福吉町
一衆議院宿舎内　福田喜東外六名（第二四〇号）

右の請願は、本年春以降数回にわたつて九州地方を襲つた台風による林野の被害額は、宮崎県十七億五千万円、熊本県十億四千四百万円、鹿児島県三億二千万円、福岡県二億二千万円、大分県一億五千万円等の巨額に達し、地方公共団体の貧弱な財政力では、到底復旧は望めないから、すみやかに抜本的対策を樹立して予算措置を講ぜられたいとの趣旨があつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

農林委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第二号　黄変米の配給停止に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年十二月六日
農林委員長　森　八三一
参議院議長河井彌八殿

農林委員会陳情特別報告第一号

黄変米の配給停止に関する陳情

第二号　名古屋市会議長　鈴木脇蔵提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年十二月六日
農林委員長　森　八三一
参議院議長河井彌八殿

意見書案

黄変米の配給停止に関する陳情

陳情者　名古屋市会議長　鈴木脇蔵（第二号）

右の陳情は、最近問題になつている黄変米の配給については各方面の多大の衝動を与え、特に消費者は不安と疑惑のうちに生活している現状であり、外米はいわゆるやみ米を購入できない家庭が多く需要する関係上、たとえ混入率が僅少でもこれを連続食することにより相当の毒素を累積する結果となり、ついては生命をも脅かすおそれがあるから、すみやかに黄変米の配給を停止せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

水産委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三三号、第八六号、第一七〇号、第二二九号、第二四五号

漁港修築予算増額に関する請願

第一〇三号　合成繊維漁網購入資金融資に関する請願
第一一九号　漁港の局部改良事業費国庫補助に関する請願
第一二〇号　漁船建造資金増額に関する請願
第一三四号　塩干水産物等の輸出振興に関する請願
第一四〇号　特別重要漁港の指定等に関する請願
第一四一号　水産業改良普及員制度設定等に関する請願
第一四二号　播磨なだの弾薬類引揚に関する請願
第二一九号　青森県三厩漁港を第四種漁港に編入するの請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年十二月六日
水産委員長　小林　孝平
参議院議長河井彌八殿

水産委員会請願特別報告第一号

漁港修築予算増額に関する請願

第三三号　山形市旅籠町三〇一
山形県漁港協会内　尾形六郎兵衛提出

第八六号　福島県福島市杉妻町
福島県港湾施設協会内　高野文郎提出

第一七〇号　熊本市行幸町一九
熊本県庁経済部水産課内漁港協会内　金子亮夫提出

第二二九号　福岡県庁水産部漁港課内社団法人福岡県漁港協会長　田村延一提出

第二四五号　大分県庁内大分県漁港協会内　川上伝蔵提出

合成繊維漁網購入資金融資に関する請願

第一〇三号　東京都中央区月島三号地東海区水産研究所内財団法人水産研究会長　村山敏三外一名提出

漁港の局部改良事業費国庫補助に関する請願

第一一九号　福島県議会議長
蓮沼龍輔外七名提出

漁船建造資金増額に関する請願

第一二〇号　福島県議会議長
蓮沼龍輔外七名提出

塩干水産物等の輸出振興に関する請願

第一三四号　福島県議会議長
蓮沼龍輔提出

特別重要漁港の指定等に関する請願

第一四〇号　東京都千代田区丸ノ内二ノ一四社団法人漁港協会長　井出正孝外十名提出

水産業改良普及員制度設定等に関する請願

第一四一号　兵庫県知事　岸田幸雄外四十四名提出

播磨なだの弾薬類引揚に関する請願

第一四二号　兵庫県副知事　谷本利夫外六名提出

青森県三厩漁港を第四種漁港に編入するの請願

第二一九号　青森県知事　津島文治提出

右十三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年十二月六日
水産委員長　小林　孝平
参議院議長河井彌八殿

意見書案

漁港修築予算増額に関する請願

請願者　山形市旅籠町三〇一山形県漁港協会内　尾形六郎兵衛（第三三号）

請願者　福島県福島市杉妻町福島県港湾施設協会内　高野太郎（第八六号）

請願者　熊本市行幸町一九熊本県庁経済部水産課内漁港協会内　金子享夫（第一七〇号）

請願者　福岡県庁水産部漁港課内社団法人福岡県漁港協会長　田村延一（第二二九号）

請願者　大分県庁内大分県漁港協会内　川上伝蔵（第二四五号）

合成繊維漁網購入資金融資に関する請願

請願者　東京都中央区月島三号地東海区水産研究所内財団法人水産研究会長　村山敏三外一名（第一〇三号）

右の請願は、海洋漁業における合成繊維漁網の利用度が活潑顕著であるに反し、沿岸漁業においては、いまだ需要の喚起に予期の実績をみるに至つていないことはまことに遺憾のきわみであるから、これら沿岸漁

業者に合成繊維漁網の購入資金を融資して漁獲の増進を図るため、昭和三十年度農林漁業金融公庫の事業中に資金計上の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁港の局部改良事業費国庫補助に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名（第一一九号）

右の請願は、漁港の大部分を占める小漁港は、極めて少額の局部改良工事費をもつてその機能を発揮できるから、従来の整備計画とは別に、この種工事費に対する国庫補助の途を開き、小漁港の利用を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

漁船建造資金増額に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名（第一一〇号）

右の請願は、沿岸漁業から沖合遠洋漁業への転換政策の推進に伴い、近来急激に代船建造の必要性がたかまりつつあるが、現今の漁業の実態は、船型の大型化と装備の近代化を必要としているため、建造資金の増大をきたしているから、漁船建造資金を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

塩干水産物等の輸出振興に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔（第一二四号）

右の請願は、「輸出水産物の振興に関する法律」の適用を受ける水産物は殆どかん詰と冷凍魚であるが、あわび、するめ、いわし、さんま等沿岸零細漁民に最も深い関連のある塩干物及び調味乾製品についてこそ、是非同様の措置を講ずる必要があると考えるから沿岸漁民の経済安定のために、適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

特別重要漁港の指定に関する請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内二ノ一四社団法人漁港協会長　井出正孝外十名（第一四〇号）

右の請願は、わが国の漁港は三千港の多きに達しているが、商港の整備事業のように国営事業として大規模な施設を完備した理想的漁港は未だ一港もなく、母船式海洋漁船団の出漁が種々考慮されている今日、大規模漁港の整備と施設の完備を図ることが緊要であるから、漁港中とくに重要なものを特別重要漁港に指定し国直轄による整備事業を全額国費をもつて促進せられたいとの趣旨であつて参議院は願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水産業改良普及員制度設定等に関する請願

請請者　兵庫県知事　岸田幸雄外四十四名（第一四一号）

右の請願は、水産業が、国の技術指導と財政的援助の対象外に置かれていることは沿岸漁業の現状において憂慮にたえないから、水産業についても農林業部門と同様都道府県における水産業改良普及員制度の設定とこれに対する国庫助成の方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

播磨なだの弾薬類引揚に関する請願

請願者　兵庫県副知事　谷本利夫外六名（第一四二号）

右の請願は、本年七月中旬兵庫県姫路市及び揖保郡御津町の底びき網漁業者の間に集団的に原因不明の症病が発生し、原因究明の結果、終戦後本県沿岸播磨なだの海面に投棄された弾薬から漏出したものと推定される黄りんと判明した。従つて危険水域においては操業は不可能で相当の漁獲高の減少をきたしており、このまま放置すれば魚介類、稚魚等の水産資源に悪影響を及ぼすばかりでなく、漁民ならびに公衆の被る被害はじん大であるから、すみやかに当該危険における投棄弾薬類の引揚げを実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

水産委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第五号　漁船保険義務加入船のトン数引上げに関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年十二月六日

水産委員長　小林　孝平

参議院議長河井彌八殿

水産委員会陳情特別報告第一号

漁船保険義務加入船のトン数引上げに関する陳情

第五号　横浜市西区平沼町一ノ四七神奈川県漁業協同組合連合会長　奥村伊三郎提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年十二月六日

水産委員長　小林　孝平

参議院議長河井彌八殿

意見書案

漁船保険義務加入船のトン数引上げに関する陳情

陳情者　横浜市西区平沼町一ノ四七神奈川県漁業協同組合連合会長　奥村伊三郎（第五号）

右の陳情は、本年四月一日から漁船損害補償法による義務加入対象漁船の範囲を百トン未満まで拡張されることになつたが、緊縮財政の理由により「補助金等の臨時特例等に関する法律」が公布されて前記事項は空文に等しくなり、加えてこの臨時特例法の制定に当つても農林関係のほとんどがそのわく外におかれているのに反し、窮迫している沿岸漁業にだけしわ寄せられていることはまことに理解に苦しむところであるから、漁船保険義務加入船のトン数引上げ実施のため、すみやかに予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

通商産業委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一一号　中小企業の危機打開に関する請願

第一二号、第一二七号　中小炭鉱の危機打開に関する請願

第一三五号　電気料金制度変更に関する請願

第一五八号　石炭産業等の不況に伴う関連中小企業の金融難打開の諸願

右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十九年十二月六日
通商産業委員長　石原幹市郎
参議院議長河井彌八殿

通商産業委員会請願特別報告第一号
中小企業の危機打開に関する請願
第一一号　東京都中央区京橋一ノ一〇商工組合中央金庫内社団法人日本中小企業団体連盟
会長　豊田雅孝提出
中小炭鉱の危機打開に関する請願
第一二号　福岡県田川郡東区錦町　倉石文夫外二十五名提出（二通）
第一二七号　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名提出
電気料金制度変更に関する請願
第一三五号　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名提出
石炭産業等の不況に伴う関連中小企業の金融難打開の請願
第一五八号　長崎県議会議長　岡本直行提出
右五件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十九年十二月六日
通商産業委員長　石原幹市郎
参議院議長河井彌八殿

意見書案
中小企業の危機打開に関する請願
請願者　東京都中央区京橋一ノ一〇商工組合中央金庫内社団法人日本中小企業団体連盟会長　豊田雅孝（第一一号）
右の請願は、デフレ政策の強行により、そのシワが抵抗力の弱い中小企業に不当に押しつけられ、いまや中小企業は全面的に倒産没落の危機に直面しているから、これら中小企業の苦境打開のため、金融、税制、中小企業の組織化、中小企業と銃合企業との事業分野の調整、失業対策、労働基準法、輸出貿易の振興、電気料金等の全分野にわたつて抜本的施策を確立し、すみやかにこれが実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年十二月七日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
中小炭鉱の危機打開に関する請願（二通）
請願者　福岡県田川郡東区錦町　倉石文夫外二十五名（第一二号）
請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名（第一二七号）
右の請願は、日本経済のデフレ政策による波をまともにうけて、現下中小炭鉱に休廃鉱が相次ぎ重大なる危機に直面しているから、すみやかに強力な危機打開策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年十二月七日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
電気料金制度変更に関する請願
請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名（第一二三五号）
右の請願は、今次政府認可の電気料金制度の変更は、その内容において公表を避けているが、実質的には相当の値上げとなり、またこの措置は明年三月までのものとしているが、四月以降についてもそのまま適用される公算が強い、その場合には全国平均で年間一割一分程度の値上げとなり、特に東北地方産業用の電力は高率であり、現下悪条件に耐え国策に甘んじて操業する各種の産業は、全面的に崩壊する虞があるから、明年四月の改訂期においては、極力金利の引下げ、諸税の軽減、経営の合理化および水火力調整金の撤廃等の善後措置により、大幅に引き下げ、もつてわが国産業経済の維持向上を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年十二月七日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案
石炭産業等の不況に伴う関連中小企業の金融難打開の請願
請願者　長崎県議会議長　岡本直行（第一五八号）
右の請願は、政府の緊縮財政の推進に伴うデフレ政策の強化並びに金融引締めは、石炭、造船産業に悪影響を及ぼし殊に長崎県は石炭鉱業並びに造船産業が基幹産業であるので、未ぞうの不況に陥り中小炭鉱の閉鎖が続き、船台には船影も見られずこれらの事業所に就労している労務者及びこれに関連する下請業者は、生活苦に陥り中小企業は倒産寸前にあるから、(一)石炭並びに造船産業の不況を打開するための適切な施策の早急実施(二)特殊金融機関（商工中金、国民金融公庫等）に対する財政投資資金の増額並びに政府預託資金の引き上げ緩和等を早急に実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。
昭和二十九年十二月七日
参議院議長　河井彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会請願審査報告書第一号
一議院の会議に付するを要するもの。
第六号　青函連絡海底トンネル実現促進に関する請願
第八号　一戸駅、荒沢村間の鉄道敷設促進に関する請願
第三四号　山形県新庄市に測候所設置の請願
第四三号、第二四六号、山陽線姫路以西鉄道電化に関する請願
第四四号　西明石、幡生両駅間鉄道電化促進に関する請願
第九二号　日の影線鉄道の災害復旧促進に関する請願
第一〇八号　会津滝原、今市両駅間鉄道敷設に関する請願
第一一一号　海難防止対策に関する請願
第一一三号　常磐線鉄道電化促進に関する請願
第一二五号　気象観測機関の拡充強化に関する請願
第一三六号　東北、奥羽両線の整備強化に関する請願
第一五五号　郡山、岩代熱海両駅間にガソリンカー運行の請願
第一七九号　小規模小、中学校児童、生徒の鉄道運賃割引に関する請願
第二三一号　福岡県内国鉄の電化促進に関する請願
第二三八号　赤穂線鉄道全通に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十九年十二月六日
運輸委員長　高木　正夫
参議院議長河井彌八殿

運輸委員会請願特別報告第一号
青函連絡海底トンネル実現促進に関する請願
第六号　岩手県議会議長　中野吉郎提出
一戸駅、荒沢村間の鉄道敷設促進に関する請願
第八号　岩手県議会議長　中野吉郎提出
山形県新庄市に測候所設置の請願
第三四号　山形県新庄市長　木田清外二名提出
山陽線姫路以西鉄道電化に関する請願（四通）
第四三号　岡山県知事　三木行治外十二名提出
第二四六号　岡山県議会議長　友保知外四名提出
西明石、幡生両駅間鉄道電化促進に関する請願
第四四号　岡山県議会議長　友保知提出
日の影線鉄道の災害復旧促進に関する請願
第九二号　宮崎県議会議長　日高弥一提出
会津滝原、今市両駅間鉄道敷設に関する請願
第一〇八号　福島県南会津郡荒海村　渡部忠一郎外十六名提出
海難防止対策に関する請願
第一一一号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出
常磐線鉄道電化促進に関する請願
第一一三号　茨城県知事　友末洋治提出
気象観測機関の拡充強化に関する請願
第一二五号　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名提出
東北、奥羽両線の整備強化に関する請願
第一三六号　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名提出
郡山、岩代熱海両駅間にガソリンカー運行の請願
第一五五号　福島県郡山市長　丹治盛重外六名提出
小規模小、中学校児童、生徒の鉄道運賃割引に関する請願
第一七九号　東京都千代田区麹町一ノ四　松浦秀雄提出
福岡県内国鉄の電化促進に関する請願
第二三一号　福岡県門司市議会議長　末松喜一外四十一名提出
赤穂線鉄道全通に関する請願
第二三八号　岡山県知事　三木行治提出

右十六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年十二月六日

運輸委員長　高木　正夫

参議院議長河井彌八殿

意見書案

青函連絡海底トンネル実現促進に関する請願

請願者　岩手県議会議長　中野吉郎（第六号）

右の請願は、北の宝庫北海道の開発に伴い、本州と北海道を結ぶ青函の交通量は、ますます増加しつつあり、連絡船のみではとうてい輸送の万全をきしえないばかりでなく、去る九月二十六日の台風による洞爺丸事件のような大惨事も今後絶無とはいえないから、青函連絡海底トンネルを早急に実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

一戸駅、荒沢村間の鉄道敷設促進に関する請願

請願者　岩手県議会議長　中野吉郎（第八号）

右の請願は、かつて運輸交通上極めて重要なる路線として大正十一年敷設予定線に編入された岩手県一戸町から、浪打村、御返地村、浄法寺町を経て荒沢村に至る区間の鉄道敷設は、数十年にわたる当地方民の熱望であり、とくに北奥羽総合開発計画が国策として取り上げられた今日重要かつ緊急なものであるから、本鉄道をすみやかに敷設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山形県新庄市に測候所設置の請願

請願者　山形県新庄市長　太田清外二名（第三四号）

右の請願は、山形市を中心とする庄内地方と、酒田市を中心とする庄内地方にはさまれた最上地域は、特種な気象事情にあるため、県内における最も未開発地域として取り残されている。しかして当地域民は、昭和二十四年に民間団体の新庄気象観候所を設置して、山形、酒田両測候所と緊密な連絡のもとに気象特性の解明と産業気象の合理化促進に努力してきているが、当地域開発の焦点は、災害防除対策および河水の統制、理水が重大問題であるから、すみやかに山形県新庄市に国営による充実した測候所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山陽線姫路以西鉄道電化に関する請願（四通）

請願者　岡山県知事　三木行治外十二名（第四三号）

請願者　岡山県議会議長　友保知外四名（第二四六号）

右の請願は、岡山県の南部には岡山市、倉敷市を始め幾多の都市が密集して商工業は盛大を極め、とくに工業基地岡南地区、水島地区、南児島地区等はいよいよ面目を一新しつつあり、将来工業県として飛躍的発展を期待され、さらに国鉄電化の最大要件である電力供給に余力をもつているから、現在国鉄において実施計画中の姫路までの国鉄電化を最少限岡山まで延長実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

山陽道の電化促進に関する請願

請願者　岡山県議会議長　友保知（第四四号）

右の請願は、山陽道は、西日本の大動脈に当り畿内、京浜から九州、四国、山陽との連絡の要路であり、また農林産物及び地下資源の宝庫である中国山脈と幾多の水産資源を包蔵する瀬戸内海を控え、人口密度、文化水準、諸工業製産力等においても京阪神、中京地区に次ぐ高位にあり、これを縦貫する山陽線電化による輸送力増強は地区内資源の活用、産業諸施設の整備充実と相まつて将来の発展は期してまつべきものがあるから、山陽線西明石、幡生両駅間の電化を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日の影線鉄道の災害復旧促進に関する請願

請願者　宮崎県議会議長　日高弥一（第九二号）

右の請願は、十二号台風によつて致命的打撃を受けた国鉄日の影線鉄道は、その復旧を従来の方法によるときは、相当長期間を要する見込みで、本鉄道の復旧遅延は陸の孤島となつた西臼杵郡地方五万住民の死活の問題として社会不安の醸成も避け得られない緊迫した実情にあるから、この際これが復旧促進については特別なる措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

会津滝原、今市両駅間鉄道敷設に関する請願

請願者　福島県南会津郡荒海村　渡部忠一郎外十六名（第一〇八号）

右の請願は、福島県会津滝原駅から栃木県高徳駅を経て今市駅に至る野岩線完成のあかつきは、沿線周辺の豊富な良質地下資源および森林資源の合理的、経済的開発を促進するとともに、只見川水系の電源開発に寄与するところが大きい。しかるに本線は、昭和二十二年十二月に田島・荒海両駅間、昭和二十八年十月に荒海・会津滝原両駅間が完成されただけで、その目的も半減している実情であるから、本予定線中会津滝原・今市両駅の鉄道敷設工事を昭和三十年度から施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

海難防止対策に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔（第一一一号）

右の請願は、今次全国を襲つた台風十五号の被害はじん大で、なかでも本土、北海道を結ぶ青函連絡において、洞爺丸外主輸送船の沈没は悲痛の極みである。これによつて千数百の尊い人命を失つた上に、巨富を失うに至つたことはまことに遺憾である。ついてはこれが救じゅつに万全の方途を講ぜられるとともに、将来輸送の完ぺきを期するよう万全の方策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

常磐線鉄道電化促進に関する請願

請願者　茨城県知事　友末洋治（第一一三号）

右の請願は、国鉄常磐線の電化は、関係県民多年の熱願であつて、豊富な沿線地帯の資源開発ばかりでなく、逐年激増する首都近郊輸送量の緩和のためにも絶対必要条件であるから、予算編成期に際し是非とも三十年度予算に必要経費を計上して一日も早く実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

気象観測機関の拡充強化に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名（第一一五号）

右の請願は、従来東北、北海道の凶冷害予報に、又西日本を主とする台風針路の予想等に重要な役割を果してきた洋上定点観測の打切り及び縮少は、最近の異常な暴風雨による商

漁船の被害の増大、長期天気予報の欠陥による凶冷害対策の不徹底等、産業の振興、経済興隆の上に極めて大きな悪影響を及ぼしているから、農業災害対策としての長期予報の精度向上並びに農業気象業務態勢の整備強化と水害対策としての山地及び重要地点の雨量観測網を拡充し、これが通報組織の急速な整備を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北、奥羽両線の整備強化に関する請願

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名（第一三六号）

右の請願は、北海道、本州間の連絡施設としては、現在青函連絡航路のみであるが、北海道における総合開発の進展に並行し、青函航送貨物は逐年増加し、青函輸送力も漸次増強の傾向にあるが、中央、関西両方面に通ずる陸上輸送力がこれに伴わない限り円滑なる輸送態勢は望み得ないから、これを結ぶ陸上輸送力の根幹である東北本線ならびに奥羽線の整備強化について特段の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

郡山、岩代熱海両駅間にガソリンカー運行の請願

請願者　福島県郡山市長　丹治盛重外六名（第一五五号）

右の請願は、近年来岩代熱海温泉の設備の拡張完備によつて温泉地、観光地として同地に来遊する者が増加の一途をたどつている一方、郡山市に駐在する自衛隊の演習、保養のための交通量も増大をきたしている現状にかんがみ、さらに地方産業の振興、住民の厚生福祉増進のため郡山、岩代熱海両駅間にガソリンカーを運転をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

小規模小、中学校児童、生徒の鉄道運賃割引に関する請願

請願者　東京都千代田区麹町一ノ四　松浦秀雄（第一七九号）

右の請願は、全国の小、中学校のうち、小規模学校は八千八百校に及ぶが、これら学校の児童、生徒の修学に関する旅行遠足等については、鉄道団体割引の定員（三十名）のわくをはずして、三十人未満の場合でもその恩恵に浴し得るよう取り計らわれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

福岡県内国鉄の電化促進に関する請願

請願者　福岡県門司市議会議長　末松喜一外四十一名（第二三一号）

右の請願は、福岡県は、現在人口三百八十二万人、人口密度は七百七十二人強で、全国都道府県中第四位にあり、近年各種産業の発展に伴い北部地区をはじめとする通勤者の激増と県内都市相互間並びに都市近郊間との一般貨客の交通需要はきわめて盛んであるため、輸送機関の現状は貨客いずれも輸送力の限界に達し、運行回数においても、速度においても、京浜、阪神地区に遠く及ばず、ラッシュ時は全国にまれな混雑を呈する状態にあり、一方本県諸産業の興隆、企業の発展ならびに文化の向上は、県内国鉄主要路線の電化による輸送力の増強にあるから、本県内国鉄主要線区の電化を早急に実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

赤穂線鉄道全通に関する請願

請願者　岡山県知事　三木行治（第二三八号）

右の請願は、国鉄赤穂線建設の経済効果を完全に発揮するためには全線の開通を図らねばならないから本年度補正予算並びに昭和三十年度予算に必要経費を計上して（一）赤穂、日生間の営業をすみやかに開始すること（二）中部区間（日生、伊部）継続施工に必要な経費を補正予算で確保すること（三）西部方面（岡山、西大寺方面）よりも早急に着工すること等の実現を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

運輸委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六号　福岡県洞海湾の強制水先区から除外するの陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年十二月六日

運輸委員長　高木　正夫

参議院議長河井彌八殿

運輸委員会陳情特別報告第一号

福岡県洞海湾を強制水先区から除外するの陳情

第六号　福岡県若松市浜一番町五　阿部憲一外二十四名（第六号）

右の陳情は、福岡県洞海湾は、出入船及び取扱貨物量においてわが国有数の港湾であるが、強制水先区に指定されているため船舶及び港湾施設の能力の活用を阻害されており、しかもこの強制水先制は、戦後米軍の進駐以来軍用船の就航を優先的にするため及び当時港湾周辺の機雷、沈船等航行障害物の存在と航路、泊地の荒廃のため等の理由によつて設けられたものであつて、すでにこれらの理由がほとんど消滅している現在なお強制水先区としておく理由がないから、同湾を強制水先区から除外せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七号　大利根、小貝両河川の堤防強化等に関する請願

第六九号　都市水利施設整備事業に関する請願

第九三号　発電ダム水害の防除等に関する請願

第九八号　地盤沈下防止対策に関する請願

第一〇〇号　広島県中津岡川等の砂防工事施行に関する請願

第一五二号　道路整備改善に関する請願

第二一一号　北海道厚岸湾横断道路有料制度に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年十二月六日

建設委員長　堀木　鎌三

参議院議長河井彌八殿

建設委員会請願特別報告第一号

大利根、小貝両河川の堤防強化等に関する請願

第七号　茨城県稲敷郡生坂村長　土井与市外四十一名提出

都市水利施設整備事業に関する請願

第六九号　福島県庁内福島県都市計画協会内　高野太郎外三名提出

発電ダム水害の防除等に関する請願

第九三号　宮崎県議会議長　日高弥一提出

地盤沈下防止対策に関する請願

第九八号　兵庫県尼崎市長　坂本勝提出

広島県中津岡川等の砂防工事施行に関する請願

第一〇〇号　広島県佐伯郡大野町長　船倉清三外一名提出

道路整備改善に関する請願

第一五二号　東京都千代田区三年町一尚友会館内全国道路利用者会議内　本多市郎提出

北海道厚岸湾横断道路有料制度に関する請願

第二一一号　北海道知事　田中敏文提出

右七件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年十二月六日

建設委員長　堀木　鎌三

参議院議長河井彌八殿

意見書案

大利根、小貝両河川の堤防強化等に関する請願

請願者　茨城県稲敷郡生坂村長　土井与市外四十一名（第七号）

右の請願は、大利根および小貝川は、当初の設計が、雨量三百ミリ程度を目標として構築されている由であるが、その幅員も狭く、高さも低いため、すでに何回か破壊され、そのつど改修工事が各所に施行されたが、その改修工事も根本的に行われず、一時的な旧堤の補修を行う程度であり、加うるに、大利根川下流稲敷郡地帯の河底には、過去何十年来の流出土砂が沈でんし、流水を拒む結果となつているため、増水時における水圧は、直ちに堤防に加わることとなつて、その危険度は一層増大されている実情であるから、すみやかに大利根川および小貝川の各下流地帯の堤防を根本的に強化すると、ともに大利根川下流の河床しゅんせつを実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

都市水利施設整備事業に関する請願

請願者　福島県庁内福島県都市計画協会内　高野太郎外三名（第六九号）

右の請願は、現在都市水利施設は五大都市を除きほとんど皆無の状況にあり、福島県における都市水利事業の実態も戦後の急速なる人口増加に伴い、都市形態は無計画に等しい勢いで膨脹したため、豪雨長雨の際は排水路がはん濫し、家屋浸水に伴う伝染病は年々増加の一途をたどつている上に、火災の発生、災害の発生等相次ぎ、住民の被害はまことに惨憺たるものがある。しかして、これが抜本的解決のため、都市水利施設の整備事業五箇年計画を樹立したが、これが完全実施は急迫した関係市町村の財政では実現不可能であるから、昭和三十年度以降の本事業に対し、予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

発電ダム水害の防除等に関する請願

請願者　宮崎県議会議長　日高弥一（第九三号）

右の請願は、宮崎県は、地理的に台風通過の常道となつている関係上、その災禍は年々ばく大な被害額に達しているが、この水害の一大要因が大淀川轟ダムのような河川の総合的開発計画によらない既設発電用ダムによる河床の上昇に起因するものであるから、この際発電用ダムはもとより河水利用施設について再検討の上、根本的災害防止対策を樹立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

地盤沈下防止対策に関する請願

請願者　兵庫県尼崎市長　坂本勝（第九八号）

右の請願は、地盤沈下による国土の喪失とその利用価値低減に対して何等の措置も講ぜられることなく放任されている現状であるから、地盤沈下の素因である地下水、天然ガス等の汲上げ採取を抑制又は禁止し、工業用水の供給、地下水又は空気の注入還元の方法を義務づけ、その施設設置に対しては全額又は半額の国庫補助或いは半額長期起債を認める等を内容とした地盤沈下防止を法制化せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

広島県中津岡川等の砂防工事施行に関する請願

請願者　広島県佐伯郡大野町長　船倉清三外一名（一〇〇号）

右の請願は、昭和二十年災害以来山地の崩壊ならびにけい流の荒廃洗掘その他により、上流に堆積した土砂は降雨の都度下流に押し流されこう水となり、被害は年々増大し安心して家業に専念でき得ない実状にあるから、砂防事業の施行徹底によりこの状態を一日も早く解決するため、永慶寺川水系の中津岡川、高見川、中山川、東中山川および単独流の毛保川、丸石川等の砂防工事を昭和三十年度通常砂防事業として施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

道路整備改善に関する請願

請願者　東京都千代田区三年町一尚友会館内全国道路利用者会議内　本多市郎（第一五二号）

右の請願は、自動車交通は日を追うて増大しその進歩発展は止まるところを知らず、これがため道路の現況との不均衡はいよいよはなはだしく、このことはわが国産業経済発展上の一大障害となつているのであつて、道路整備の緊急性は日一日と重大を加えている現状であるから、わが国道路のすみやかなる整備改善を期するため、道路整備五箇年計画の完全実施を期するとともに、揮発油税収入額は挙げて、これが実施に要する国の負担金又は補助金の財源に充当せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道厚岸湾横断道路有料制度に関する請願

請願者　北海道知事　田中敏文（第二一一号）

右の請願は、北海道厚岸町の市街構成は、厚岸湾から厚岸湖（海水湖）の入口水道をはさみ南側の本町と北側の真龍町に二分されており、この南北に二分された厚岸町の交通輸送は、道々厚岸霧多布線の一部で、周囲二十八キロの湖口の水道約四百二十メートル間を渡船をもつて唯一の交通機関とし、年間五十三万人の旅客と一万八千台の自転車を輸送し、年間四百万円の経費を要しており、他に五万八千トンを越える貨物は別にハシケによつて輸送を行つている現状で、交通不便と二千九百万にのぼる巨額なる運賃を必要とし、これが産業経済の発展を阻害し北海道本部開発の一大禍根をなしているから、厚岸町ならびに道東の産業発展、開発の促進、民生の安定を期するため、道路整備特別措置法により有料道路について特段の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

経済安定委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七号　離島振興法に基く諸計画推進の陳情（二通）

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年十二月六日

経済安定委員長　小林　政夫

参議院議長河井彌八殿

経済安定委員会陳情特別報告第一号

離島振興法に基く諸計画推進の陳情（二通）

第七号　鹿児島市山下町自治会館内鹿児島県町村議会議長会内　高野季信外一名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年十二月六日

経済安定委員長　小林　政夫

参議院議長河井彌八殿

意見書案

離島振興法に基く諸計画推進の陳情（二通）（第七号）

陳情者　鹿児島市山下町自治会館内鹿児島県町村議会議長会内　高野季信外一名

右の陳情は、離島振興法の施行に対し該当町村は大なる期待をもつていたのであるが、現在の予算額では到底その完全を期することが不可能であるから、この事業の重大性にかんがみ、本事業費予算の増額について特に配慮せられたいとの趣旨であつ

て参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月七日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

〔第八号参照〕

内閣委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一号、第一五号、第六二号、第六三号、第六四号、第八一号、第一〇二号、第一〇四号、第一〇五号、第一四三号、第一四四号、第一四五号、第一四六号、第一五三号、第一五四号、第一六七号、第一六八号、第一七一号、第一七二号、第一七三号、第一七四号、第一七五号、第一七六号、第一八三号、第一八四号、第一九三号、第一九四号、第二〇二号、第二〇三号、第二〇四号、第二〇九号　恩給改訂に関する請願

第二二一号　岩手山ろくに自衛隊演習地設置反対の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年十二月七日

内閣委員長　荒木正三郎

参議院議長河井彌八殿

内閣委員会請願特別報告第一号

恩給改訂に関する請願

第一号　名古屋市昭和区広路本町四ノ二一　加藤新兵衛外三百七十二名提出（二通）

第一五号　長野県北安曇郡会染村三、三二九　矢口金一外五百五十二名提出（二通）

第六二号　東京都港区芝二本榎一ノ五八　中沢留外七十二名提出

第六三号　香川県丸亀市中府町二二一　福家惣衛外百五十七名提出

第六四号　兵庫県宝塚市小浜字倉橋三八　竹村菊之助外八十二名提出

第八一号　高知県宿毛市宿毛町和田一、七二一　小栗知外九百六十一名提出

第一〇二号　富山県新湊市六渡寺九五〇　笹谷秀虎外六十八名提出

第一〇四号　徳島県板野郡川内村加賀須野一〇二ノ二　石井薫一外五百九十四名提出（三通）

第一〇五号　兵庫県赤穂市加里屋　前川清五郎外八百六十六名提出（二通）

第一四三号　静岡県小笠郡三笠村上西郷四、四五二一　中山吉平外八百七十五名提出

第一四四号　滋賀県大津市馬場東町　太暮安水外二千五百名提出

第一四五号　長野県東筑摩郡筑摩地村　小野伝弥外千七十九名提出

第一四六号　長野県小県郡田中町一、二一七　小林斉外五百七十一名提出

第一五三号　長野県小諸市田町乙一六一　宮内栄治外千百五十八名提出（三通）

第一五四号　愛知県蒲郡市竹谷町字江畑三八ノ一　松尾幸治郎外六百五十一名提出（二通）

第一六七号　島根県松江市東本町六八　青山庸外二千六百五名提出

第一六八号　佐賀市赤松町龍泰寺小路二三九　松尾諒平外五百八十六名提出

第一七一号　香川県綾歌郡宇多津町倉前　大松太平外二百九十七名提出（二通）

第一七二号　福島県河沼郡坂下町字松ノ目一、五七八　龍川七蔵外三百六名提出（三通）

第一七三号　高知市追手筋六九　溝渕潔外千五百八十七名提出

第一七四号　兵庫県加東郡社町田中　堀内喜代治外七百十二名提出

第一七五号　長野市西後町　長尾重郎外四百五十五名提出

第一七六号　東京都杉並区神戸町五五　藤野恭久外八名提出

第一八三号　静岡県富士宮市阿幸地一七六ノ二　上杉増太郎外七十八名提出

第一八四号　静岡県島田市中河町一、八六九　大石広二外二千五百九十五名提出（三通）

第一九三号　兵庫県加西郡加茂村西鹿坂七六七　中村茂雄外四百八十二名提出

第一九四号　群馬県前橋市高田町四七二　狩野六平外五百八十九名提出

第二〇二号　長野県諏訪郡茅野町一、三七五　土橋好美外三千九十七名提出（三通）

第二〇三号　愛知県半田市北大股町四六　鈴木順治郎外百七十二名提出

第二〇四号　名古屋市中川区下之一色町字潟庄内川堤防一五六　後藤邦四郎外六十二名提出

第二〇九号　千葉県夷隅郡興津町一〇〇　山口仁作外三百七十七名提出

岩手山ろくに自衛隊演習地設置反対の請願

第二二一号　岩手県岩手郡滝沢村大字滝沢字巣子　女鹿忠外千四百九十七名提出

右三十二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年十二月七日

内閣委員長　荒木正三郎

参議院議長河井彌八殿

意見書案

恩給改訂に関する請願

請願者　名古屋市昭和区広路本町四ノ二一　加藤新兵衛外三百七十二名（二通）（第一号）

請願者　長野県北安曇郡会染村三、三二九　矢口金一外五百五十二名（二通）（第一五号）

請願者　東京都港区芝二本榎一ノ五八　中沢留外七十二名（第六二号）

請願者　香川県丸亀市中府町二二一　福家惣衛外百五十七名（第六三号）

請願者　兵庫県宝塚市小浜字倉橋三八　竹村菊之助外八十二名（第六四号）

請願者　高知県宿毛市宿毛町和田一、七一二　小栗知外九百六十一名（第八一号）

請願者　富山県新湊市六渡寺九五〇　笹谷秀虎外六十八名（第一〇二号）

請願者　徳島県板野郡川内村加賀須野一〇二ノ二　石井薫一外五百九十四名（三通）（第一〇四号）

請願者　兵庫県赤穂市加里屋　前川清五郎外八百六十六名（二通）（第一〇五号）

請願者　静岡県小笠郡三笠村上西郷四、四五二一　中山吉平外八百七十五名（第一四三号）

請願者　滋賀県大津市馬場東町　太暮安水外二千五百名（第一四四号）

請願者　長野県東筑摩郡筑摩地村　小野伝弥外千七十九名（第一四五号）

請願者　長野県小県郡田中町一、二一七　小林斉外五百七十一名（第一四六号）

請願者　長野県小諸市田町乙一六一　宮内栄治外千百五十八名（三通）（第一五三号）

請願者　愛知県蒲郡市竹谷町字江畑三八ノ一　松尾幸治郎外六百五十一名（二通）（第一五四号）

請願者　島根県松江市東本町六八　青山庸外二千六百五名（第一六七号）

請願者　佐賀市赤松町龍泰寺小路二三九　松尾諒平外五百八十六名（第一六八号）

請願者　香川県綾歌郡宇多津町倉前　大松太平外二百九十七名（二通）（第一七一号）

請願者　福島県河沼郡坂下町字松ノ目一、五七八　龍川七蔵外三百六名（三通）（第一七二号）

請願者　高知市追手筋六九　溝渕潔外千五百八十七名（第一七三号）

請願者　兵庫県加東郡社町田中　堀内喜代治外七百十二名（第一七四号）

請願者　長野市西後町　長尾重郎外四百五十五名（第一七五号）

請願者　東京都杉並区神戸町五五　藤野恭久外八名（第一七六号）

請願者　静岡県富士宮市阿幸地一七六ノ二　上杉増太郎外七十八名（第一八三号）

請願者　静岡県島田市中河町一、八六九　大石広二外二千五百九十五名（三通）（第一八四号）

請願者　兵庫県加西郡加茂村西鹿坂七六七　中村茂雄外四百八十二名（第一九三号）

請願者　群馬県前橋市高田町四七二　狩野六平外五百八十九名（第一九四号）

請願者　長野県諏訪郡茅野町一、三七五　土橋好美外三千九十七名（三通）（第二〇二号）

請願者　愛知県半田市北大股町四六　鈴木順治郎外百七十二名（第二〇三号）

請願者　名古屋市中川区下之一色町字千潟庄内川堤防一五六　後藤邦四郎外六十二名（第二〇四号）

請願者　千葉県夷隅郡興津町一〇〇　山口仁作外三百七十七名（第二〇九号）

右の請願は、いずれも昭和二十九年一月一日以降、現職公務員に対しては、「一万五千円給与水準」の俸給表により給与が支給せられているが恩給においては旧ベースである「一万三千円給与水準」が適用せられたままであるからすみやかに改正の上、昭和二十九年一月にそ及して実施するとともに恩給仮定俸給額も同時に改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月九日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岩手山ろくに自衛隊演習地設置反対の請願

請願者　岩手県岩手郡滝沢村大字滝沢字巣子　女鹿忠外千四百九十七名（第二二二号）

右の請願は、岩手県滝沢村に位置する岩手山ろくの最高千二百万坪、最低八百万坪を自衛隊演習地とする計画のもとに本年三月以降防衛庁が県当局と折衝を重ねているが、当該地域にはすでに約五百戸の開拓者入植しておりさらに同地域は、岩手山ろく開発計画の国営事業地域であると同時に集約酪農地域でもあり、また盛岡市外四箇村の放牧共有地であるため演習地として接収されると既存農家と開拓者の生活を破壊することになるから、国会において善処せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月九日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

大蔵委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六八号　葉たばこの減収加算金制度継続に関する請願

第七五号　岡山県津山市に国民金融公庫支所設置の請願

第一七七号　洋紙の物品税撤廃に関する請願

第二四一号　木材災害復旧資金わくの設定に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年十二月七日

大蔵委員長　西郷吉之助

参議院議長河井彌八殿

大蔵委員会請願特別報告第一号

葉たばこの減収加算金制度継続に関する請願

第六八号　福島県議会議長　蓮沼龍輔提出

岡山県津山市に国民金融公庫支所設置の請願

第七五号　岡山県議会議長　友保知提出

洋紙の物品税撤廃に関する請願

第一七七号　東京都中央区銀座東三ノ四日本洋紙会内　田辺武次提出

木材災害復旧資金わくの設定に関する請願

第二四一号　宮崎市宮田町宮崎県木材災害対策協議会内　日高七郎提出

右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年十二月七日

大蔵委員長　西郷吉之助

参議院議長河井彌八殿

意見書案

葉たばこの減収加算金制度継続に関する請願（第六八号）

請願者　福島県議会議長　蓮沼龍輔

右の請願は、福島県の本年度葉たばこ耕作面積は六千九百三十町歩を算し、全国第一位の生産高を占め、その賠償額も三十余億円を予想したが、今春来の低温寡照により生育はいちじるしく阻害され、平年に比し反当り二十五キロ以上の減収は免れ得ない実情にあるから、関係機関においては、これら量目減収の実態をすみやかには握して、昭和二十八年度において実施された減収加算金制度を、本年度も引き続き実施する措置を講じ、耕作者の生産意欲を高揚せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月九日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山県津山市に国民金融公庫支所設置の請願（第七五号）

請願者　岡山県議会議長　友保知

右の請願は、岡山県の南部地区と北部地区における中小企業の実態は、おのおのその特性を異にし、かつ北部地区は県全体の三割に相当する中小企業者を有しており、殊に近年は作州しま、綿糸および製材の振興をはじめ各種の貿易品の振興もいちじるしく、作北における中小企業の振興はいまやまことに重要期に直面しているが、国民金融公庫は本県においては南部の中心都市である岡山市に一箇所しか設置してなく、作北企業者は不利不便をきわめているから、作北の中心地である津山市に国民金融公庫支所を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月九日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

洋紙の物品税撤廃に関する請願（第一七七号）

請願者　東京都中央区銀座東三ノ四日本洋紙会内　田辺武次

右の請願は、現在、洋紙の大部分は三パーセントの物品税を賦課されているが、洋紙のごとき生活必需品に対する課税することは不合理きわまるものであり、たとえ転か税として消費者に転かし得たとしても大衆課税の悪税となるものであり、まして最近のようにデフレーションによる物価引下げ政策が強力に推進されている際においては、事実上完全に製造業者の負担となつているため、業者の窮状はなはだしいものがあるから、洋紙に対する物品税を撤廃せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和三十九年十二月九日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

木材災害復旧資金わくの設定に関する請願（第二四一号）

請願者　宮崎市宮田町宮崎県木材災害対策協議会内　日高七郎

右の請願は、宮崎県の林野面積は県全面の七十三パーセントを占め、林産物の総生産額は年間八十億を数え、県における経済的役割は極めて大なるものがある。しかるに本年六月から八月までの降雨続きに引き続き、本県に襲来した第五号、第十三号及び第十五号台風は降雨明けの木材生産最盛期に入つた矢先で、木材業者、製材業者に及ぼした被害と打撃は極めてじん大であり、これ等の業者はもとより関係労務者の死活問題であるとともに、これが盛すいは県経済にも重大なる影響を及ぼすこととなるから、これが復旧資金について、すみやかに金融の特別わくを設定して、本県内木材業に対する特別融資の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月九日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

文部委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第七七号　高山祭の屋台等の修理費国庫補助に関する請願

第一一二号　分校並びに単級、複式学校をへき地教育振興法中に包含するの請願

第一六五号　文教施設整備費国庫補助に関する請願

第一八二号　学校給食法中一部改正に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年十二月七日

文部委員長　堀　末治

参議院議長河井彌八殿

文部委員会請願特別報告書第一号

高山祭の屋台等の修理費国庫補助に関する請願

第七七号　岐阜県高山市役所内　高山屋台保存会内　川上辰彦外二名提出

分校並びに単級、複式学校をへき地教育振興法中に包含するの請願

第一一二号　東京都千代田区麹町一ノ四全国へき地教育研究連盟内　松浦秀雄提出

文教施設整備費国庫補助に関する請願

第一六五号　松江市殿町島根県教育委員会内　藤島悟郎提出

学校給食法中一部改正に関する請願

第一八二号　岡山県倉敷市福田町園田孝外三名提出

右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年十二月七日

文部委員長　堀　末治

参議院議長河井彌八殿

意見書案

高山祭の屋台等の修理費国庫補助に関する請願

請願者　岐阜県高山市役所内高山屋台保存会内　川上辰彦外二名（第七七号）

右の請願は、高山祭と屋台は、先年文化財を指定されたものであつて、その行列の壮麗、祭器具の整備、屋台三十余台の大行進等世界的観光行事として賞讃されているものであるから、これら古美術的文化財を完備して永久に保存するため、屋台等の修理費に対し国庫補助の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月九日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

分校並びに単級、複式学校をへき地教育振興法中に包含するの請願

請願者　東京都千代田区麹町一ノ四全国へき地教育研究連盟内　松浦秀雄（第一一二号）

右の請願は、今回均等教育実施の趣旨から制定された「へき地教育振興法」の施行に際しては、分校ならびに単級、複式学校をもれなくこの法の対象学校としてとりあげられて、その教育実体を調査研究の上、存続廃止、統合その他振興対策を実施され義務教育の完全遂行を期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月九日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

文教施設整備費国庫補助に関する請願

請願者　松江市殿町島根県教育委員会内　藤島悟郎（一六五号）

右の請願は、昭和三十年度は、児童生徒の急激な増加により校舎の不足坪数は更に増大し、一方危険校舎は累増の一途をたどり、小中学校施設の窮状はいよいよ深刻その度を深めることが予想されるから、昭和二十九年度補正予算並びに三十年度予算に(一)義務教育年限延長に伴う中学校校舎の整備、(二)義務設置学校の屋内運動場整備、(三)危険校舎の改築、(四)県立高等学校中の危険校舎改築等に必要な経費を計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月九日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

学校給食法中一部改正に関する請願

請願者　岡山県倉敷市福田町園田孝外三名（第一八二号）

右の請願は、岡山県倉敷市第四福田小学校において牛乳を学校給食にとりいれ着々その効果をあげているが、生乳は脱脂粉乳に比し高価な点があい路となつているから、生乳を学校給食にとり入れるとともに粉乳給食校と保護者の負担において大差のないものとなるよう、学校給食法の一部を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月九日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

文部委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第八号　へき地教育振興に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年十二月七日

文部委員長　堀　末治

参議院議長河井彌八殿

文部委員会陳情特別報告書第一号

へき地教育振興に関する請願

第八号　鹿児島県薩摩郡宮之城町薩摩郡町村議会議長会内宇都宮数馬外一名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年十二月七日

文部委員長　堀　末治

参議院議長河井彌八殿

意見書案

へき地教育振興に関する陳情

陳情者　鹿児島県薩摩郡宮之城町薩摩郡町村議会議長会内宇都宮数馬外一名（第八号）

右の陳情は、へき地教育振興に関する国の予算は実に少額で、しかも地方財政のひつ迫している今日自己財源をもつてしては到底教育の機会均等は望みえない実情にあり、とくに鹿児島県甑島のごとく本土との交通不便な離島では実に想像に絶するものがあるから、へき地教育振興費を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月九日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

郵政委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六七号　福島市向鎌田に郵便局設置の請願

第二三五号　富山県氷見市鞍川に無集配特定郵便局設置の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年十二月七日

郵政委員長　上原　正吉

参議院議長河井彌八殿

郵政委員会請願特別報告第一号

福島市向鎌田に郵便局設置の請願

第六七号　福島県福島市大字鎌田字沼田前四　安藤茂外五名提出

富山県氷見市鞍川に無集配特定郵便局設置の請願

第二三五号　富山県氷見市長堂故敏雄提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年十二月七日

郵政委員長　上原　正吉

参議院議長河井彌八殿

意見書案

福島市向鎌田に郵便局設置の請願

請願者　福島県福島市大字鎌田字沼田前四　安藤茂外五名（第六七号）

右の請願は、福島市向鎌田地区は、福島市に合併されてから市の郊外住宅区域となり、市営住宅をはじめ漸次住宅が建築されて人口が増加している上、近くに精神病院、結核療養所があるので郵便局の必要性が高いにもかかわらず、現在は阿武隈川を舟越しに渡つて瀬上郵便局を利用している状態であるため、同地区住民の不利不便はじん大であるから、向鎌田地区に郵便局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月九日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

富山県氷見市鞍川に無集配特定郵便局設置の請願

請願者　富山県氷見市長　堂故敏雄（第二三五号）

右の請願は、富山県氷見市は、本年四月一日、全国のモデルケースと言われる一郡一市を完成し、他郡各村との通信、交通の度は、ますますはげしくなつている現状であるが、市内上庄谷地区には郵便局がないため、同地区住民は郵便事業の利用に多大の不便な感じており、なお同地区内には、近く開通を予想される国鉄氷見羽咋線の停車場も設置が予定されているところであるから、上庄谷地区の入口にあたる鞍川に無集配特定郵便局を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月九日

参議院議長　河井　彌八

内閣総理大臣吉田茂殿

労働委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第一四号　日雇労働者に対する年末年始の特別措置に関する請願

第三九号　失業対策事業関係予算増額に関する請願

第七八号、第一二一号、第二一六号　けい肺法制定促進に関する請願

第一五六号　石炭産業の不況に伴う失業対策事業費国庫補助増額等の請願

第二〇六号　日雇労働者の越年手当等に関する請願

第二一五号　兵庫県尼崎製鋼所の労働争議調査等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十九年十二月七日
労働委員長　藤原　道子
参議院議長河井彌八殿

労働委員会請願特別報告第一号
日雇労働者に対する年末年始の特別措置に関する請願
第一四号　東京都港区芝海岸通り三ノ一全日本民主日雇労働組合協議会内　馬場大静提出
失業対策事業関係予算増額に関する請願
第三九号　東京都港区芝海岸通り三ノ一全日本民主日雇労働組合協議会内　馬場大静提出
けい肺法制定促進に関する請願
第七八号　栃木県議会議長　小田垣健一郎提出
第一二一号　福島県議会議長　蓮沼龍輔外七名提出
第二一六号　岩手県岩手郡松尾村長　藤根順衛外六名提出
石炭産業の不況に伴う失業対策事業費国庫補助増額等の請願
第一五六号　長崎県議会議長　岡本直行提出
日雇労働者の越年手当等に関する請願
第二〇六号　東京都港区芝新橋七ノ一二　真辺千寿郎提出
兵庫県尼崎製鋼所の労働争議調査等に関する請願
第二一五号　兵庫県尼崎市二八株式会社尼崎製鋼所内尼崎製鋼労働組合内　佐藤俊夫提出

右八件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十九年十二月七日
労働委員長　藤原　道子
参議院議長河井彌八殿

意見書案

日雇労働者に対する年末年始の特別措置に関する請願
請願者　東京都港区芝海岸通り三ノ一全日本民主日雇労働組合協議会内　馬場大静（第一四号）

右の請願は、デフレ経済の下における日雇労働者の生活は、年末が近づくに従つて窮迫の度が深刻化しているから、これら日雇労働者に対する年末年始の特別措置として、（一）十二月、一月、二月の三箇月間日曜を含む完全就労、（二）越年賃金として平均賃金十五日分を支給すること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、各項目の具体的内容については慎重に検討する必要があるが就労機会の増加及び年末手当の増額を求める願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月九日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

失業対策事業関係予算増額に関する請願
請願者　東京都港区芝海岸通り三ノ一全日本民主日雇労働組合協議会内　馬場大静（第三九号）

右の請願は、現下いわゆる緊縮予算実行の波紋は次第に深刻となり、これにつれて失業者も日増に激増の傾向にあり、民生安定の見地からも失業対策は緊急の要務であつて一日も放置し得ない実状であるから、失業対策事業関係予算を大幅に増額して、完全就労、吸収人員の増加等を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月九日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

けい肺法制定促進に願する請願
請願者　栃木県議会議長　小田垣健一郎（第七八号）
請願者　福島県議会議長　蓮河龍輔外七名（第一二一号）
請願者　岩手県岩手郡松尾村長　藤根順衛外六名（第二一六号）

右の請願は、地下資源開発の急務が叫ばれている今日、鉱山に働く者の最大の不幸と恐怖といわれるけい肺病の増加は極めて重大事であり、り患した者は一生不治の宿命にしん吟し、その悲惨は実に痛恨にたえないから、すみやかにけい肺に関する立法化を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月九日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

石炭産業の不況に伴う失業対策事業費国庫補助増額等の請願
請願者　長崎県議会議長　岡本直行（第一五六号）

右の請願は、政府の緊縮財政の推進に伴うデフレ政策の強化並びに経済情勢の変動により長崎県の基幹産業である石炭鉱業は未ぞうの不況に直面し特に北松浦郡の炭田地帯における中小炭鉱は極度の経営難に陥り休廃鉱が続出し炭鉱労務者の離職数は増加の一途をたどり、休止鉱及び廃止鉱は六十五鉱の多数に上り、これに伴う離職者は、六千人の数字を示し、本県ではこれに対する失業対策事業に努めてきたが窮迫した本県財政では難行するのみで事態はますます危機に面しつつあるから、これに対する失業対策事業を特別に割り当てられるとともに、同事業の実施に当つては特に国庫の補助率を大幅に引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月九日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日雇労働者の越年手当等に関する請願
請願者　東京都港区芝新橋七ノ一二　真辺千寿郎（第二〇六号）

右の請願は、デフレ経済の下における日雇労働者の生活は、年末が近づくに従つて窮迫の度が深刻化しているから、これら日雇労働者に対する越年措置として、（一）越年手当十五日分を支給すること、（二）元旦を中心にして七日の有給休暇を支給すること、（三）失業保険をアブレたら即日二百円を支給すること、（四）十二、一月の完全就労、（五）体力検定、強制紹介を即時撤回すること等の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、各項目の具体的内容については慎重に検討する必要があるが、就労機会の増加、年末手当の増額を求める願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月九日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫県尼崎製鋼所の労働争議調査等に関する請願
請願者　兵庫県尼崎市二八株式会社尼崎製鋼所内尼崎製鋼労働組合内　佐藤俊夫（第二一五号）

右の請願は、株式会社尼崎製鋼所における労働争議は、今後の鉄鋼産業に重大な影響を与えるばかりでなく、このような行為の続出は産業を破壊し、国民生活を危機に陥れる虞があるから、すみやかにその本質的な労資間紛争の調査を行うとともに、労働争議の未然防止と、産業復興のために、中小鉄鋼産業の拡大生産に必要な金融上の助成措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和二十九年十二月九日
参議院議長　河井　彌八
内閣総理大臣吉田茂殿

○調査報告書（継続調査）

調査報告書

社会保障制度に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年十一月三十日
厚生委員長　上條　愛一
参議院議長河井彌八殿

多数意見署名

河野　謙三　有馬　英二
高良　とみ　常岡　一郎
榊原　亨　高野　一夫
北村　一男　中川　幸平
谷口弥三郎　中山　壽彦
山下　義信　竹中　勝男
湯山　勇　藤原　道子

社会保障制度に関する調査概要

本委員会においては、第四回国会以来本調査を継続し、既に第二十一次にわたり中間報告を行つて来たが、閉会中も熱心に調査を続行した。

即ち今期国会閉会中においては、次の通り厚生委員会並びに各種小委員会を開会して、或は議員を地方へ派遣して、社会保障制度に重大なる関係を有する諸問題について真剣に調査を行つた。

(一) 厚生委員会（二一〇回開会）

(1) ビキニ環礁における水爆実験による被爆患者の治療状況につき、治療担当者数名を参考人として招致して説明を聴取し、質疑を行うとともに、被爆患者の家族の生活援護問題に関し、政府当局より説明を聴取し、質疑を行つた。

(2) 黄変米問題に関し、厚生、農林両当局より説明を聴取し質疑を行つた後、「黄変米の配給中

止に関する決議」を行い、政府にこれを勧告した。

(3) 中共地域よりの引揚状況に関し、厚生当局並びに参考人より実情を聴取し、質疑を行つた。

(4) 中国人俘虜殉難者遺骨の送還問題に関し、厚生、外務の両当局並びに日本赤十字社及び中国人俘虜殉難者慰霊実行委員会の代表者より説明を聴取し、種々検討の結果小委員長報告の通り「遺骨の送還は日本赤十字社をして実施せしめることが適当である」旨を決定し、政府並びに前記両団体に対し、これが実行方を勧告した。

(5) 「生活保護法による結核患者入退院基準」の件に関し、厚生当局より説明を聴取し、質疑を行つた。

(6) 覚せい剤取締りの現況並びに今後の対策等に関し、厚生大臣、法務政務次官、公安調査庁長官、警察庁長官及び警視総監より夫々説明を聴取して質疑を行い、取締りの励行方を要請するとともに、警視庁内に設置せる「覚せい剤取締対策本部」を実地に視察した。

(7) 社会保険における診療報酬一件単価引下問題に関し、厚生当局より説明を聴取するとともに、参考人より意見を聴取した後、小委員会において決定した「社会保険における医療問題に関する報告書」を承認して、政府並びに日本医師会にこれを送付し、善処方を勧告した。

(8) 「新医療費体系」について、厚生省提出の資料に基き説明を聴取し質疑を行うとともに、他方日本医師会、日本薬剤師協会、学界及び言論界等の代表者を参考人として招致して、意見を聴取し質疑を行う等慎重に審議した。

(9) 「新医療費体系に基く診療報酬点数表の改正案」について、厚生当局より詳細なる説明を聴取して質疑を行つた。

(10) 「飲用乳の処理基準改正の件」に関し厚生、農林の両当局より説明を聴取して質疑を行つた後、小委員会で決定した中間報告を承認した。

(二) 中国人俘虜殉難者遺骨の送還に関する小委員会（一二回開会）

中国人俘虜殉難者遺骨の送還問題に関し従来の経緯及び今後の方針等について厚生、外務の両当局並びに日本赤十字社及び中国人俘虜殉難者慰霊実行委員会の代表者より説明を聴取した後慎重に調査審議を重ねた結果「遺骨の送還は日本赤十字社をして実施せしめることが適当である。」との結論に達しこれを厚生委員会に報告した。

(三) 社会医療関係の諸問題に関する小委員会（九回開会）

「社会保険における医療問題」に関し、慎重審議の結果報告書を取りまとめ、厚生委員会に報告して承認を得た。

(四) 国民生活改善に関する小委員会（二回開会）

「乳及び乳製品に関する厚生省令五十二号の改正要綱案」について、厚生当局より説明を聴取した後、慎重審議を行い、厚生委員会に対して中間報告を行つた。

(五) 議員派遣

(1) 厚生行政実地視察のため、議員を三班に分ち地方へ派遣した。

(2) 中共地域よりの引揚状況調査のため、二回にわたり議員を舞鶴市へ派遣した。

右の外関係資料の収集作成に努める等鋭意調査研究を進めたのであるが、何分にも本調査事件は広汎多岐にわたるため未だ結論に到達せず、今後引続き調査の必要あるものと認める。

以上を以て第二十二次中間報告とする。

調査報告書

運輸一般事情に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年十一月三十日

運輸委員長代理理事　重盛　壽治

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

一松　政二　三木與吉郎
大倉　精一　大和　與一
木島　虎藏　村尾　重雄
松平　勇雄

本委員会は従来より運輸一般事情に関する調査を行つてきたが、今閉会中においては、第十次計画造船及び移民船の建造、昭和三十年度運輸行政の基本方針、気象業務、青函連絡船遭難事件、昭和二十九年度日本国有鉄道関係補正予算、日本国有鉄道の運営状況、自動車行政、嬉野国営バス転落事故及び港湾行政等の諸問題について、政府当局及び関係各機関より資料の提出を求め、且つ、説明を聴取した。

尚、気象業務及び青函連絡船遭難に関しては次のような決議を行うとともに、政府及び関係機関に申入れを行つた。

(イ) 気象業務の整備充実に関する決議

気象災害による毎年の莫大なる国富の喪失と貴重なる人命犠牲とに鑑み、政府は万難を排して気象業務の整備充実に努めねばならないことは言う迄もないことであつて、本委員会においても屢々政府に対して強く要望してきたのであるが、未だ満足なる成果をみていないことは遺憾である。

気象災害を最小限度に喰い止める方策は能う限り早期且適確なる気象予報に基いて防災態勢を整えるにあり、而して気象予報業務遂行のため最も基本的なものは本土周辺の広汎なる範囲に亘る気象観測に基く綜合判断である。

然るにわが国は敗戦により本土周辺の属領を失つたためにそれらの地方において戦前行われていた気象観測は不能となり、且又わが国の気象に極めて密接な関係にある中国大陸の気象データは全く入手し得ない状況にあり、かくて北に南に西に気象上の触角を失い、台風進路の適確なる予報は極めて困難なる条件下におかれているのである。

かかる事態に対処するに政府は僅かに南方洋上に一定期間を限り、定点観測船一隻を配するの糊塗策を講ずるにとどまつており、かくて加えて波浪荒れ狂う荒天下において台風と苦闘するこの定点観測船も旧海軍の老朽船であり、又乗組作業要員に対する処遇も極めて不充分である。

これでは台風の中心位置もつかめず適確な進路予報は到底期待し得ずと断ぜざるを得ず、現に本年の台風予報は辛うじて米軍気象による飛行観測の通報に支えられているという心細い有様である。

これの事情は台風予報を含む気象業務の重要性に関する政府の認識程度を疑わしめるものと言わざるを得ない。

よつて政府は戦後における気象観測網の実情に対処し

(一) 本委員会が屢々政府に要望している北方定点観測の復活を実現するとともに南方定点における観測船を強化し、更に一歩進んで飛行観測の実現に努力し、

(二) 定点観測船の業務の特殊性に鑑み乗組作業要員の処遇について改善し、又、(三) 中国大陸における気象データの入手について中国と折衝する努力を致すべきである。

(ロ) 青函連絡船遭難事件に関する決議

本委員会は、青函連絡船遭難事件に鑑み、将来再びかくの如き不祥事件を繰り返さないため、政府及び日本国有鉄道に対し左の事項を要望する。

一、連絡船の管理運営を主たる使命とする青函鉄道管理局は、その業務の特殊性に鑑み機構、人事並びに運営に関し再検討を加えその適正を期すること。

二、気象業務に関し予報の迅速、正確を期すると共に異常気象時においても業務の継続を確保し得るよう、無線通信施設の増強並びに同時通話施設の整備等気象業務体制の拡充強化をはかること。

三、函館港が本邦における最大の貨客定期航路の発着港たる特殊事情を重視し、船舶の安全なるけい留水域を確保するため港湾施設の基本たる防波堤及びけい船浮標を整備すること。

四、事件の原因を詳細且広汎に究明し併せて将来の対策を樹立するよう特別の措置を講ずること。

又特に青函連絡船遭難事件及び今後における北海道・内地間輸送対策の調査のため現地に議員を派遣し、その対策に慎重を期した。

次に港湾行政に関しては参考人より意見を聴取した。

しかしながら本件の対象は広汎多岐にわたつているので未だ調査を結了するに至らなかつた。

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年十一月三十日

決算委員長　小林　亦治

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石川　榮一　平林　太一
谷口弥三郎　永岡　光治
飯島連次郎　島村　軍次
山田　節男　東　隆
三浦　辰雄　八木　幸吉
木村　守江　木下　源吾
亀田　得治　小澤久太郎
青柳　秀夫　雨森　常夫
田中　啓一　久保　等
岡　三郎

表記の件に関し、本委員会は閉会中次の二件について調査を行つた。

一、国有財産虎の門公園地の原形復旧に関する件

本件については、去る十六国会において本委員の発議により全会一致をもつて原形復旧についての決議を行い、速やかに適切な措置を講ずべき旨政府に対し要請した処であるが、今回はその後の経緯について法務政務次官及び法務省当局から聴取した処、本年四月二日国が原告となり、ニユー・エム・パイア・モーター株式会社代表取締役吉岡照義を被告として公園地の建物撤去、土地明渡し等の請求事件として民事訴訟を提起すると共に「土地に対する債務者の占有を解き、債権者の委任した東京地方裁判所執行吏にその保管を命ずる」旨の仮処分を請求した。この仮処分は四月五日に決定したが本訴については五月、九月の二回に準備手続が行われたのみであつて今後一審、二審、三審を経て執行の段階に至るまで相当の日時を要する見込である。なお、本訴については損害金として五百十六万九千九百六十七円及び本年四月一日から土地明渡しに至るまで一ケ月五十一万六千九百九十七円の割合による金額の支払を請求している旨の説明があつた。

本件は、政府が本院の決議の趣旨に基き公園地の原形復旧の第一歩として建物の撤去、土地明渡しにつき法的手続をとつたものであり、一応その誠意が認められるので今後は訴訟の進行を見守ることとし、本件調査は一応打切ることとした。

二、接収貴金属の管理に関する件

本件については、次の四点について大蔵省当局から説明を聴取した。

㈠　長野県下において旧軍需省所管の銀塊十五トンが終戦直後米軍によつて持ち去られた事実が地方新聞に掲載されており、又千葉県下においても同様大量の銀塊が持ち去られている事実が報道されているが、これ等について真相調査の有無、㈡　問題の銀塊は国有財産として国の帳簿に記載されていると思われるが、その事実の有無、㈢　長野、千葉両県下以外の各地に同様の問題が発見される可能性ありと考えられるがこれに対する方策、㈣　終戦時におけるこの種国有財産に関しては今日どの程度明確になつているか。

右に対し、終戦後占領軍は軍の直接行動として、政府所有のもののみならず、民間所有に属するものを含めて貴金属類を接収し、これを日本銀行或いは造幣局等の倉庫に保管していたが、これを何処から誰のものを接収したかというような区分もして居らず、中には保管の便宜上鋳潰したものもあり、又平和条約発効の寸前に至つて占領軍はこれを日本政府に返還し、平和条約発効と同時にその処分権も日本政府に帰属した等の経過であつたため、現在政府保管の接収貴金属は所有権の所在が明確でないものもあり簡単に処理することが出来ない状況である。又長野、千葉両県下における事件は、占領軍による接収であつて、当時日本政府は全く関与を許されていなかつた関係上、真相調査は困難であるが千葉県下のものについては遠からず文書をもつて経緯を報告する。又長野県下の分についても事情適確に捕促出来ないが現在までに判明した状況について報告のこととするとの説明があつた。

本件については大蔵省から資料として「終戦時旧軍及旧軍需省が保有していた貴金属等の接収状況一覧表」並びに「保管接収貴金属等の数量一覧表」が提出されているが右の長野、千葉両県下における事件に対する報告をまつて更に慎重調査を進める必要がある。

閉会中における調査は以上の通りであるが国家財政の経理及び国有財産の管理については尚日本国有鉄道民衆駅、同外郭団体、或いは黄変米問題等国費の効率的使用と不当の国損防止のため検討すべき幾多の問題が残されており、本調査は鋭意継続して、これを行う必要がある。

調査報告書

国家公務員の給与問題等に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年十二月一日

参議院議長河井彌八殿

人事委員長　松浦　清一

多数意見者署名

宮田　重文　後藤　文夫

白井　勇　平林　太一

経過及び結果

本委員会においては、国家公務員の給与問題に関して閉会中も引続いて調査を行つた。

国家公務員の給与問題に関しては、去る七月十九日人事院より「一般職の職員の給与に関する報告」が国会に提出され、又五月二十九日同じく人事院より勤務地手当の支給地域区分の改訂勧告がなされており、いずれも当面の問題として本委員会としても多大の関心を持ち、継続調査の重要案件として調査を行つた。

公務員の給与水準については、人事院の報告において「慎重考慮の結果勧告を一応保留して報告のみにとどめ、給与に関係のある諸条件の推移を注視することとした。」旨を述べて態度を留保しており、本委員会としては尚諸般の事情の推移に対応して調査を継続する必要がある。

次に勤務地手当の支給区分については、かねがねその合理的是正についての要望が強く、各地方よりも多数の陳情が行われてきたことは周知の事実であり、勤務地手当の制度についてはこれを基本的に再検討する必要があるが、委員会としては当面の問題として地域的な給与差の不均衡是正を目途として調査を行つた。

調査の過程において支給地域決定の根拠となるべき生計費の地域差についての資料は全国各都市を比較検討する場合極めて不充分であり更に又多数の町村についてその優劣を決定するにもその判定は著しく困難であることが認められた。然し乍ら先に述べたように現行の勤務地手当については人事交流の面からも又給与公平の原則から云つても極めて問題のあることは事実であり、その是正について日々全国より多数の陳情が行われている実情でもあり委員会としては人事院、総理府統計局、及び各都道府県人事委員会等より提出された資料を根拠として調査を進め必要に応じては現地の実情調査を行い又一方では衆議院人事委員会とも意見の調整をはかるなど鋭意調査を続け、去る十一月十五日の委員会においてその結論をとりまとめるに至つたものである。

尚勤務地手当の調査対象は全国各市町村に及ぶ広汎なものであるため、時日の制約もあり、又衆参両人事委員会における意見の調整等の関係もあつて若干疑問の点も残されており、これらの点については今後の検討にまつてより万全を期する必要がある。特に同一行政区画内の地域差の是正及び今後の市町村合併の推移に応ずる是正等については委員会としても之に対応した措置をとる必要を認めている。

以上勤務地手当の支給地域区分の是正について別紙の如き結論を得たことを報告する。

最後に国家公務員の給与問題全般に関しての調査としては、先に述べたように給与水準の問題について尚今後の検討を要する点が残されており、又給与体系についても今後の検討にまつて多いので委員会としては引続いて調査を行いたい。

委員会審議日程（勤務地手当に関する件）

七月二六日(月)より

七月三一日(土)まで

勤務地手当の支給区分について、衆議院人事委員会における調査経過を考慮した上で、参議院人事委員会としての基本方針について打合を行い一応の試案を作成して之を検討した。

八月五日(木)より現地調査

第一班　宮田委員　千葉委員

新潟県、富山県　四日間

第二班　松浦委員長　松岡委員

福岡県、佐賀県、大分県　六日間

八月一三日(金)　現地調査の報告を行つた。

修正の基本方針について打合を行い、全国各府県の間の不均衡是正について、各県庁所在地の都市について検討を加えた。

八月一九日(木)

二〇日(金)

試案について、委員会として再検討を加えた。

二十日には、衆議院人事委員会と、委員長理事の合同打合を行い、意見を交換した。

九月六日(月)

七日(火)

八日(水)

試案のうち主として一級地の地域についての検討を加えた。

九月一三日(月)

一五日(水)

一六日(木)

二二日(水)

試案のうち主として二級地以上の地域についての検討を加えた。

九月二四日(金)　試案について一応全国的な検討を終え委員会の修正案をとりまとめた。

一〇月二二日(金)

二三日(土)

専門員室において事務的な調整を行つた修正案について、委員会において検討を加え、又、衆議院人事委員会との打合について協議した。

一一月一一日(木)

一二日(金)

一三日(土)

衆議院人事委員会との意見の調整について打合を行い、新に四級地の問題について検討を加えた。

一一月一五日(月)　修正案について、衆議院人事委員会と意見の調整を行い、両院人事委員会一致の結論を得た。

（別紙）

一般職の職員に対する勤務地手当の支給地域区分の改訂については、さる五月二十九日、人事院が勧告を行つたが、衆参両院人事委員会は、これに追加して別記のとおり修正することに意見の一致をみた。

なお、市町村合併により支給地と非支給地が合併した場合は、非支給地は少くとも一級地とすることとし、また同一行政区劃内における級地の較差がいちじるしい場合は、適宜調整を加えることとする。

都道府県	区分	支給地域
北海道	四級地	札幌市 小樽市 石狩支庁管内 札幌村のうち字苗穂、元村及び丘珠 琴似町のうち字八軒、二十四軒、琴似、山手、宮ノ森、新川、新琴似及び発寒 豊平町のうち字月寒、美園、平岸、中ノ島、東月寒、羊ケ丘、福住、北野、清田、西岡及び澄川並びに真駒内、石山、藤野、簾舞、豊滝及び定山渓の区域で定山渓鉄道の線路から二キロメートル以内の地域
	三級地	旭川市 函館市 室蘭市 釧路市 帯広市 夕張市 岩見沢市 苫小牧市 稚内市 美唄市 石狩支庁管内 札幌村のうち四級地に含まれる地域以外の地域 手稲町 江別町 千歳町 上川支庁管内 神楽村のうち字神楽及び神楽ケ岡
	二級地	石狩支庁管内 豊平町のうち四級地に含まれる地域以外の地域 広島村 恵庭町 上川支庁管内 東鷹栖村のうち町村道七号道路と町村道十四号道路とにはさまれる地域 鷹栖村のうち旭川市の境界線及び町村道十四号道路と町村道一号道路並びに十三線道路とにはさまれる地域 東旭川村のうち上八号線より旭山及び字桜岡の東端を結ぶ線と下一号線との間にある地域 東神楽村のうち字東神楽及千代ケ岡 神居村のうち字本町、神岡、忠和及び雨粉 永山村 冨良野町
	一級地	石狩支庁管内のうち四級地、三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 空知支庁管内のうち二級地に含まれる地域以外の地域 上川支庁管内のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 後志支庁管内 赤井川村 美国町 神恵内村 泊村 前田村 発足村 小沢村 京極村 喜茂別町 留寿都村 真狩村 狩太町 南尻別村 黒松内村 上ノ国村 檜山支庁管内 泊村 厚沢部村 乙部村 熊石村 東瀬棚町 今金町 渡島支庁管内 大島村 小島村 吉岡村 福島町 知内村 後志支庁管内 名寄町 岩内町 倶知安町 江差町 森町 八雲町 長万部町 檜山支庁管内 江差町 森町 渡島支庁管内 八雲町 長万部町 胆振支庁管内 伊達町 虻田町 幌別町 安平村 追分町 日高支庁管内 静内町 浦河町 十勝支庁管内 川西村のうち字稲田、下稲田 網走支庁管内 音更村のうち字下士幌、下音更、中音更、然別、下然別及び中士幌のうち四号以南の地域 紋別町

		茂別村 戸井村 鹿部村 砂原村 落部村 胆振支庁管内のうち二級地に含まれる地域以外の地域 日高支庁管内のうち二級地に含まれる地域以外の地域 十勝支庁管内のうち二級地に含まれる地域以外の地域 釧路国支庁管内のうち二級地に含まれる地域以外の地域 網走支庁管内のうち二級地に含まれる地域以外の地域 留萌支庁管内のうち二級地に含まれる地域以外の地域
青森県	三級地	青森市のうち昭和二十九年五月二日における青森市の区域
	一級地	東津軽郡 蟹田町 小湊町 西平内村 西津軽郡 深浦町 中津軽郡 千年村 駒越村 南津軽郡 藤崎町 藤代村 石川町 大鰐町 柏木町 尾上町 浪岡町 大光寺町 北津軽郡 蔵館町 板柳町 金木町 鶴田町 上北郡 百石町 下北郡 川内町 大畑町 大間町 三戸郡 三戸町 五戸町 上長苗代村 市川村
岩手県	三級地	盛岡市 釜石市 上閉伊郡 甲子村
	二級地	一ノ関市 大船渡市 花巻市のうち昭和二十九年三月三十一日における花巻町の区域

	一級地	岩手郡 沼宮内町 雫石町 葛巻町 巻堀村 松尾村 紫波郡 日詰町 稗貫郡 大迫町 石鳥谷町 和賀郡 土沢町 胆沢郡 前沢町 金ケ崎町 西磐井郡 平泉村 東磐井郡 大原町 藤沢町 気仙郡 摺沢町 世田米町 広田町 下閉伊郡 山田町 田老町 九戸郡 軽米町 種市町 二戸郡 浄法寺町
宮城県	四級地	仙台市
	三級地	石巻市 塩釜市
	二級地	古川市 気仙沼市のうち昭和二十八年五月三十一日における気仙沼町の区域 白石市のうち昭和二十九年三月三十一日における白石町の区域 名取郡 岩沼町 松島町 宮城郡 多賀城町 玉造郡 鳴子町 桃生郡 矢本町 牡鹿郡 女川町
	一級地	柴田郡 村田町 伊具郡 丸森町 亘理郡 亘理町 荒浜町 山下村 生出村 名取郡 広瀬村 宮城郡 七北田村 利府村 吉岡町 黒川郡 中新田町 加美郡 小野田町

秋田県	三級地	秋田市
	二級地	能代市 横手市 大曲市のうち昭和二十九年五月二日における大曲町及び花館村の区域
	一級地	鹿角郡　宮川村　毛馬内町 北秋田郡　大湯町　早口町　扇田町　十二所町 山本郡　鷹巣町　二ツ井町　下新城村　上新城村　金足村　昭和町　一日市町　五城目町　天王町　船越町　飯田川町　仁井田村　平沢町　金浦町 南秋田郡 河辺郡 由利郡
		志田郡　色麻村　宮崎村　松山町　三本木町　鹿島台町　岩出山町　田尻町　南郷村　岩ケ崎町　鶯沢町　登米町　豊里村　飯野川町　広渕村　中津山村　鮎川町　蛇田村　稲井村　津谷町 玉造郡 遠田郡 栗原郡 登米郡 桃生郡 牡鹿郡 本吉郡

山形県	三級地	山形市のうち昭和二十九年三月三十日における山形市の区域
	二級地	鶴岡市 新庄市 南村山郡　上山町 北村山郡　東根町
	一級地	東村山郡　津山村　楯山村　出羽村　大郷村　金井村　長崎町　山辺町　西根村　左沢町　宮宿町　白岩町　大石田町　真室川町　金山町　西小国村　高畠町　沖郷村　宮内町　小松町　荒砥町　藤島町　狩川町　湯田川村　大山町　加茂町　松嶺町　遊佐町 西村山郡 北村山郡 最上郡 東置賜郡 西置賜郡 東田川郡 西田川郡 飽海郡
		仙北郡　象潟町　亀田町　刈和野町　六郷町 平鹿郡　増田町　十文字町　浅舞町　角間川町　院内町　西馬音内町 雄勝郡

福島県	三級地	福島市のうち昭和二十九年三月三十日における福島市の区域

二級地	若松市 白河市 常盤市のうち昭和二十九年三月三十日における湯本町の区域 磐城市のうち昭和二十八年十月九日における小名浜町の区域 石城郡　内郷町	
一級地	信夫郡　野田村 伊達郡　伊達町 国見町 梁川町 保原町 富田村 飯野町 油井村 熱海町 永盛町 大槻町 只見村 塩川町 千里村 猪苗代町 柳津町 野沢町 高田町 本郷町 宮下村 沼沢村 川口村 本名村 横田村 矢吹町 守山町 小野新町 船引町 上遠野村 赤井村 久野浜町 標葉町 浪江町 小高町 安達郡 安積郡 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 西白河郡 田村郡 石城郡 双葉郡 相馬郡	茨城県
三級地	水戸市のうち二級地に含まれる地域 日立市 土浦市 古河市	
二級地	石岡市 下館市のうち昭和二十九年一月三十一日における下館町の地域 結城市のうち昭和二十九年三月十三日における結城町の区域	

	那珂湊市のうち昭和二十九年三月二十九日における那珂湊町の区域 東茨城郡　磯浜町 大貫町 多賀郡　多賀町 高萩町 鹿島郡　波崎町 北相馬郡　取手町	栃木県
一級地	東茨城郡　石塚町 吉田村 渡里村 河和田村 長岡村 小川町 鯉淵村 西茨城郡　宍戸町 岩瀬町 岩間町 五台村 那珂郡　瓜連町 山方町 小瀬村 久慈郡　久慈町 多賀郡　南中郷村 豊浦町 松岡町 大津町 平潟町 玉造町 行方郡　香澄村 牛久町 稲敷郡　柿岡町 新治郡　上大津村 上郷村 筑波郡　筑波町 小野川村 北条町 大穂町 真壁郡　真壁町 関本町 大村町 石下町 結城郡　勝鹿村 猿島郡　岩井町 幸島村 北相馬郡　相馬町 守谷町	三級地
	宇都宮市	

足利市のうち昭和二十八年三月三十一日における足利市の区域
栃木市

二級地
日光市のうち昭和二十九年二月十日における日光町の区域
鹿沼市
小山市のうち昭和二十九年三月三十日における小山町の区域
上都賀郡　足尾町
塩谷郡　塩原町
那須郡　藤原町
那須村
大田原村

一級地
河内郡　雀宮町
上三川町
芳賀郡　益子町
茂木町
二宮町
芳賀町
下都賀郡　石橋町
藤岡町
間々田町
壬生町
大宮村
野木村
塩谷郡　喜連川町
阿久津町
那須郡　馬頭町
黒磯町
黒羽町
川西町
小川町
赤見町
安蘇郡　三重村
足利郡　山前村
富田村
梁田村
三和村
菱村

群馬県

三級地
高崎市
桐生市

二級地
館林市のうち昭和二十九年三月三十一日における館林町の区域
渋川市のうち昭和二十九年三月三十一日における渋川町の区域
北群馬郡　伊香保町
吾妻郡　草津町

一級地
勢多郡　大胡町
新里村

群馬郡　木瀬村
南橋村
荒砥村
岩鼻村
室田町
箕輪町
金古町
新高尾村
中川村
吉井町
万場町
鬼石町
下仁田町
松井田町
長野原町
坂上村
沢田村
境町
玉村町
宮郷村
三郷村
豊受村
名和村
尾島町
宝泉町
藪塚本町
太崎町
梅田村
川内村
毛里田村
矢場川村
休泊村
多野郡
甘楽郡
碓氷郡
吾妻郡
佐波郡
新田郡
山田郡

埼玉県

四級地
浦和市
大宮市
北足立郡　蕨町

三級地
熊谷市のうち昭和二十九年三月三十一日における熊谷市の区域
北足立郡　朝霞町
大和町
戸田町

二級地
飯能市
北足立郡　大和田町
片山町
鴻巣町
岩槻町
南埼玉郡　春日部町

		一級地
		北足立郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 入間郡 越生町 毛呂山町 古谷村 南古谷村 高階村 福原村 大東村 芳野村 三芳村 大井村 鶴瀬村 南畑村 大河村 皆野町 野上町 吉田町 小鹿野町 影森村 横瀬村 高篠村 児玉町 上里村のうち昭和二十九年五月二日における神保原村の区域 児玉郡 妻沼町 幡羅村 騎西町 南河原村 星宮村 大井村 下忍村 高柳村 鷲宮町 蓮田町 菖蒲町 出羽村 川柳村 大相模村 大袋村 荻島村 百間村 栗橋町 吉川町 三輪野江村 大里郡 北埼玉郡 南埼玉郡 北葛飾郡
千葉県	四級地	千葉市 松戸市
	三級地	船橋市のうち昭和二十八年七月三十一日における二宮町の区域

		千葉郡
	二級地	東金市のうち昭和二十八年三月三十一日における東金町の区域 東葛飾郡 我孫子町 小金町 流山町 成東町 旭村 千代田町 山武郡 印旛郡
		一級地
		安房郡 千倉町 天津町 小湊町 保田町 勝山町 岩井町 富浦町 興津町 御宿町 大貫町 青堀町 佐貫町 湊町 君津町 富津町 豊海町 白里町 松尾町 横芝町 土気町 牛久町 鶴舞町 湖北村 手賀村 田中村 酒々井町 富里村 安食町 川上村 河蘇村 小見川町 多古町 符川町 飯岡町 夷隅郡 君津郡 山武郡 市原郡 東葛飾郡 印旛郡 香取郡 海上郡
東京都	四級地	青梅市 八王子市のうち三級地に含まれる地域

三級地	西多摩郡　五日市町
神奈川県	
三級地	小田原市のうち二級地に含まれる地域 高座郡　海老名町 座間町 相模原町 大和町 渋谷町 大磯町 厚木町 南毛利村
二級地	中郡　愛甲郡 三浦郡　南下浦町 中郡　大野町 足柄上郡　松田町 山北町 吉田島村 愛甲郡　愛川町 津久井郡　中野町
一級地	中郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 足柄上郡　中井村 相和村 曽我村 金田村 清水村 北足柄村 福沢村 酒田村 豊川村 足柄下郡　上府中村 下曽我村 下中村 依知村 愛甲村 中津村 高峰村 荻野村 睦合村 小鮎村 玉川村 湘南村 三沢村 串川村 内郷村 千木良村 小原町 吉野町 津久井郡

小渕村 沢井村	
新潟県	
四級地	新潟市のうち昭和二十九年四月四日における新潟市の区域
三級地	長岡市のうち昭和二十九年一月三十一日における長岡市の区域
二級地	柏崎市 新発田市 新津市 西頸城郡　糸魚川町 青海町 中頸城郡　直江津町
一級地	北蒲原郡　水原町 葛塚町 五十公野村 中蒲原郡　中条町 白根町 小須戸町 五泉町 村松町 西蒲原郡　内野町 地蔵堂町 吉田町 黒崎村 曽根町 南蒲原郡　今町 片貝町 三島郡　関原町 脇野町 与板町 出雲崎町 寺泊町 栃尾町 古志郡　堀之内町 北魚沼郡　塩沢町 南魚沼郡　湯沢村 千手町 中魚沼郡　石地町 刈羽郡　高浜町 東頸城郡　中保倉村 中頸城郡　柿崎町 名立町 西頸城郡　能生町 歌外波村 保内村 岩船郡　沢根町 佐渡郡　河原田町

		真野町 小木町
富山県	四級地	富山市
	三級地	高岡市のうち昭和二十八年十月四日における高岡市の区域
	二級地	魚津市 氷見市のうち昭和二十九年三月三十一日における氷見市、阿尾村及び十二町村の区域
	一級地	上新川郡 大久保町 大沢野町 上滝町 中新川郡 水橋町 立山町のうち昭和二十九年一月九日における雄山町の区域 下新川町 入善町 内山村 泊町 婦負郡 舟見町 和合町 射水郡 大門町 古里村 東礪波郡 庄川町 福野町 呉羽町のうち昭和二十九年二月二十八日における呉羽村の区域 西礪波郡 福光町 中田町 井波町 津沢町 戸出町 福岡町 立野村
石川県	四級地	金沢市
	三級地	石川郡 松任町
	二級地	輪島市のうち昭和二十九年三月三十日における輪島町の区域 江沼郡 大聖寺町 山中町 山代町 片山津町 動橋町
	一級地	江沼郡 三木村 三谷村

		能美郡 石川郡 河北郡 羽咋郡 珠洲郡
福井県	四級地	福井市のうち昭和二十九年三月三十一日における福井市の区域
	二級地	小浜市 坂井郡 大野郡
	一級地	坂井郡 今立郡 丹生郡 敦賀郡 三方郡 遠敷郡 大飯郡
山梨県	三級地	甲府市
	二級地	東山梨郡 南都留郡 北巨摩郡
	一級地	東山梨郡

南郷村
河南村
西谷村
東谷口村
勅使村
橋立町
分校村
那谷村
矢田野村
月津村
塩屋村
山上村
鵜来町
森本村
宇ノ気町
高松町
七塚町
高浜町
直村
芦原町
大野町
勝山町
吉崎村
春江町
北潟村
東十郷村
粟田部町
四ケ浦町
織田町
粟野村
三方町
美浜町
上中町
高浜町
日下部町
加納岩町
日川村
船津村
韮崎町
諏訪町

西山梨郡	山梨村	
	山城村	
	住吉村	
	玉諸村	
	甲運村	
	千代田村	
西八代郡	朝井村	
	上野村	
	大河内村	
中巨摩郡	大井村	
	五明村	
北巨摩郡	日野春村	
南都留郡	小立村	
	勝山村	

長野県

三級地	長野市のうち昭和二十九年三月三十一日における長野市の区域	
	松本市のうち昭和二十九年三月三十一日における松本市の区域	
北佐久郡	軽井沢町	
二級地	須坂市のうち昭和二十九年二月十日における須坂町の区域	
	小諸市のうち昭和二十九年一月三十一日における小諸町の区域	
	伊那市のうち昭和二十九年三月三十一日における伊那町の区域	
北安曇郡	大町	
一級地	北佐久郡	三井村
		本牧町
	小県郡	丸子町
		神川村
		神科村
	諏訪郡	ちの町
		川岸村
		宮川村
		中洲村
		湖南村
		湊村
	上伊那郡	高遠町
		辰野町
		中箕輪村
		南箕輪村
		飯島村
		朝日村
		西春近村
	下伊那郡	上郷村
		鼎町
		松尾村
	西筑摩郡	新開村
	東筑摩郡	里山辺村
		岡田村
	北安曇郡	池田町

更級郡	稲荷山町	
	川中島村	
埴科郡	松代町	
	埴生町	
上高井郡	坂城町	
下高井郡	小布施村	
	平穏町	
上水内郡	神郷村	
	水内村	

岐阜県

四級地	岐阜市	
三級地	大垣市	
稲葉郡	那加町	
二級地	恵那市のうち昭和二十九年三月三十一日における大井町及び長島町の区域	
	羽島市のうち昭和二十九年三月三十一日における竹ケ鼻町	
	瑞浪市のうち昭和二十九年三月三十一日における瑞浪土岐町	
一級地	稲葉郡	各務村
		前宮村
羽島郡	川島村	
	中屋村	
不破郡	柳津村	
	垂井町	
	赤坂町	
安八郡	関ケ原町	
	神戸町	
	墨俣町	
武儀郡	金山町	
郡上郡	白鳥町	
加茂郡	川辺町	
	坂祝村	
可児郡	兼山町	
	伏見町	
	今渡町	
恵那郡	広見町	
	坂下町	
	付知町	
	岩村町	
	明知町	
	落合村	
	福岡村	
	阿木村	
	遠山村	
	小坂町	
益田郡	久々野村	
大野郡	国府村	
吉城郡	上宝村	

静岡県

四級地
静岡市
熱海市

三級地
清水市のうち昭和二十九年二月十日における清水市の区域
河津市

二級地
賀茂郡　下田町
田方郡　伊豆長岡町
修善寺町
大仁町
駿東郡　御殿場町
小山町

一級地
賀茂郡　稲取町
松崎町
稲生沢村
田方郡　土肥町
北狩野村
上狩野村
対島村
駿東郡　原町
大平村
玉穂村
原里村
富士岡村
須走村
裾野町
長泉村
富士郡　鷹岡町
原田村
元吉原村
庵原郡　庵原村
安倍郡　美和村
服織村
南藤枝村
井川村
志太郡　岡部町
小川町
東益津村
六合村
榛原郡　広幡村
東川根村
御前崎村
吉田町
地頭方村
五和村
上川根村
小笠郡　菊川町

愛知県

四級地
名古屋市のうち三級地に含まれる地域

三級地
津島市
刈谷市
挙母市
蒲郡市のうち昭和二十九年三月三十一日における三谷町及び蒲郡町の区域
中島郡　稲沢町
奥町
起町

二級地
犬山市のうち昭和二十九年三月三十一日における犬山町の区域
蒲郡市のうち三級地に含まれる地域以外の地域
丹羽郡　布袋町
古知野町
岩倉町
葉栗郡　浅井町
木曽川町
海部郡　蟹江町
弥富町
甚目寺町
富田町
知多郡　大府町
横須賀町
武豊町
碧海郡　高浜町
宝飯郡　形原町
西浦町

一級地
東春井日郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域
葉栗郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域

碧田郡　横須賀町
池新田町
河城村
福田町
佐久間村
浦川町
掛塚町
山香村
龍川村
龍山村
城西村
水窪町
雄踏町
篠原村
入野村
神久呂村
三ケ日町
引佐郡　引佐町

中島郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域
知多郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域
碧海郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域
幡豆郡
額田郡
西加茂郡
常盤村
猿投町
三好村
高橋村
北設楽郡
本郷町
稲武町
南設楽郡
海老町
宝飯郡
御油町
赤坂町
前芝村
大塚村
渥美郡
二川町
福江町
八名郡
大野町

三重県

二級地

津市のうち昭和二十九年一月十四日における一身田町の区域
名張市のうち昭和二十九年三月三十日における名張町の区域
三重郡
鈴鹿郡
一志郡
久居町
亀山町
楠町
度会郡
二見町
志摩郡
鳥羽町
北牟婁郡
長島町

一級地

桑名郡
深谷村
多度村
員弁郡
七取村
阿下喜町
三重郡
員弁町
菰野町
大矢知村
鈴鹿郡
神前村
興町
久間田町
一志郡
香良洲町
飯南郡
粥見町
松尾村
多気郡
櫛田村
西黒部村
相可町
三瀬谷町
田丸町
度会郡
滝原町
豊浜村
北浜村

阿山郡
名賀郡
志摩郡
北牟婁郡
南牟婁郡
西拓植村
阿保町
浜島町
波切町
和具町
鵜方町
名田村
船越村
船津村
桂城村
阿田和町
有井村
入鹿村

滋賀県

四級地

大津市のうち昭和二十九年三月三十一日における大津市の区域

二級地

近江八幡市のうち昭和二十九年三月三十日における八幡町の区域
滋賀郡
栗太郡
堅田町
治田村大字渋川
草津町
水口町
甲賀郡
神崎郡
八日市町のうち昭和二十九年三月二十日における八日市町の区域
坂田郡
米原町

一級地

甲賀郡
石部町
土山町
甲南町
貴生川町
信楽町
安土町
蒲生郡
武佐村
日野町
西大路村
南比都佐村
北比都佐村
鎌掛村
東桜谷村
西桜谷村
御園村
愛知川町
高宮町
多賀町
神崎郡
愛知郡
犬上郡

京都府

三級地

福知山市のうち字石原、土の区域
乙訓郡
長岡町
久世郡
淀町

二級地

相楽郡
笠置町
北桑田郡
周山町

	船井郡	八木町
	中郡	峰山町
	竹野郡	網野町
一級地	相楽郡	西和東村
		中和東村
		東和東村
		湯船村
		大河原村
	南桑田郡	高山村
		吉川村
		大井村
		千代川村
		河原林村
	北桑田郡	弓削村
	船井郡	摩気村
		須知町
		上和知村
		下和知村
	天田郡	上六人部村
		中六人部村
		下六人部村
		上川口村
		金谷村
		上夜久野村
		下夜久野村
		中夜久野村
	何鹿郡	佐賀村
		豊里村
	加佐郡	由良村
		神崎村
	与謝郡	栗田村
		吉津村
		加悦町
		岩滝町
		府中村
		伊根村
		三河内村
	中郡	大宮町
		長善村
		丹波村
		新山村
	竹野郡	周人町
大阪府		
三級地	河内長野市のうち昭和二十九年三月三十一日における長野町の区域	
	中河内郡	孔舎衙村
		枚岡町
		縄手町
		石切町

	泉北郡	福泉町
二級地	南河内郡	黒山村
兵庫県		
四級地	姫路市のうち昭和二十九年六月三十日における姫路市の区域	
	明石市	
	川辺郡	川西町
		長尾村
三級地	相生市	
	加古川市のうち二級地に含まれる地域	
	龍野市のうち昭和二十七年三月三十一日における龍野町の区域	
	西脇市のうち二級地に含まれる地域	
	豊岡市のうち昭和二十五年三月三十一日における豊岡町の区域	
	赤穂市のうち昭和二十六年八月三十一日における赤穂町の区域	
二級地	川辺郡	多田村
		東谷村
	美嚢郡	別所村
	加東郡	社町
	加西郡	北条町
	加古郡	八幡村
		加古村
		母里村
		天満村
	印南郡	的形村
		北浜村
	神崎郡	福崎町
		田原村
	赤穂郡	上郡町
	佐用郡	佐用町
	宍粟郡	山崎町
	城崎郡	城崎町
		香住町
		日高町
	養父郡	八鹿町
	朝来郡	生野町
		和田山町
	氷上郡	柏原町
		成松町
		黒井町
	多紀郡	篠山町
		岡野村
	津名郡	岩屋町
	三原郡	福良町
一級地	川辺郡	六瀬村
	有馬郡	小野村
		高平村

奈良県	四級地	奈良市	
			三原郡
			湊町
			松帆村
			沼島村
			津名郡
			都志町
			佐野町
			生穂町
			福住村
			古市村
			多紀郡
			日置村
			吉見村
			氷上郡
			幸世村
			温泉町
			美方郡
			村岡町
			朝来町
			朝来郡
			山東町
			竹田町
			広谷町
			養父郡
			国府村
			口佐津村
			竹野村
			港村
			城崎郡
			河東村
			安師村
			戸原村
			城下村
			三日月町
			宍粟郡
			佐用郡
			赤穂郡
			矢野村
			伊勢村
			林田村
			新宮町
			長谷村
			寺前村
			鶴居村
			甘地村
			瀬加村
			川辺村
			粟賀村
			越知谷村
			神崎郡
			大山村
			菅野村
			鹿谷村
			飾磨郡
			在田村
			西在田村
			多加野村
			八千代村
			口吉川村
			加西郡
			中吉川村
			多可郡
			美囊郡

和歌山県	四級地	和歌山市	
			大和高田市のうち昭和二十二年十二月三十一日における高田町の区域
			大和郡山市のうち昭和二十八年十二月九日における郡山町の区域
			天理市のうち昭和二十九年三月三十一日における櫟本町の区域
			生駒郡
			斑鳩町
			宇陀郡
			大宇陀町
			榛原町
			宇智郡
			野原町
			一級地
			添上郡
			宇陀郡
			五ケ谷村
			宇太町
			宇賀志村
			伊那佐村
			三本松村
			内牧村
			船倉村
			越智岡村
			高市郡
			高取町
			坂合村
			高市村
			飛鳥村
			鴨公村
			新沢村
			忍海村
			掖上村
			葛村
			吐田郷村
			大正村
			南葛城郡
			二級地
			田辺市のうち一級地に含まれる地域
			粉河町
			那賀郡
			箕島町
			有田郡
			串本町
			西牟婁郡
			那智町
			東牟婁郡
			勝浦町
			一級地
			海草郡
			亀川村
			紀伊村
			西山東村
			巽村
			中野上村
			山口村
			川永村
			和佐村
			東山東村
			名手町
			那賀郡

		有田郡
		王子村
		狩宿村
		安楽川町
		藤並村
		御霊村
		鳥屋城村
		日高郡
		和田村
		上南部村
		印南町
		西牟婁郡
		中芳養村
		上芳養村
		潮岬村
		東富田村
		南富田村
		北富田村
		朝来村
		岩田村
		太地町
		東牟婁郡
		下里町
鳥取県	三級地	鳥取市のうち昭和二十八年六月三十日における鳥取市の区域 米子市のうち昭和二十八年九月三十日における米子市の区域
	二級地	倉吉市のうち昭和二十八年九月三十日における上井町の区域 西伯郡 境町 上道村 中浜村 大篠津村
	一級地	岩美郡 岩井町 気高郡 青谷町 東伯郡 由良町 東郷松崎町 西伯郡 彦名村 崎津村 外江町 渡村 余子村 和田村 富益村 夜見村 淀江町 高麗村 溝口町
島根県	三級地	松江市のうち昭和二十八年三月三十一日における松江市の区域
	二級地	安来市のうち昭和二十九年三月三十一日における安来町の区域 日野郡

	一級地	八束郡 本庄村 恵曇町 東出雲町 八束村 飯石郡 頓原町 赤名町 邇摩郡 大森町 温泉津町 仁万町 邑智郡 粕渕町 中野村 矢上町 那賀郡 国府町 三隅町 鹿足郡 日原町 六日市町 知夫郡 黒木村 浦郷町
岡山県	四級地	岡山市のうち昭和二十七年三月三十一日における岡山市の区域
	三級地	倉敷市のうち昭和二十五年八月三十一日における倉敷市の区域 玉野市のうち昭和二十八年六月三十日における玉野市の区域
	二級地	倉敷市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 井原市のうち昭和二十八年三月三十一日における井原町の区域 和気郡 三石町 備前町
	一級地	御津郡 一宮村 平津村 横井村 御津町 香登町 和気郡 吉永町 邑久郡 邑久町 上道郡 浮田村 雄神村 都窪郡 加茂村 清音村 山手村 小田郡 小田町 北川村 北木島町 真鍋島村 白石島村 美星町 後月郡 芳井町 吉備郡 生石村

広島県	四級地	広島市 呉市	
			上房郡 真庭郡 苫田郡 英田郡 久米郡
			真備町 昭和町 足守町 穂井田村 北房町 落合町 湯原町 加茂町 鏡野町 作東町 大原町 鶴田村 吉岡村 福渡町 久米南町
	三級地	福山市 尾道市のうち昭和二十九年三月三十日における尾道市の区域 三原市のうち昭和二十八年三月二十一日における三原市の区域	
	二級地	三次市のうち旧三次町及び旧十日市町の区域 府中市のうち旧府中町の区域 松永市のうち旧松永町の区域 安佐郡	祇園町 可部町 古市町 加茂郡
			西条町 寺西町 川尻町 安芸郡
			天応町 矢野町 坂町 御調郡
			向島町 佐伯郡
			井口村
	一級地	安芸郡	熊野町 下蒲刈島村 上蒲刈島村 佐伯郡
			向村 高田村 中村 鹿川町 三高村 沖村 深江村 飛渡瀬村

山口県	四級地	山口市のうち昭和十六年三月三十一日における山口市の区域 小野田市 宇部市	
			安佐郡 賀茂郡 御調郡 世羅郡 沼隈郡
			亀山村字四日市 原村 市村 東大田村字本郷 津野郷村 赤坂村 瀬戸村 田島村 熊野村 横島村 山南村 千年村 御幸村 東城町 大正村 藤尾村 有麻村 福相村 宜山村
			深安郡 比婆郡 芦品郡
	三級地	下松市のうち旧下松町の区域 徳山市のうち旧櫛ケ浜の区域 防府市のうち昭和二十九年三月三十一日における防府市の区域 下関市のうち昭和十二年十一月十四日における小月町、清末村、王司村、勝山村、吉見村、安岡町及び川中村の区域 都濃郡	南陽町
	二級地	防府市のうち旧富海町の区域 厚狭郡	船木町
		玖珂郡	和木村
		吉敷郡	東岐波村 阿知須村
	一級地	玖珂郡	玖珂町 高森町 通津村 由宇村 神代村 鳴門村 広瀬町 佐賀村 城南村 伊保庄村 曽根村 大野村
		熊毛郡	

麻里府村
麻郷村
大和村
小鯖村
吉敷郡
仁保村
厚東村
厚狭郡
二俣瀬村
内日村
豊浦郡
豊西村
黒井村
豊田下村
豊東村
菊川村
川棚村
阿武郡
須佐町
江崎町
鹿野町
須々万村
都濃郡

徳島県

三級地　徳島市のうち旧勝占村及び多家良村の区域

二級地　三好郡　池田町

一級地　名東郡　新居町
那賀郡　新野町
橘町
鷲敷町
平島村
桑野町
板野町
見能林村
海部郡　三岐田町
鞆奥町
宍喰町
北島町
板野郡　松島町
美馬郡　貞光町
穴吹町
三好郡　辻町
阿波郡　市場町
八幡町

香川県

四級地　高松市

二級地　小豆郡　土庄町
淵崎町
内海町
三豊郡　観音寺町

一級地　大川郡　引田町
白鳥本町
木田郡　川島町
牟礼村
庵治村
小豆郡　池田町
香川郡　円座村
綾歌郡　川津村
飯野村
滝宮村
王越村
法勲寺村
上高瀬村
三豊郡　大野原村
伊吹村
本山村

愛媛県

三級地　新居浜市のうち昭和二十八年五月二日における新居浜市の区域

二級地　松山市のうち旧興居島村の区域
宇摩郡　三島町
山之江町
伊予郡　松柏町
郡中町

一級地　温泉郡　中島町
余土村
石井村
久米村
越智郡　桜井町
弓削町
菊間町
宮窪町
伯方町
小松町
周桑郡　船木村
新居郡　大生院村
宇摩郡　土居町
寒川町
妻鳥村
伊予郡　砥部町
中山町
上灘町
南伊予村
北伊予村
岡田村
喜多郡　長浜町
内子町
五十崎町

	西宇和郡	三瓶町
		川之石町
	北宇和郡	岩松町
		松丸町
	南宇和郡	西海町
		東外海町
高知県		
二級地	安芸郡	安芸町
	香美郡	日章村
	長岡郡	後免町
		大津村
		大篠村
		野田村
		長岡村
	吾川郡	伊野町のうち旧伊野町及旧宇治村の区域
	高岡郡	須崎町
一級地	安芸郡	田野町
		奈半利町
		安田町
		甲浦町
		野根町
	香美郡	佐喜浜町
	長岡郡	片地村
		稲生村
		介良村
		本山町
	高岡郡	越智町
		宇佐町
		久礼町
		大正町
	幡多郡	
福岡県		
四級地	久留米市	
	大牟田市	
三級地	鞍手郡	若宮町
	田川郡	採銅所村
	筑紫郡	二日市町
	京都郡	行橋町
		苅田町
	粕屋郡	古賀町
	小倉市のうち旧企救郡東谷村の区域	
二級地	甘木市のうち旧甘木町及び旧立石村の区域	
	筑後市のうち旧羽犬塚町の区域	
	八女市のうち旧福島町及び旧岡山村の区域	
	大川市のうち旧大川町の区域	
	糟屋郡	篠栗町
		勢門村

	宗像郡	福間町
		津屋崎町
	糸島郡	雷山村字篠原
	浮羽郡	吉井町
		田主丸町
	三潴郡	荒木町
	八女郡	黒木町のうち昭和二十九年三月三十一日における黒木町の区域
	山門郡	瀬高町
		三橋町
	筑紫郡	大宰府町
	筑上郡	筑城町
		八津田村
		椎田町
	京都郡	泉村
		犀川町
		豊津村
一級地	朝倉郡	杷木町
		宝珠山村
		三輪村
		夜須村
		朝倉村
		宮野村
		大福村
	筑紫郡	山口村
		御笠村
	糸島郡	深江村
		怡土村
		福吉村
	浮羽郡	浮羽町
		筑陽村
		水分村
		船越村
	三井郡	千年村
		江南村
		福富村
		山本村
		草野町
		善導寺町
		立石村
	三潴郡	三国村
		弓削村
		木佐木町
		犬塚村
		昭代村
	八女郡	光友村
		北河内町
		上広川村

京都郡	稗田村 椿市村 南吉富村 下城井村 山田村 西角田村 葛城村 西吉富村 黒土村 角田村		
筑上郡			
佐賀県			
四級地	佐賀市のうち昭和二十九年三月三十日における佐賀市の区域 唐津市		
二級地	伊万里市のうち旧伊万里町の区域 武雄市のうち旧武雄町の区域 多久市のうち旧北多久町及び東多久村の区域 鹿島市のうち旧鹿島町の区域 小城郡	小城町 牛津町 相知町 厳木町 有田町 嬉野町 神埼町 大町町 北方町	東松浦郡 西松浦郡 藤津郡 神埼郡 杵島郡
一級地	佐賀郡	春日村 北川副村 鍋島村 久保田村 東川副村 南川副村 川上村 蓮池町 中原村 上峰村 北茂安村 三川村 南茂安村 砥川村 芦苅村 三日月村 浜崎町 呼子町 鬼塚村 鏡村 久里村	神埼郡 三養基郡 小城郡 東松浦郡

杵島郡	北波多村 白石町 六角村 福富村 江北町 塩田町		
藤津郡			
長崎県			
四級地	長崎市 佐世保市のうち昭和二十九年三月三十一日における佐世保市の区域		
三級地	島原市 諫早市 大村市 西彼杵郡	高島町 高浜村端島	
	下県郡	厳原町	
二級地	福江市のうち旧福江町の区域 壱岐郡	勝本町 那賀村 田河町 武生水町 鯨知町 豆酘村 仁田村 佐須奈村 小浜町 平戸町 富江町 奈良尾町 有川町 蛟焼村	
	下県郡		
	上県郡		
	南高来郡 北松浦郡 南松浦郡		
	西彼杵郡		
一級地	西彼杵郡	福田村 式見村 江ノ島村 平島村 松島村 崎針尾村 口ノ津町 大島村 鷹島村 神浦村 平村 中野村 紐差村 津吉村	
	東彼杵郡 南高来郡 北松浦郡		
	南松浦郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域 壱岐郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域		

熊本県

四級地
熊本市のうち昭和二十八年三月三十一日における熊本市の区域
荒尾市

三級地
八代市のうち昭和二十九年三月三十一日における八代市の区域
水俣市
熊本市のうち旧田迎町、御幸町、高橋町、池上町及び城山町の区域

二級地
人吉市
玉名市のうち旧玉名町の区域
山鹿市のうち旧山鹿町及び旧八幡村字鹿入の区域
本渡市のうち旧本渡町の区域
宇土郡
菊池郡
天草郡
三角町
隈府町
牛深町

一級地
宇土郡
玉名郡
鹿本郡
菊池郡
阿蘇郡
上益城郡
芦北郡
天草郡
球磨郡
戸馳村
南関町
来民町
植木町
桜井村
菊池村
泗水村
合志村
西合志村
小国町
高森町
馬見原町
甲佐町
浜町
益城町
木倉村
日奈久町
湯浦町
富岡町
大矢野町
二江町
志岐村
多良木町
免田町
湯前町

大分県

四級地
大分市
別府市

三級地
中津市
佐伯市
臼杵市のうち昭和二十九年三月三十日における臼杵市の区域
津久見市
日田市

二級地
鶴崎市
竹田市のうち旧竹田町、旧豊岡村及び旧玉来町の区域
西国東郡
高田町（真崎町を含む。）
宇佐郡
四日市町のうち旧四日市町の区域
大野郡
三重町
北海部郡
佐賀関町
速見郡
日出町のうち旧日出町及び旧豊岡町の区域

一級地
西国東郡
香々地町
東国東郡
竹田津町
速見郡
安岐町
山香町
大分郡
立石町
湯平村
大南町
北海部郡
大在村
神崎村
南海部郡
上浦町
蒲江町
大野郡
大野町
緒方町
犬飼町
直入郡
久住町
野津町
長湯町
日田郡
中川村
玖珠郡
玖珠町
駅川村
字佐郡
安心院町

宮崎県

三級地
宮崎市
延岡市

二級地
日南市
小林市
日向市

一級地
宮崎郡
生目村
田野町
南那珂郡
南郷町
細田町
東諸県郡
本庄町
高岡町
綾町
西諸県郡
真幸町
高原町
須木村
都農町
川南町
児湯郡

美々津町
富田村
稚葉村
諸塚村
東郷村
南郷村
西郷村
北郷村
南方村
日ノ影町
田原町
三ケ所村
三股町
庄内町

東臼杵郡
西臼杵郡
北諸県郡

鹿児島県　四級地　鹿児島市のうち昭和二十五年九月三十日における鹿児島市及び伊敷村の区域

三級地　名瀬市
鹿児島郡

二級地　阿久根市
枕崎市
出水市
串木野市
指宿市のうち旧指宿町の区域
熊毛郡
大島郡
西之表町
古仁屋町
亀津町

一級地　揖宿郡
川辺郡
日置郡
出水郡
姶良郡
曽於郡
肝属郡
薩摩郡
熊毛郡のうち二級地以外の区域
大島郡のうち三級地及び二級地以外の区域
頴娃町
川辺町
伊作町
市来町
東市来町
高尾野町
東長島村
西長島村
吉松町
牧園町
栗野町
横川町
帖佐町
蒲生町
財部町
大崎町
串良町
高山町
東串良町
里村
上甑村
下甑村
鹿島村
知名町
和泊町
喜界町

調査報告書

農林政策に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年十二月一日

農林委員長　森　八三一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

重政　庸徳　大矢半次郎
菊田　七平　宮本　邦彦
清澤　俊英　松永　義雄
松浦　定義　溝口　三郎
岸　良一　江田　三郎

第十九回国会閉会後閉会中における「農林政策に関する調査」は、農地改革の成果の維持、昭和二十八年産米価格の追加払、本年産米麦価の支持及び玉糸価格の安定等農産物価格、肥料及び飼料等農業資材の供給の確保及び価格の安定、農産物の検査、保管及び輸送等農産物の流通、農業移民の促進、乳価の維持及び飲用乳処理基準の改訂等酪農の振興、造林の促進並びに本年の病虫害、雹害、風雪害、冷害及び風水害等の災害対策等わが国農林政策の基本的及び応急的諸問題について或いは政府当局の意見を徴し或いは現地に出向いて鋭意調査が行われ、特に重要な問題については政府に対して必要な申入を行いその実行が期せられた。

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年十二月二日

法務委員長　高橋進太郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

宮城タマヨ　吉田　法晴
梶原　茂嘉　中山　福蔵
一松　定吉　小林　亦治
北村　一男

経過概要

当委員会は、「検察及び裁判の運営等に関する調査」の対象を、前期国会から引続き裁判所制度の改正問題におき、裁判所の機構、審級制度及び裁判官の任用制度等の基本調査を目的として宮城県、愛知県及び福岡県等に議員派遣を行い、下級裁判所等において実情を調査、視察する傍ら、専門員及び調査員をして、文献の研究、関係資料の収集等を行わしめ、将来の法案審議に備えた。しかしながら、これらの諸調査事項は、いずれも今後の我国司法制度の基幹に関する重要課題であり、その内容も又、広範多岐にわたつているため、閉会中には、本件の調査は終了し得なかつた次第である。

調査報告書

国際情勢等に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年十二月二日

外務委員長　石黒　忠篤

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

佐多　忠隆　曾祢　益
高橋　道男　小瀧　彬
羽生　三七　大谷　贇雄
岡田　宗司

経過並びに結果

第十九回国会閉会後、当委員会は、内閣総理大臣の海外出張、対ビルマ及びフイリッピンとの賠償問題、対米債務、中・ソ両国との国交調整に関する問題、米国の対日援助に関する諸問題、竹島の領土権に関する件等に関し委員会を開会して、その調査研究にあたると共に実地調査、資料の蒐集等に努めたが、これ

ら問題の性質上その調査を終えるに至つていない。

調査報告書

租税、金融制度及び専売事業等に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年十二月二日

大蔵委員長　西郷吉之助

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　藤野　繁雄
井上　清一　入交　太蔵
平林　剛　東　隆
木村禧八郎　安井　謙
豊田　雅孝　小酒井義雄
土田国太郎

本件に関しては、閉会中北海道（七月十一日より十七日まで七日間）大阪府、京都府、兵庫県（八月二日より七日まで六日間）福岡県、熊本県（十月五日より十一日まで七日間）にそれぞれ議員を派遣し、租税行政、徴税状況及び財政金融の実情等に関し現地の実情を調査する外、八回に亘り委員会を開き、当面の諸問題について調査を行つた。

八月十八日　金融一般情勢、資金運用部資金の運用方針その他財政投融資の実情及び証券市場の最近の情勢等について河野銀行局長、阪田理財局長より説明を聴き、質疑を行う。

八月十九日　製造たばこの売行状況、租税徴収状況及び中小企業に対する租税対策について宮川日本専売公社監理官、渡辺主税局長、平田国税庁長官より説明を聴き、質疑を行う。

九月七日　外国使節団等の来訪に伴う通関手続について北島税関部長より説明を聴き、質疑を行う。

九月八日　中小企業に対する租税、金融対策、証券取引所争議問題等について小笠原蔵相及び阪田理財局長、河野銀行局長に対し、質疑を行う。

十月十二日　国民金融公庫の業務状況及び恩給担保金融の実情、最近特に第3・4半期の一般金融情勢について櫛田国民金融公庫総裁及び井上日本銀行副総裁より意見を聴き、質疑を行う。

十月十三日　国際通貨基金総会の状況、法人税軽減に関する諸問題について小笠原蔵相及び渡辺主税局長より説明を聴き、質疑を行う。

十一月十一日　外国為替専門銀行として発足以来の東京銀行業務状況について堀江同行常務取締役より、年末金融対策について小笠原蔵相より説明を聴き、質疑を行う。

十一月十二日　日本輸出入銀行の業務状況について山際同行副総裁より説明を聴き、質疑を行う。

外資導入等アルミ工業問題について参考人宮崎アルミ産業危機打開全国労組同盟会長及び山田日軽金取締役営業部長より意見を聴き、質疑を行う。

右の外各種調査資料の収集等を行つて来たのであるが、何分にもその対象が広汎多岐に亘つており、なお調査すべき事項が山積しているため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

教育、文化及び学術に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年十二月二日

文部委員長　堀　末治

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

竹下　豐次　小林　英三
木村　守江　吉田　萬次
相馬　助治　小笠原二三男
安部キミ子　松原　一彦
鈴木　一　野本　品吉

本委員会は左記の諸点について調査を行つた。

一、七月十五日より八日間にわたつて関西方面に四委員を派遣し、大阪市立大学の接収校舎問題、文化財の水害復旧状況、旭丘中学のその後の処置状況、大阪市における不正常授業状況その他の諸点につき調査した。

二、教育職員の定期昇給及び昇格に関する件

本年に入つてから教職員の定期昇給及び昇格が全国的に遅滞し始めている状況に鑑み、政府の報告を求めたところ、四月の昇給が七月までに終了した県が二十四府県とのことであつた。このような事情はデフレ下の地方財政の窮乏によるものであるが、本委員会はこの事実を憂慮し、その後佐賀県知事、福島県知事、島根県副知事を参考人として招致し実情を究明した。問題は地方財政の建直しに帰着するのであるが、他面、地方財政に多くの割合を占める教育費の捻出については今後更に別途考慮すべきものがあるという意見も提出された。

三、大阪市立大学接収校舎に関する件

大阪市立大学校舎は終戦後連合軍に接収されて以来今日も尚その一部校舎は未解決のままになつており、それがため教育実施上の障害はもとより、最近に至つては学生に与える心理的影響についても極めて憂慮すべき状態にある。本委員会は事の重大性に鑑み、関係当局に屢々質問、要望等をなし、次のような委員会決議書を文部大臣、外務大臣、調達庁長官、外務省国際協力局長に手交した。

大阪市立大学校舎接収解除に関する決議

大阪市立大学の校舎は、昭和二十年十月以来、実に九ケ年の長きに亘つて米軍の接収するところとなり、現在漸くその一部の解除をみたにすぎない。これがために大学の蒙つている教育上の障害は誠に言語に絶するものであるが、更に引いては大阪市立大学が現在大阪市内の数箇の小学校を使用しているため、これが義務教育に及ぼす影響も又極めて深刻である。

本委員会は、政府に対し、本問題解決のため更に一層の努力を傾注し、速かに全面的接収解除の実現を期すべきことを、強く要望する。

右決議する。

昭和二十九年八月五日

参議院文部委員会

その後も事態は好転しないままに、委員会ではこれを憂慮し、臨時国会に本会議決議を行うことを申し合せた。

四、北九州炭鉱地帯の学童問題に関する件

石炭業界の深刻な不況に伴つて、その影響は漸次教育にも及び欠食生徒・児童、長期欠席生徒・児童の数は益々増加しつつある状況にかんがみ、本委員会は政府にこれが速急な対策を強く要望すると共に、福岡、佐賀、長崎各県の教育長及び教育委員会事務局員を参考人として招致し実情を聴取した。現在炭鉱地帯の欠食児童・生徒数は約七千名に及び各県では学校給食の実施に努力しているが、政府としてもこれに対し強力な援助の措置を講ずるよう要請した。

五、大学教育に関する件

戦後新たに出発した六・三・三・四の新教育制度の中六・三・三の初等・中等教育の制度内容は一応整備されたのであるが、大学教育については今日尚幾多の問題を包蔵している。大学教授の質の問題、入学試験の問題その他大学の制度、内容については解決を迫られている問題が極めて多い。本委員会は大学教育の進展が国の将来を左右する極めて重要な問題である点にかんがみ、中央教育審議会会長亀山直人君の意見を聴取すると共に政府の所信を質し、これが速かな解決を要望した。

六、癩未感染児童の入学問題に関する件

熊本市立黒髪小学校のP・T・Aにおいては、癩未感染児童たる国立療養所恵楓園の園児の同校入学につき深刻な対立が起り、本委員会に陳情があつた。よつて本委員会は十月七日関係者五名を参考人として招致しそれぞれの意見を聴取した。本委員会は本件が当事者間における感情的対立に大きな原因があることを察知した。よつて委員長は懇談において次の覚書を双方に提示した。

「本件については種々懇談の結果、問題の性質上先ず現地において自主的にその解決を図るため、一同協力することに意見の一致をみた。」

右覚書については双方の了解するところとなり、本問題は目下解決に向いつつある。

七、文教施設の風水害状況並びに復旧対策に関する件

本年五月及び七月の豪雨並びに五、十二、十三、十四及び十五号台風による文教施設の被害につい て政府の報告を求めたところ、国立文教施設約一億七千万円、公文教施設約二十五億円、社会教育施設約五千二百万円とのことであつた。本委員会はこれらの復旧について、速かな対策の樹立並びにその実施を要望した。

八、五大市等の教育施設に関する件

戦後の大都市の急激な人口増は、戦時中の戦災、教育施設の手入不足等と相まつて、教育施設の不足を愈々大ならしめている。これが為二部授業は減るどころか増える傾向にあり、関係市当局は苦慮しているこの実情を実地に調査すると共に、政府にこれが対策につき質問し、かつ要望するところがあつた。

九、文化財保護状況に関する件

日光東照宮の神橋復旧に関連して栃木県並びに日光市は神橋附近の早急な道路拡張を要望しているが、この道路拡張のためには附近の老杉七本を切らなければならない。しかるにこの地帯は国立公園特別保護区域となつているため、厚生省はこの道路拡張に対して許可を与えていない。文化財保護委員会としても環境保全の立場から県並びに市のこの要望に対して俄かに賛成でき難いという問題が起つている。本委員会は本問題について関係当局、即ち文化財保護委員会、厚生省、運輸省及び建設省の見解を質した後政府のよりよき案の作成並びに実施が早急になされるよう要望した。

十、昭和三十年度文教予算に関する件

昭和三十年度予算編成期に当り、本委員会は文部大臣の文教政策並びに大臣の方針に基く明年度予算要求額について詳細な質問を行つた。

十一、その他
地方財政調整に関する自治庁通達
教育二法に関連する文部次官通達に関する件（官公労機関紙問題を含む）
相模湖における学生遭難事件に関する件
朝鮮人学校に関する件
高等学校教科課程に関する件等について本委員会は審査を行つた。

調査報告書

通商及び産業一般に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年十二月二日

通商産業委員長　石原幹市郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

加藤正人　小松正雄
森田義衛　河野謙三
深水六郎　青木一男
小野義夫　西川弥平治
石川清一　三輪貞治
酒井利雄　武藤常介

調査未了理由及び調査の経過

緊縮財政を中心とする所謂デフレ経済の進行は、我が国産業経済に深刻な影響を与えており、通商及び産業政策は新たなる角度より検討を要する段階に至つている。かかる観点より、当委員会としては閉会中にもかかわらず十五回に及ぶ委員会を開会し、その間通商産業大臣はじめ政府関係者及び関係業界の出席を求め、その意見を聴取し、又質疑応答を通じ或いは工場視察等によつて慎重に調査を実施し問題解決に献身してきたのであるが、問題は広汎多岐にわたり、その解決策は充分慎重なる態度をもつてのぞまねばならぬので、閉会中に結論を出すに至らなかつた。なお、当該調査において委員会における主要な議題となつた貿易振興対策、綜合燃料対策、電力問題及び中小企業対策についての調査の経過と問題点は次の通りである。

一、貿易政策に関する件

貿易政策の審議に関する主題は、言うまでもなく手持外貨の減少に伴う対策としての国際収支の改善、特にコストの引下げによる輸出振興策にあるわけで、政府としても、「十七億四千万弗を目標」とする新輸出計画を発表し、また、明年度の通産省要求予算中で貿易振興費として、約百八億円を計上しているが、当委員会では激化する貿易競争の趨勢に則して、右の諸施策を中心として、政府当局に対し質疑し、かつ督励したが、その過程で明らかになつた問題及び今後に残された課題は、ほぼ以下の如くである。

(一)　政府の新輸出計画の要旨

目標である三十一年度の輸出高十七億四千万弗は人為的な対策であるリンク制や補助金などを考えずに行き得るものとして居り、また同年度の輸出高二十億弗は食糧、原材料など経済自立に不可欠なものについて案出したとのこと。その他海外市場の動向、国内産業構造の変動、西欧の通貨の自由交換性及び中共貿易の緩和などをも勘案して立案したもの。

(二)　三十年度通商産業省要求予算中の貿易振興策

貿易対策として総額約百八億円に上る当該要求費目中に盛り込まれた主要な方策は、

(1)　産業別輸出会議の設置、(2)　輸出振興のための国民運動の展開、(3)　海外見本市への参加、(4)　貿易斡旋所の増強、(5)　海外市場調査及び宣伝の拡充、(6)　特に重機械技術室の強化

などがあり、その他に輸出入銀行の資金源の充実、輸出保険料率の引下げ、委託販売方式に対する特別融資策などが貿易振興案として考慮され、また以上と関連して、バナナ、パインアップル罐詰などに関する特別会計による政府輸入案などが挙げられる。なお下期の外貨予算に関する説明をも聴取した。

(三)　その他の主要問題

(1)　委員会において審議された問題点

以上の如き政府の施策に直接関連する諸質疑のほかに、検討された主な問題としては大略左の様なものである。

(イ)　西欧諸国の貿易補助政策、(ロ)　貿易商社の強化策、(ハ)　商務官制度、(ニ)　インドネシヤの焦付債権の処理、(ホ)　韓国貿易、(ヘ)　パイン、シンガー両ミシンの提携による外貨導入

なお、為替レートの三百六十円の堅持は当局より繰返し声明があつた。

(2)　当面の主要問題

(イ)　輸出入取引法の改正――現行法はいう迄もなく不公正な取引の防止と輸出入秩序の確立を目ざしているが、国際的競争が激化している貿易界の実状からすれば、著しく消極的、制限的であり、かつ運営が繁雑であるから、全面的な再検討を求められている。特に輸出業者の協定だけでなく、生産業者の輸出品に関する協定を認める必要がある如くであり、政府当局もその線を考慮している。(ロ)　ガット加入及び賠償問題――来年二月頃から各国と同時に関税交渉に入り、その結果により締約国が会議を開き、その三分の二の多数で日本の加入を可決した上で、初めてガットに正式加入できるわけであり、その時期の見透しは、来年の中頃以降といわれる。また米国における雑貨等の対日関税引上は依然として問題になつて居り、その中止方の交渉が注目される。

なお比島やインドネシヤ等に対する賠償交渉もプラント輸出等に関連して同様に問題視される。

一、綜合燃料対策に関する件

綜合燃料対策はデフレ経済の進行に伴つて我が国エネルギー資源の大宗をなす石炭と産業エネルギーとして最も近代的効能を有する石油類との競合によつてもたらされたエネルギー構造の調整を中心対象としている。即ちカロリー当りの価格、熱効率、燃焼管理上及び燃焼後の残滓処理上、エネルギー消費の全ての面で石炭より可成り優位性を有する石油類の需要増はそれだけ石炭の需要減をもたらしただけでさえ石炭の世界的軍拡インフレの終熄とともに、過剰生産の重荷を負い、不況に悩む石炭鉱業の不振に拍車をかけ、貯炭の累増、休廃止炭鉱の増大、失業者の増加等、我が国石炭鉱業は日に日に深刻な様相を呈している。当委員会としては当該事案については、本年頭初より調査、検討を重ねてきたのであるが、閉会中も調査を継続し、通商産業大臣をはじめ、関係政府当局と質疑を行い、又日本石炭協会会長、日本石炭連合会会長、日本炭鉱労働組合執行委員長等を参考人として招致し、その意見を聴取する等、鋭意問題解決に努力してきたのであるが、何分にも問題がエネルギー構造の画期的変革を決定するもので閉会中に、その結論を得ることができなかつた。

以下当委員会における質疑応答の他調査の結果明らかにされた点について述べてみたい。

(一)　政府の対策

(当面の対策)

(1)　重油の消費制限――重油需要は野放しの儘で置くときは、益々増大し、石炭よりの転換は激増する情勢にかんがみて政府は本年度初頭より「閣議了解」に基づいて、昨年度実績、五百三十七万キロリッターの消費ベースを堅持することを定め行政指導によつて消費規則を実施中であるが、その効果について若干の疑問があり、石油と石炭の消費分野の見透しから勘案してより強力な法規統制を通産当局が事務的に検討しつつある。

(2)　輸入炭の制限――輸入炭は二十八年度実績約四百万トンで、本年初頭計画三百八十万トンであつたが、大体本年度実績三百万トン程度に止めるべく目下計画中である。本年はこれ以上規制することは困難である。

(3)　融資――不況にあえぐ石炭鉱業の当面の金融は目下の急務であるが、これは政策的な投融資の問題でなく、運転資金供給の問題であるので、業界の自主的解決につべきものであるというのが政府の基本的態度である。従つて累増する貯炭を中心とする融資も金融対策としてはケースバイケースの方策を採用して行くようである。又、設備資金特に政府関係の設備資金の返済については、開銀当局としては企業事情を考慮する方針で現在各企業別に調査している段階である。

(4)　失業、労働対策――石炭の需給のアンバランスに関連して、当然失業問題が大きくクローズアップされてくるが、政府としては、鉱害復旧事業予算三十年度以降の分の繰上げ支出し、事業の総量としては、約七億円、その内四億円が国庫の負担であり、これによつて一日平均八千人強の労務者を吸収できるとしている。

(恒久対策)

(5)　石炭合理化対策の立法化――わが国石炭鉱業に根本的に要請せられているところは、コストの引下げであつて、そのために石炭鉱業の合理化が必要であるとの見地から政府としては同対策の立法化を検討中である。その大要は左の通り。

「石炭合理化対策の立法要綱」

(イ)　設備の合理化

(i)　堅坑開さく工事――現在着工中のものを含め、六十八本の堅坑を三十二年度末までに完成する。

これに要する資金は、既支出額を含め約四百億円に達するが内十数億円を

世銀借款に期待する外、毎年度財政資金から五十億、計画年度間二百億円の投下を考慮する。

(ii) 一般合理化工事――二十五年度以降炭鉱の機械化は急速に進捗したが、今後なお採炭、運搬、送炭の各部門につき機械化を促進する必要がある。これに投下する財政資金は毎年度三十億円とする。

(ロ) 生産体制の集約化

計画完成時における適正生産規模は年間約四千七百乃至四千八百万トンと思料されるのでこれを目標として能率炭鉱への生産集中、生産体制の集約化を図ることとし非能率炭鉱の休廃止、鉱業権の整理制度及び坑口開設許可制度の諸措置を講ずる。

(ハ) 炭価の引下げ

合理化効果を反映せしめるため、毎年度合理化計画の進捗度に応じ、標準炭価を決定公表し、炭価水準を明示するとともに取引炭価が著しく、これを上廻ると きは、炭価引下の勧告を実施する。

(6) 石油関税の復活―石油関税については昭和二十六年の関税定率法の一部改正によつて課税することになつていたが、当時の経済情勢よりして暫定的に課税を延期し、明年三月三十一日まで、その措置が採られている。しかし輸入原油の値下り及び石炭及び国産原油保護という観点から関税復活が検討されつつある。

石炭業界及び炭鉱労働組合の意見

石炭業界として要望している点は殆んど政府において立案中のものが多く前述の政府の政策と大差ないが簡単に述べると次の通りである。

(1) 過剰貯炭の買上（約二百万トン）及び過剰貯炭を対外賠償に充当するとともに対韓国貿易を促進する。

(2) 重油及び輸入炭を三十年度は重油については年間消費ベース三百四十万トンとし、輸入炭については、百九十万トンとする。

(3) 米国余剰石炭受入は、国内炭需給事情より拒否すること。

(4) 重油及び原油の関税復活をし、その税収入の一部は、重油より石炭への転換設備費に引当てる。

(5) 財政資金融資の返済を一時棚上げし、金利の軽減を図る。

(6) 労働対策としては、公共事業その他生産的事業に炭鉱労務者を組織的、且優先的に転換せしむるとともに、急激に失業者を出さぬよう諸般の方策の整備並びに所要資金融資体制を確立すること。

(7) 企業整備に当り前項の整理資金以外に必要とする資金についても融資の体制を確立すること。

(8) 生産の調整、合理化価格等を自治的に行わしむるためカルテル結成を許容する特別立法又は独禁法の適用除外を早急に行うこと。

なお、労働組合としては、出炭ベースの決定を明確に公表することを特に要望している。

一、電力問題に関する件

電力問題の調査に関しては、特に電気料金改訂問題と、電源開発問題の調査に集中された。即ち昭和二十九年一月九電力会社から電気料金の値上げと料金制度の改正が通商産業大臣に申請され、通商産業大臣は、その申請書に基づき聴問会を開き鋭意その認可について努力を傾注した。然し、今回の料金改訂は影響する所が大きく、当委員会としては、各方面から詳細なる検討を加えた。

なお、電源開発問題についても幾多の問題があり同時に調査を進めた。以下二項目につきその大要を述べる。

(イ) 電力料金改訂問題

昭和二十九年一月十九日九電力会社は、主として新規電源開発の進展による資本費の増加約四〇〇億円を理由として全国平均一四・四%の値上げと割当制度の廃止に伴う料金制度の根本的改正を同時に通商産業大臣に申請した。政府においては、デフレ政策遂行の途上にあり、電気料金の値上げは吾が国経済界全般に与える影響が大きく、その取扱について苦慮しつつ、かつてない慎重な態度で臨んだ。当委員会としては、之と併行して各方面から詳細な検討を加えて来た。九月十日政府の方針が決定、九電力会社はその方針に沿い、補正申請をし、九月十三日認可を受けた。なお、この認可に際しては当委員会の意志が時間的に充分反応出来ず政府の態度には遺憾の点があつた。その決定の基本方針は次の通りである。

料金については、昭和三十年三月末日までは、全国平均としては現行冬期料金ベースに据置くこととする。なお三十年三月以降の料金については電力会社の一層の企業努力、税及び金利負担の軽減等の措置により、低物価政策の趣旨に基づき再検討を加えること。

料金制度の改正については、従来行われて来た割当制度を全面的に廃止し、東北、北陸は完全な一本料金とし、その他の七社は大口電力及び業務用電力については二段料金制を存続せしめる以外は、一本料金とする。然し、割当制度変更により急激な値上りを来たす産業については特別措置を講する。農事用、公共事業用電力については改訂の影響が軽微なるよう特別措置を講ずる。

また燃料費調整は当分の間停止する。

以上の基本方針であり、料金そのものは、一応本年度は全国平均としては値上げをしない事になつているが、料金制度の根本的改正と併行して考えた場合、業種によつては本年度においても相当の影響があり、大口産業の内特種な産業によつては、相当な値上りを来たす情況である。若し本年度中に税及び金利引下げその他適切な措置が講じられず来年度に入つた場合は、その影響は吾が国自立経済達成に重大な支障を与えると憂慮される。今後なお充分なる検討を要する。

(ニ) 電源開発問題

電源開発五ケ年計画は、昭和三十二年度における電力需給の均衡を図るため、昭和二十八年度から五ケ年間に約五一二万kwの電源開発を行うことを目標としているが、最近の実情は既着工及び着工決定分のうち、この五年間に約四六〇万kwの電源完成が見込まれるので目標達成のためには、今後昭和三十二年度までに約五〇万kwの電源開発に着手し、かつ之を完成する必要がある。開発主体別に最近の実情を見ると次の通りである。

(1) 電源開発会社関係

同社は、昭和二十七年九月発足以来、主として大規模電源開発を担当し、現在約一三〇万kwの電源工事及びこれに関連する若干の送変電工事を行うことになりこれが推進に努めている。二十九年度工事量としてはすでに決定された開発地点の工事を進める必要資金として、当初四〇五億円を計上したが緊縮財政の影響により二七五億に圧縮され、五ケ年計画の同社の予定分に約四十万kwのずれを生ずることとなつた。当委員会としては特に電源開発会社総裁小坂順造氏その他首脳者を参考人として、会社運営の根本方針と開発計画及び之が実施の情況について説明を求めた。又同社の開発地点である御母衣発電所の建設工事について幾多の問題点があるので、特に副総裁藤井崇治氏その他関係者よりその実情の説明を求めると同時に現地に議員を派遣詳細な調査を行つた。即ちダムサイトの地質調査の経過及び之と補償問題との関連について調査を行つた。之等はいずれも今後充分な検討を加える必要がある。

(2) 電力会社関係

五ケ年計画では、電力会社の本年度工事所要資金は約一、一七〇億円を予定したが、諸般の事情により一、〇八一億円に圧縮されるのやむなきに至つた。然し乍ら之が調達についても相当な困難が予想されるので工事費の節減に努め、極力予定の工事量達成を期することとし、電源部門は継続工事に重点を置くこととし新規は、原則として之を抑え、送、配、変電、改良工事等も必要最小限度に切りつめた。その後更に緊縮政策の進展により財政投資一割の削減により資金調達に困難を加えたが、電気料金改訂により増資計画が支障なく達成されるならば電力会社の企業努力により一、〇八一億円より二十五億減位に留まり、総体的に見れば本年度工事計画達成にはさしたる影響がないと思われる。

(3) 公営事業関係

公営事業の資金は、全額地方債により調達されているのでその資金源である運用部資金の圧縮は工事推捗に影響するは本年度である。五ケ年計画では本年度一二六億円見込まれていたが一〇〇億に減額されたため、継続工事に重点がおかれることとなつた。

(4) 自家発電関係

大部分の自家発は既に工事を完成し、本年度は開銀対象としてはわずかに継続分数社となり、現状では今後大した新規開発は見られないものと考えられる。

以上電源開発は一応五ケ年計画をベースに努力しているが、デフレ政策の遂行に伴い、開発資金の調達困難と合

せ、需要想定についても相当の変化が予想され、需給両面から今後充分な検討を必要とする。

一、中小企業対策に対する件

先ず第十九国会の参議院の中小企業の危険打開に関する決議につき、その後の実施面の検討より審議が展開されたが右に関して中小企業庁より取り敢えず実施した措置として以下のものが説明された。

㈠
(1) 政府の当面の中小企業対策売掛金が一年以上滞つた分には、その利益相当分だけ課税しない。

(2) 銀行から不渡処分を受けた場合など、その手形等の債権の半額を損失と見做す。

(3) 中小企業金融公庫の支所を府県に一ケ所以上設置することは或程度の時期をかけて解決できよう。

(4) 同公庫貸付先のうち、医師等には結核や精神病等の治療設備を主眼とし、また一般の旅館業等には国鉄指定のうち特に衛生施設などに限定している。

次に年末金融対策の審議により、中小企業庁の措置として明確になつたものは以下の通りである。

㈡
(1) 政府の年末金融対策

政府指定預金の引揚延期として、差当り十月引揚予定の一、六六六百万円のうち、一、二一五百万円を明年二月末まで延期する。

なお十一、十二月の引揚分も四ケ月ほどの延期に努力する。

(2) 政府金融機関による年末融資としては

(イ) 中小企業金融公庫の第三・四半期の貸出予定分六十億円を七十五億円——八十億に拡大し、なお第四・四半期より右に繰上げたため不足した場合は別途考慮し、また同時に長期運転資金を積極的に貸出す。

(ロ) 国民金融金庫の第三・四半期貸出は昨年より十億増して百二十九億円を予定する。

(ハ) 商工中金の第三・四半期貸出は昨年同期の貸出純増を考慮して八十二億円の貸出純増を見込んで手当てするが不足の際は日銀の第二次高率借入などを配慮する。

(ニ) 下請代金の支払促進に関しては既に「不当な支払遅延に関する認定基準」の発表等を行つたが特に年末に際して日銀及び市銀等に対し下請支払融資の促進に協力を求める。

なお以上のほか、中小企業対策として当面している問題としては左の如きものがある。

㈢ 中小企業対策の問題点

(1) 事業協同組合及び連合会による調整組合的な機能に関するもの。

(2) 協同組合の中央会設置、一人一票の議決権改正、預金受入容認その他。

(3) 中小企業と競合企業との事業分野の調整。

(4) 租税に関するもの。（一例——倒産会社に出した回収不能の物品税の措置）

(5) 不渡手形による損害の補償方法。

(6) 大銀行に対して特に下請代金問題に協力を求め、かつ中小企業専門店の拡充を求める。

(7) 中小企業の金融公庫の貸付に中小企業信用保険を付することの不合理に対する方策。

調査報告書

電気通信事業運営状況に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年十二月二日

電気通信委員長　島津　忠彦

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

左藤　義詮　　久保　　等
野村吉三郎　　津島　壽一
新谷寅三郎　　上林　忠次
山田　節男

経過の概要

本委員会は今閉会中日本電信電話公社当局より、デフレ政策下における電信電話拡充五ケ年計画の進行状況及び町村合併に伴う通信系統の整備等について説明をきき、資料の検討を行つた。通信系統の整備は、町村合併の実を挙げるために早急に措置しなければならない問題であるが、本件について委員会が行つた調査の概要は左の通りである。

即ち、委員会で調査したところ、同一行政区域内で二つ以上の電話局の存在する箇所は従来でも相当数あり、それらの箇所も加入区域の合併、市外回線の増設によつて年々若干ずつ救済されてきたが（別表一）、町村合併促進法の施行により、同一行政区域内で二つ以上の電話交換局が存在することになつた地域は本年七月一日現在で八八一ケ所、関係局数は一、六〇四局に達し、今後もなお増加が予想される状況である。同一市町村内の電話通話が市外通話扱であつたり、或は長時間の待合をしなければならない事態については各地からこれが改善について熾烈な要望が起きている。町村合併促進法第三十一条に「公共企業体は、合併町村に係るその業務の運営に関し、町村合併の目的の実現に資するため、管轄区域の変更等必要な措置をすみやかに講ずるようにしなければならない。」と規定されているので、電々公社当局も通信系統の統合整備に鋭意努力しているが、これが実施に当つては、約二九二億円の経費を必要とするので、これを現在進行中の五ケ年計画の枠の中で行えば直ちに右計画実施に齟齬をきたすから、電々公社当局はこの分については一般会計からの繰入れを希望し、別表二の通り三十年度から八ケ年計画、総経費二九二億円で加入区域合併、市外線増設等の整備計画をたて、三十年度は四十億円の経費要求をしている状況である。

以上のように本委員会はデフレ下における電信電話拡充五ケ年計画及び町村合併に伴う通信系統の整備等について一応調査を行つたが、本調査の対象は極めて広汎であるから今後も引続き調査する考えである。

（別表　一）
昭和二六年度以降の加入区域合併状況

二六年度	一七局
二七年度	一八局
二八年度	三〇局
二九年度	一〇局　予定

（別表　二）
町村合併に伴う所要工事費調書（二九・九・二〇）

年度別＼所要工事	区域合併	回線数	回線粁	所要工事費
	六六三（局）	二、二〇〇（回線）	一九、〇〇〇（粁）	二九、二七四、四二八（千円）
三〇年度	一二八	五五〇	四、七五〇	四、〇二一、九四〇
三一年度	一二七	五五〇	四、七五〇	四、〇二一、九四〇
三二年度	一二六	五五〇	四、七五〇	四、〇二一、九四一
三三年度	一二六	五五〇	四、七五〇	四、〇二一、九四一
三四年度	四〇			三、二九九、〇八〇
三五年度	三九			三、二九九、〇七九
三六年度	三八			三、二九五、九〇六
三七年度	三八			三、二九二、六〇一

調査報告書

電波行政に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年十二月二日

電気通信委員長　島津　忠彦

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

左藤　義詮　　久保　　等
野村吉三郎　　津島　壽一
新谷寅三郎　　上林　忠次
山田　節男

経過の概要

本委員会は今閉会中標準放送難聴地域の解消方策に関する件及び放送関係法令の改正に関する件等について、調査を続けたが、その概要は左の通りである。

一、標準放送難聴地域の解消方策に関する件

NHKは放送法第七条の規定によつて「……あまねく日本全国において受信できるように放送を行うことを目的とする」と定められ、年々この目的達成のために施策を講じ、努力を続けているが、昭和二十八年度末現在のカバレージの状況は、本委員会の調査によれば左の通りである。

	全国放送 世帯数	全国放送 %	県別放送 世帯数	県別放送 %
第一放送	一六、一八九、〇〇〇	九七・三	一五、三七三、〇〇〇	九二・三
第二放送	一五、四〇三、〇〇〇	九二・六	一四、〇九八、〇〇〇	八四・八

然しながら、NHK昭和二十九年度予算においては難聴地域解消のための積極的施策が見られなかつたので、本委員会は、右予算、事業計画及び資金計画の承認を与えるに当つて、附帯決議の一つとして「政府並びにNHKは難聴地域のすみやかなる解消につき具体的計画をたててこれを実施すること」と決議し、これに対し政府並びにNHKから「すみやかに期待に副うよう努力する」旨の発言があつた次第であるが、その後、NHKでは、右予算の実行計画において経費の按配、差繰をして左記の計画をたてた。

記

第一放送新設　四局
第二放送増設　二局
第一、第二増力
所要経費　二、七〇〇万円

これによつて、全国放送における第一放送では、難聴地域の世帯数四五万のうち約一二万一千（約二七％）を、第二放送では、一一二三万世帯のうち六万五千（約五％）を救済することになる。結局本計画実施によつて、

	全国放送		県別放送	
	世帯数	％	世帯数	％
第一放送	一六、三一〇、三〇〇	九八・一	一五、六六、五〇〇	九四・三
第二放送	一五、四六七、八〇〇	九三・〇	一四、一四五、五〇〇	八五・〇

となる。

右は郵政省の認可をまつてそれぞれ実行に着手の予定である。

なお外国電波による混信、国内電波による混信、雑音障害等による難聴の問題については、郵政省、NHKその他関係の向においてそれぞれその対策について考究、実施をしつつあるが、本委員会は、NHKの使命に鑑み本件についていま一段の積極的努力をするよう政府並びにNHKに要望した。

二、放送関係法令の改正に関する件

放送法制定当時の国情と今日の情勢の変化、民間放送の続出の状況に対応する等のために、放送関係法令を改正すべきである、との意見が各方面から起されているが、本委員会では七月下旬東北及び四国の両地方に議員を派遣して、地方における実情を調査し且つ関係者、識者の意見を聴いた。両地方において開催した本件についての懇談会において開陳された意見の概要は左記の通りである。

記

(1)　東北地方

NHK側の意見

(イ)　放送法の改正は実情に即した一部改正でよい。

(ロ)　言論統制は好ましくない。NHKにはラジオ・コードがあり注意している。

(ハ)　受信料は現在の制度の維持を希望する。

(ニ)　民放と新聞のつながりを切り離すべきである。

(ホ)　NHKの労組に対して公労法を適用することには反対する。

(ヘ)　周波数、電力の割当は公共性の強いNHKを優先的にしてもらいたい。

(ト)　テレビの普及に助成策を希望する。

民放側の意見

(イ)　放送法改正の基本方針としてNHKと平等にしてもらいたい。

(ロ)　放送法第一条第一項「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること……」中、「効用」を「利用」に置きかえてもらいたい。

(ハ)　聴取料は税として取つた方がよい。

(ニ)　NHKの第一放送、第二放送の系統別目的が法的にはつきりしていない。

(ホ)　番組のバランスは民放とNHKの第一、第二を通じてとればよい。

(ヘ)　チャンネル・プランにおいて周波数、空中線電力の決定はNHKと平等にしてもらいたい。

(ト)　放送用専用線の確保についてNHK並みにしてもらいたい。

(チ)　NHKの芸能人等の専属制をやめるようにしたい。

聴取者側の意見

(イ)　受信料の性格がはつきりしていない。

(ロ)　新聞と放送が一緒になると言論独占化のおそれがある。

(2)　四国地方

NHK側の意見

なし。

民放側の意見

(イ)　言論統制になるような放送法には反対。政府機関としての番組編成審議会の設置には反対である。

(ロ)　受信税を設置してその一部を民放育成のため還元してほしい。

(ハ)　民放もその公共性においてNHKと異なるところがないから、NHKの第二放送の波を整理して、民放にも有利な周波数の割当をしてほしい。出力においてもNHKと同様の取扱をしてほしい。

聴取者側の意見

(イ)　言論統制になるような政府機関としての番組編成審議会の設置には反対である。

(ロ)　NHKの聴取料は現行通りでよい。

(ハ)　教育放送を拡充せられたい。

(ニ)　難聴地域を解消せられたい。

以上のように、本委員会は標準放送難聴地域の解消方策に関する件及び放送関係法令の改正に関する件等について調査を行つたが、電波行政に関する調査は、その対象が極めて広汎多岐に亘つているから今後も引続き調査する考えである。

調査報告書

労働情勢一般に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年十二月二日

参議院議長河井彌八殿

労働委員長　藤原　道子

多数意見者署名

田村　文吉　早川　愼一
加藤　武徳　長谷部ひろ
菊川　孝夫　田畑　金光
阿具根　登

労働情勢一般に関する調査は、貸金問題、失業情勢、労働条件及び労働行政の全般に亘つて、その実情を把握し、政府の労働政策及び労働諸法規の施行状況等を調査することを目的とし、第十九回国会より継続調査を行つてきたものであるが、閉会中に行つた調査の主なるものは次の通りである。

一、日雇労務者の夏季手当の問題について調査を行い、政府にその善処を要望した。

二、石炭、造船その他現下の不況産業の実情及び失業状況等について説明を求めた。

三、近江絹糸、日鋼室蘭、山梨中央銀行、東京証券取引所等の争議の実情及び警察権の介入等の問題について調査を行つた。

四、駐留軍の北海道移転にともない、駐留軍に雇用されている労務者の退職金及び失業対策について、実情を調査したところ、これの解決を困難ならしめている原因が米軍との間の交渉の点にあることが明らかとなつたので、政府にたいし委員会の決議をもつて、善処を強く要望した。

五、国鉄労組の労働問題について当事者を参考人として出席を求め実情を調査した。

六、ピケットの正当性の限界については、従来より参考人より意見を求める等、調査を行つていたが、たまたま労働大臣のこれに対する談話及び次官通牒が発表されたので、更に調査を行うため、利害関係のある労使双方及び学識経験者等を参考人として出席を求め意見を聴取する等慎重に調査を行つたが結論を得るに至らなかつた。

以上の如く十数回にわたり委員会を開き調査を行つたが、本調査はその対象が広汎多岐にわたりその実態を把握することは容易でなく、閉会中には所期の目的を達成するに至らなかつた。

調査報告書

建設行政に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年十二月二日

建設委員長　堀木　鎌三

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石川　榮一　小澤久太郎
鹿島守之助　近藤　信一
田中　一　石井　桂
石坂　豊一　三浦　辰雄
木下　源吾　小笠原二三男

本調査のため、第十九回国会閉会中、委員会を十一回にわたつて開き、災害問題を中心として治山・治水、総合開発、道路、都市、住宅及び補償問題等、建設行政の諸問題について、関係大臣並びに係官から説明を聴取し或は資料の提出を求めて調査を行うとともに、北九州の建設事業、阿仁・田沢並びに最上特定地域総合開発事業及び宮崎・大分・鹿児島・広島・愛媛・高知・徳島・香川・静岡・各県の台風被害状況について実地視察を行つた。

まだ調査に基く結論に至つてないが一応の調査の概要は次の通りである。

一、災害及び災害復旧について

七月上旬及び下旬の梅雨前線による豪雨に続いて八月十八日の台風第五号、九月に入つて台風第十三号、十二号、十四号、十五号と相次いで来襲を受け、南九州、中国、四国、東海、北海道等に相当甚大な被害を蒙つた。

これらの台風による公共土木施設の被害額は建設省資料によると次の通りである。

発生別

	被害額 地方公共団体分	被害額 直轄分	被害額 計
七月災害	六、八七四	二六九	七、一四三
台風五号及び豪雨	三、四二六	三三三	三、六五一
台風十三号	八六一		八六一
台風十二号	一、三九一	一四七	一、六一一
台風十四号	六、五五四	三八七	六、九四二
台風十五号	五、七九三	一五〇	五、九四三

被害地域

近畿、中国、愛知等二府二十三県
中国、四国、九州、和歌山県等十四県
広島、山口、宮崎等十一県
九州、四国、中国等一道二十六県
関東、中部、北陸等、近畿等一都一道一府十九県
北海道、九州、四国等一道二十県

（単位百万円）

即ち、七月以降台風十五号迄三八一億五、〇〇〇万円の被害額で本年一月からの発生災害による累計は総額四九八億円である。

又住宅被害の累計は岩内の大火を含んで減失二一、九七五戸その他六六六、五九〇戸で被害額は三〇四億円と推計されている。

以上の災害に対する建設省の復旧対策としては

㈠ 台風五号以前のものについては査定を終え、一部予算支出を決定、五号以後のものについては目下査定中で年末迄に完了の見込みである。

㈡ 本年発生災害の総事業費は従来の実績等から勘案すると約三八〇億円になり、うち国庫負担額二六三億円、本年度所要国庫負担額は八六億円の見込となり既に四億円を支出した。

㈢ 応急工事に対するつなぎ融資として五号台風までの分五億五、五〇〇万円を融資更に三六億円のつなぎ融資を要求中で、うち七億一、〇〇〇万円は決定した。

㈣ 住宅については減失戸数の約三割に相当する五、〇〇〇戸の公営住宅を二十九年度、三十年度の二ケ年で建設する予定で、差当りつなぎ融資として一億円を支出した。

二、過年度災害について

㈠ 昭和二十七年度以前の災害については二十八年度末で、残りの総額が国費で五一八億円あり、二十九年度はこれに対して八九億円の支出が予定されているが、この残事業については二割程度を圧縮する方針がとられている。即ち

(イ) 二十四年度災害は残りの五〇％程度を切捨或は設計変更を行い本年度中に完成する。

(ロ) 二十五年度から二十七年度に至るものは、本年の支出によってその進捗程度は二十五年度六二％、二十六年度五八％、二十七年度五七％となる見込みであるが、更に圧縮によって進捗率をたかめる。

㈡ 二十八年度災害は総額が国費で一、一一七億円、うち二十八年度に一三六億円、二十九年度に二〇七億計三四三億支出予定で総額に対して三〇％の進捗率となる。

以上の状態から三十年度以降に繰越される災害の事業費総額は一、四四七億円で国費負担額は一、二〇二億円である。

㈢ 災害復旧費については建設省査定と大蔵省査定に開きがある。前述の二十八年度災害復旧費についても建設省は一、一一七億円とおさえているが大蔵省では六五三億と査定している。この点は建設大臣も建設省の査定でいえば三〇％の進捗率となるものが、大蔵省では六〇％となるという査定における政府内の不一致を認めており、これに対しては政府部内の意見の不一致であるから、いずれ調整したいと言明している。

㈣ 二十八年度災害については各県が仕越工事を行っている。この仕越工事については建設大臣は予算以上の工事が進行した場合には大蔵省の了解を得てつなぎ融資で処理したい全国に五〇億円位のつなぎ融資を考えているといい、大蔵大臣は「地元が力が足らん場合には特別にいわゆる金融措置をとっている分もあるし、又とらねばならない分も出て来るかと考えるが、実情に応じてやりたい」と述べている。国における仕越工事の実情を明らかにし閣議においてこれが対策を決めるべき重要問題であると考える。

三、予算経費節約について

昭和二十九年度予算は、歳入歳出アンバランスのまま成立し、これがため政府は約二〇〇億円の予算の節約を閣議において決定した。建設省予算については、七月二十日、建設事務次官名をもって都道府県知事に対し、「予算節約に伴う補助事業の実施について」の通牒を発し、次の如き節約の根本方針を明示している。

㈠ 実施設計画の作成に当っては、実施設計の内容、特に設計単価について再検討を行うこと。

㈡ 契約に際しては、予定単価は従来の入札残金の比率を考慮に容れ、且つ低物価政策に副うよう留意して施定すること。

㈢ 事業の実施に当っては、使用資材の合理的入手を図り調弁価格の引下を考慮するとともに工事の機械化等効率的な施力を図ること。

㈣ 二十九年度完成を予定されている事業については、特に本年度完成に齟齬を来たさないように留意すること。

右の方針に基いて、各局関係事業についてみると、

一、都市計画事業。工法に工夫をすると共に、事業費の一〇％を占める工事用機械器具費、工事雑費、事務雑費の節約に重点をおく。

二、河川局事業。㈠ 災害復旧費及び災害関連事業費は、節約の対象外、㈡ 各事業一律に一〇％減を原則とし、年度内に三％還元することを目標におく、

㈢ 調査費については減額しない、㈣ 河川総合開発事業は各工事一律に行うことは困難であるので、総額において一〇％になるようにする、㈤ 一般の費目については一〇％を減額したその範囲内において実施計画をたて本省の承認を受ける。

三、道路整備費の財源等に関する臨時措置法に基いて行っている一割削減は困難であっているが、保留の形であるが、節約解除を期待して一応事務的に一割節約を行う、㈡ 完成するものは完成させ、節約は他の完成しない工事で行う、

㈢ 設計単価の再検討、不急不要経費の抑制等に重点をおき事業量の伸長を図る、㈣ 有料道路は全体の一割を節約する。

四、住宅建設事業。㈠ 公営住宅の建設計画は、団地数を出来る限り減じ、団地規模を大きくして工費節約を図る、㈡ 工事発注時期を一般建築の発注輻湊の時期を避けて価格の軽減を図る、㈢ 入札に当り業者の選定を慎重にし成る可く団地毎の一括入札を行う、㈣ 資材調達については、設計統一、建設部品の規格統一等により一括購入斡旋を図る。

五、官庁営繕事業。一律削減を避け、合同庁舎の設計変更工事繰延べによる節約に重点をおく。

六、住宅金融公庫資金。本年度資金の約五％、七億円は資金運用部資金の借入金から減らし、年度末に次期に繰越す予託金とされる。しかし七億円の節約は、既に貸付予約を終り、事業は進捗している関係上、年度末に至って七億円を使わないで済むかどうかは不明である。

委員会は、以上の予算節約の方針に対して、事業量と節約による影響の範囲について質疑を行った。建設大臣は「大体公共事業費については一〇％縮小するが年度末までには三％かえす、七％は予定の事業量を縮小するような場合は改めて閣議にかけて二十九年度予算に盛られた事業量だけは完遂したい、」という条件の下に決まっている」と言明している。

四、遠賀川災害問題について

二十八年災害の破堤原因として、政府は、調査未完了の現段階において最終的結論は出せないが、炭鉱の石炭掘さくによる沈下に対しては一応対策を講じていたから、地質の関係、すなわち堤防基盤の砂層によるものであろうと推定している。これに対して、過去において通産省から地下掘さく状況を示す資料を建設省に提示した事実がなく、本年四月に至り始めて建設省から資料を要求している状態に鑑み、従来の河川改修工事が地下の変動を何ら考慮せずに行われている点が指摘された。

今後の対策としては、漏水問題に特に重点をおくこととして、根本的鉱害対策について結論を出すためには相当長期間の調査を必要とするものと考えられている。

又調査のために特別の機関を設けることはなく、北九州特定地域総合開発委員会の部会等を利用して調査を行う予定であることが明らかにされた。尚鉱害問題と関連して、中小炭鉱の緊急失業対策問題が論議されたが、これについては約十二億円の鉱害復旧事業を繰上施行すべく、政府部内で交渉中である。

五、岩内町の大火措置について

九月二十六日の北海道岩内町の大火により、死者六一名、行方不明二九名、住宅の全半焼三、五〇〇余戸に及んだ。これが復興のためにとられた措置は、㈠ 都市復興対策として。災害直後建設省から係官を派遣して現地で北海道庁、岩内町当局と共に復興対策を立て、区画整理、市街地の建築線の確定、街路の設計等を早速に実施することにし、総事業費二億二、〇〇〇万円、うち国庫補助額一億二、二〇〇万円、本年度分として一、九三九万円を内定し、緊急つなぎ融資として一、〇〇〇万円を決定した。㈡ 住宅対策として。災害救助法に基く仮設住宅（一戸五坪七万円）、九〇〇戸を建設した。公営住宅としては、災害戸数の三割九〇〇戸を二十九・三十年度に建設することにし、本年度分として四五〇戸分を計画し、十月中着工事予定、二〇〇戸分に対し、つなぎ融資を要求、又住宅金融公庫からの特別融資として約九〇〇戸分を計画し、大蔵省と折衝の結果、岩内町を含めて四億円（約一、〇〇〇戸分）が本年度発生災害に対する融資枠として決定された。

右の措置に対して、㈠ 岩内町の財政、住民の生計状態を考え、公庫住宅は特に全額融資の途を考慮すべきである。㈡ 応急仮設住宅の基準は全国一律であるが、北海道の特殊事情、或いは北海道防寒住宅建設促進法の立法趣旨にかんがみ規格、構造、建築費等は実情に即して行うようにすべきであるとの意見があった。

六、道路について。(1) 防衛道路、駐留軍並びに日本政府の技術者の協議の結果立案された素案がある。これによれば、計画は原則と

して既設の路線の整備を主とし、道路整備五ケ年計画と重複する部分も相当にあるとつたえられているが、計画自体は発表されていない。これに対する資金問題は今後の折衝の如何にかかり、全く未確定の状態である。(2)　弾丸道路。建設省当局の計画した東海道弾丸道路の外、中央山岳地帯を通過するいわゆる田中案があるが、建設省においても技術的、経済的に実現の可能性を調査検討することとなつている。弾丸道路計画と防衛道路計画との関連性はない。(3)　その他。安全保障諸費をもつて施行する県道改修工事における土地収用問題、砂利道補修費補助の問題、積雪寒冷地帯における道路維持の技術的問題に関する質疑があつた。

七、住宅について。第一期公営住宅建設三ケ年計画は、昭和二十九年度をもつて最終年度となるが、一八万戸計画に対する実績は一二万五、〇〇〇戸に終つた。第二期三ケ年計画は、公営住宅法第六条の規定に基き、建設省において策定され閣議決定を経て国会の承認を求めることとなるが、現在、計画案は住宅対策審議会に諮問中である。同案の内容は次の如きものである。昭和三十年四月一日に於ける住宅不足数を二八四万戸と推定し、これを三十年度から十七年間に解消する。この三ケ年分五〇万戸、更に三十年度以降三ケ年間における新規住宅需要を㈠普通世帯増によるもの五三万戸、㈡災害喪失による需要八万四、〇〇〇戸、㈢老朽化による分一五万戸計七六万四、〇〇〇戸とみ、うち老朽化による分の措置を除いて六一万四、〇〇〇戸分を加えて、向う三ケ年間に一一一万五、〇〇〇戸を建設計画の指標とする。その建設計画内容は、㈠民間自力建設六七万戸、㈡国家公務員住宅、入植者住宅等の建設七万戸、㈢災害時における災害公営住宅の建設一万五、〇〇〇戸、㈣公営住宅建設一八万戸、㈤住宅金融公庫融資住宅一八万戸とするものである。以上の計画案に対して、㈠第二期公営住宅の建設が第一期と同じく一八万戸建設と同数であることの理由、㈡老朽化住宅に対する措置、㈢民間自力建設に対する助成措置、㈣住宅不足数の算定と需要推計との関連、㈤公営住宅一八万戸に対する宅地計画等について質疑を行つた。又宅地造成事業に関連して、東京都砧緑地のゴルフ場建設問題について政府のとつた措置並びに見解をただし且つ都市計画の立場から首都建設委員会の見解を聴取する等調査を行つた。

八、補償問題について。補償問題については、既に、電源開発に伴う補償基準要綱、或いは建設省所管の公共事業に対しては、公共事業用地の補償基準要綱等があるが、制度的にも運営の面においても改善措置を講じなければならない段階に立ち至つていると考えられている。現在、建設省は公共事業の施行者及び土地収用法の主管省として、通産省は電源開発の指導監督庁として、農林省は農地を失う犠牲者の立場を勘案して、夫々の立場から事務当局において対策立案中である。これら三者の案には、かなり顕著な相違点がみられるが、特に建設省と他の二省の考え方の根本的相違点は、前者が土地収用法の改正による手続の簡素化並びに補償審査機関の不備の補充を考えているのに対し、他の二省は、土地収用法に基く手続と別箇に土地調整委員会の権限強化並びにその他機関の新設による手続を制定し、両者のいずれによるも可なりと考えている点である。経済審議庁においては、補償の範囲及び対象、補償基準、補償方法、生活再建、用地取得の迅速を期する為の措置等の諸項目について関係各省事務当局間の意見の調整をはかりつつあるが、まだ意見の一致を見るに至つていない。

九、自衛隊の受託工事について。最近、浜松市内における鋪装工事及び佐賀県における道路工事を自衛隊が受託した事実があることについて、これは建設業者を不当に圧迫し、ひいては労働者の賃銀低下あるいは失業を招くものであるとする意見と、自衛隊に計画的に委託することになり建設事業の進展をはかるべきであるとする意見がのべられた。これに対し、建設事務当局は、(1)　自衛隊の自衛隊法にもとづく受託工事は建設業法違反でない、(2)　自衛隊の受託により工事予算に残が出た場合は、大臣の承認を経て設計変更を行い事業量を伸長している、(3)　現在の状況としては、まだ建設業者に打撃を与える迄に至つていないが、将来もしそのような事態が起れば何らかの考慮をする必要がある。とのべ、更に建設大臣は、今後の方針として、自衛隊に委託するのが適切なりとされる事業の性格、あるいは基準を明確にすることによつて、建設業者の指導援助と福利増進をはかる立場と、自衛隊の受託を通じて国民全般の利益をはかる立場とを調整しうるごとく、具体的方策の調査研究を行うとのべている。

十、実地調査について。前後二期にわたり、計五ケ班を派遣した。(前期)第一班は七月十八日から六日間、福岡、佐賀、熊本の三県について、北九州における災害復旧等建設事業の視察を行つた。主なる視察個所は、関門国道、門司市、八幡市、遠賀川、筑後川、嘉瀬川、熊本市、白川等である。第二班は七月二十五日から六日間、山形、秋田両県について、最上、阿仁田沢特定地域の建設事業を視察した。主なる視察個所は、野川の菅野ダム、小国川、最上川、赤川、荒沢ダム並びに八久和ダム、雄物川、八郎潟、玉川鎧畑ダム等である。(後期)第一班は十月一日から八日間、大分、宮崎、鹿児島県について、第二班は九月二十九日から九日間、広島、愛媛、高知、徳島、香川の五県について、第三班は十月七日から二日間、静岡県について、台風第十二号、第十四号及び第十五号による被害状況の視察を行つた。台風被害状況視察の結果、提起された問題を要約すれば次の通りである。

(1)　河川改修工事の促進をはかるとともに、河川工作物の維持修繕に対し、国庫補助の途を十分立てる必要がある。(2)　中国、四国の海岸堤防の復旧には地盤沈下対策を並行させる必要がある。(3)　多目的ダム管理方式を早急に確立する必要がある。等である。

調査報告書

日本経済の安定と自立に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年十二月二日

経済安定委員長　小林　政夫

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

中川　以良　　八木　秀次

奥　むめお　　鮎川　義介

郡　祐一

本委員会は、第十九回国会閉会中表記の件に関し、継続して調査を行つて来たが、特に現下の困難な経済情勢に鑑み、七回に亘つて委員会を開き、貿易問題等当面する経済問題並びに長期経済計画等左記諸件について鋭意調査を進めた。然し我国経済が当面する諸問題は極めて多事多難であり、更に引続き我国経済自立のための諸方策に関し内外情勢の変転に即応して調査を行わんとするものである。

右報告する。

記

一、総合経済政策に関する件
一、現下の経済情勢と将来の見通しに関する件
一、財政投融資の現状及び金融政策に関する件
一、新輸出計画及び貿易問題に関する件
一、基礎産業合理化に関する件
一、対米借款交渉の経過及び対米借款事業計画に関する件
一、最近における独禁法施行状況に関する件
一、外資導入に関する件

調査報告書

行政機構の整備等に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年十二月三日

内閣委員長　荒木正三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

堀　眞琴　　堂森　芳夫

植竹　春彦　　高瀬荘太郎

長島　銀蔵　　井上　知治

内閣委員会は、前期国会閉会後も引き続き行政機構の整備等に関する調査につき委員会を八日間開き広汎な範囲に亘つて各種の問題を調査し来つた。

即ち木村防衛庁長官から自衛隊の整備の状況、特に北海道における自衛隊増強の現況について、詳細なる説明を聴取するとともに昭和三十年度防衛費及び国防会議等に関して委員との間に応答が重ねられた。

又、山口海上保安庁長官から昭和三十年度予算における海上保安庁の施設並びに装備の増強計画並びに、昭和二十九年度同庁の行つた主要な活動状況等について、次いで外務省アジヤ局長から最近の竹島問題について、各々説明を聴取した後、委員との間に応答が行われた。

又、塚田行政管理庁長官から行政機関職員定員法の一部改正法律実施後の各行政機関職員整理の現状及び明年度における行政機構改革の構想等について、谷口内閣官房副長官から反民主主義活動対策協議会について、又、公安調査庁当局から最近の治安状況等に関して、それぞれ説明を聴取した後、委員との間に質疑応答が行われた。

又、総理府恩給局長から、恩給法の一部改正法律実施後の恩給事務の処理状況及び旧軍人恩給の加算、通算制について、ついで調達庁次長から駐留軍労務者の人員整理に伴う退職金問題等について、それぞれを聴取した後、委員との間に質疑応答が行われた。

行政機構の整備等に関する調査は、その範囲の広汎であるのと、又その性質の重要であるがため、以上の調査では未だつくされていないので、今後も継続して調査を行う必要があると認める。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えない

が、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年十二月三日

地方行政委員長　中田　吉雄

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

宮城タマヨ　吉田　法晴
梶原　茂嘉　中山　福藏
一松　定吉　小林　亦治
北村　一男

経過概要

当委員会は、「検察及び裁判の運営等に関する調査」の対象を、前期国会から引続き裁判所制度の改正問題におき、裁判所の機構、審級制度及び裁判官の任用制度等の基本調査を目的として宮城県、愛知県及び福岡県等に議員派遣を行い、下級裁判所等において実情を調査、視察する傍ら、専門員及び調査員をして、文献の研究、関係資料の収集等を行わしめ、将来の法案審議に備えた。しかしながら、これらの諸調査事項は、いずれも今後の我国司法制度の基幹に関する重要課題であり、その内容も又、広範多岐にわたつているため、閉会中には、本件の調査は終了し得なかつた次第である。

調査報告書

郵政事業の運営実情に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年十二月三日

郵政委員長　上原　正吉

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

池田宇右衞門　八木　幸吉
最上　英子　柏木　庫治
永岡　光治　廣瀬　久忠
三木　治朗

経過の概要

本委員会は、今閉会中「郵政事業の運営実情に関する調査」の諸項目中、保険金引上後における募集状況、積立金の運用状況、行政機関職員定員法改正後における業務運行状況、郵便局舎整備状況等について主として調査を行つた。即ち、これらについて、委員会の席上政府当局から説明をきき、資料の検討をなすと共に広島及び仙台郵政局管内に委員の派遣を行つて現地を調査する等鋭意実情把握に努力して来た。

特に郵便局舎については、四十年以上の老朽局舎及び戦災復興を要するもの多く、ために事業の運営を妨げるばかりでなく国民の蒙る不便亦多大であるので政府の整備六ケ年計画を詳細に聴取した後政府に速かなる善処方申入れを行つた。

然しながら本調査は、その対象が極めて広汎多岐にわたつており、他にも幾多調査すべき重要事項があるので引続いて調査する考えである。

調査報告書

水産政策に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査を終えないが、ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十九年十二月四日

水産委員長　小林　孝平

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

千田　正　野田　俊作
島村　軍次　有馬　英二
雨森　常夫　青山　正一
秋山俊一郎　森崎　隆

調査概要

一、ビキニ被爆事件に関する件

本件は委員会を十五回にわたつて開催し、先ず七月七日には水産庁調査船俊鶻丸によるビキニ海域の調査について、参考人として、調査団長水産庁南海区水産研究所資源部長矢部博君外十一名を招致して、その結果及び意見を聴取した。而して損害補償問題に対する政府の施策につき、逐次経過を聴取するとともに、善処方を要望し、その間第五福龍丸の久保山無線長の死去による新事態の発生に際しては九月二十七日の委員会において「水爆による水産被害に関する決議」を行い、左記事項の解決に万全の措置を講ずるよう政府に要望した。

一、原水爆保有国の原水爆実験並びに使用禁止

二、わが水産業に与えた損害に対する完全補償

ついで、十一月十日には、水爆実験の違法性の問題並びに直接間接の損害賠償の問題等に関し、国際法及び民法上から見た見解を明かにするため、参考人として愛知大学法経学部教授入江啓四郎君外三君を招致して意見を徴した。

以上調査の過程において、政府から明かにされたことは

1　米国からの補償額決定遅延の理由は、政府から米国に対する要求額は二〇億円を上廻るのに対し、米国は八〇万ドル（二・八億円）乃至百万ドルの支払いを申し出ており、これが増額を要求折衝中であるためという。

2　国内的措置として米国の補償額決定に至るまで立替払として廃棄鮪に対する損害補償として一四九隻分、二、八四九万円が、支出され関係漁業者及び市場関係業者に対する融資として、神奈川県八、三二〇万円、静岡五、〇〇〇万円外一七府県に対し総額二六、七八〇万円が決定された。また第五福龍丸の乗組員には、一人当り五〇万円の慰謝料、故久保山君の遺族に五五〇万円が支出された。

二、漁船だ捕事件に関する件及び東支那海における漁船撃沈事件に関する件

依然として未解決の状態にあるだ捕事件の経過及び対策等につき状況を聴取し検討を加えた。

また、十一月二十二日東支那海台州列島南方の農林五五四漁区において操業中の以西底曳船一隻が国籍不明の艦艇に撃沈され、死者二名、重傷者三名を出したる事件について、関係政府当局より報告を求め、対策を検討した。

三、国連軍による漁業損害補償に関する件

山口県姫小島周辺における国連軍の爆射撃による損害補償を中心に、六月一日より実施された関係法律の運営実施状況につき政府から説明を求め、緊急適切な措置が執られるよう要望した。

四、昭和二十九年五月の北海道における暴風雨による漁業災害の復旧資金の融通に関する件

本件に関し制定された特別立法の運営に関し、資金融通についてその後の情勢及び政府のとつた措置について説明を聴取し、速かに適切な措置が進められるよう要望した。

五、昭和三十年度水産庁関係予算に関する件

予算編成に関連する水産施策について、説明を求め特に、今後も続行を予想せられる水爆実験に対する予算措置及び漁港整備に関する予算について善処方を要望した。

六、農林漁業金融公庫の資金の割当に関する件

農地・林野・水産及び共同施設等に対する資金の融通の中特に軽視され勝ちな水産に対する枠の割当に関し検討を加えた。

七、台風被害に関する件

九月十三日鹿児島南部に上陸北上した台風十二号を始めとし五号、十三号、十四号及び十五号台風による被害状況の報告を聴取するとともに特に被害の甚しかつた岡山、香川、愛媛、兵庫、徳島、高知等へ議員派遣による実情調査を行い、これが救済対策につき政府を督励し来つたのであるが、漁船漁具その他施設等を損失して被害を著しく受けた漁業者に対する復旧資金の融通に関し、特別措置の法案が次国会に提案せられる段階に至つた。尚、漁船の損失に対する保険制度改正等の点について善処方を要望した。

八、北洋漁業に関する件

本年度の北洋漁業、即ち母船式鮭鱒漁業、かに漁業、捕鯨業の状況について説明を聴取し、特に最近経営難にあるという北緯四十七度以南の鮭鱒流網漁業において、業界から要望せられている五十一度線までの拡張について政府の見解を質し意見を聴取した。

九、漁港に関する件

漁港整備計画と実行予算に伴う着工のあり方について政府の所信を質し善処方を要望した。

一〇、ラッコ、オットセイ猟獲に関する件

猟獲を禁止せられているラッコ、オットセイの有用魚族食害に関する日・米・加三国共同調査が、先般行われたについて、その情況を聴取し、或る程度の結論を得て条約改正に向つている旨の報告を得た。

一一、韓国海苔輸入問題に関する件

国内生産者の圧迫から重視していた本件に関しその後の経過を聴取した。発表によれば「韓国海苔需給調整協議会」が関係業者代表によつて設立され、十分な検討を経て、関係省への答申となり、本年度輸入総量一億枚、一〇〇万ドルの外貨割当が決定、入荷を見ることになつた旨の報告があつた。

本調査概要は以上の通りであるが前後二十一回に亘つて委員会を開会し関係国務大臣、政府委員及び説明員等から具さに実情を聴取し慎重に検討を行つたのであるが未だ調査を終るに至らなかつた。

右、報告する

参議院会議録第五号正誤

頁	段	行	誤	正
七九	三	一五	非帯	非常
八二	一	一八	会計	合計
九〇	一	一九	程程	程度
一〇五	三	終五	中心した	中心とした
一一五	一	二―三	貸し付けるものとする。	貸し付けることができる。
一二六	二	六	在る場合の特例	ある場合等の特例
一二七	五	三		
一二八	二	一七		
〃	〃	終五		
〃	〃	終八	「、第百三条	「第百三条
一一九	二	一五―一六	「前項」に、	「前項本文」に、
一三〇	五	二	第一項	第一項中
一三一	二	四	百九十四条及び第百九十五条の	百九十四条の
一三三	一	一五	おいて、	おいて
一三七	三	一四	第二百五十三条第二項	第二百五十三条第三項
一三九	四	五―	とおり	おとり
〃	〃	六		
一三〇	四	終九―八	増加して	増加した

定価一部十五円（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段(33)三一一一―三九　振替東京一九〇〇〇　官報課

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可